

官報 号外

昭和六十一年十一月二十六日

○第七回 参議院 會議録 第十号

昭和六十一年十一月二十六日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十号

昭和六十一年十一月二十六日

午前十時開議

第一 千九百八十六年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 特定地域中小企業対策臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

第五 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
一、国家公務員等の任命に関する件
一、老人保健法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(藤田正明君) これより会議を開きます。

昭和六十一年十一月二十六日 参議院會議録第十号 国家公務員等の任命に関する件 議事日程追加の件 老人保健法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、中央更生保護審査会委員に金平輝子君を、公安審査委員会委員に堀田勝二君、山内一夫君を、電波監理審査委員会委員に生田正輝君を、地方財政審議会委員に木下和夫君を任命することについて、本院の同意を求めています。

まず、中央更生保護審査会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

次に、公安審査委員会委員、電波監理審査委員会委員、地方財政審議会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

○議長(藤田正明君) この際、日程に追加して、

老人保健法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。斎藤厚生大臣。

〔国務大臣斎藤十朗君登壇、拍手〕
○国務大臣(斎藤十朗君) 老人保健法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

人口の高齢化が急速に進む中で、増加の避けられない老人医療費を適正なものとし、国民がいかに公平に負担していくかという問題は、老人保健制度を長期的に安定したものとしていく上で不可欠の課題であります。

また、今後急増すると予想される寝たきり老人等の要介護老人に対し、保健、医療、福祉を通じて総合的な施策の展開が求められております。こうした状況等を踏まえ、老人保健制度を幅広く見直すこととし、老人保健法等の一部を改正する法律案を第百四十四回国会に提出したところでありますが、継続審議となった後、第百五十四回国会において衆議院の解散に伴い廃案となり、成立を見るに至らなかったものであります。

しかしながら、老人保健制度の改正は、今後の本格的な高齢化社会において、国民が安心して老後を託せる制度を確立するという観点から、極めて重要なものでありますので、ここに再度この法律案を提案し、御審議を願うこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、一部負担の改正であります。

現在、外来の場合一月四百円、入院の場合二ヵ月を限度として一日三百円となっておりますが、これを改め、外来については一月千円に、入院については期限を撤廃して一日五百円に改定することとしたしております。健康に対する自覚と適正

な受診、さらには世代間の負担の公平という観点から、被用者保険本人や在宅療養者とのバランスも勘案して、定額制を維持しつつ、一部負担金の額の引き上げをお願いするものであります。

第二は、加入者按分率の引き上げであります。

昭和六十一年度は八〇%、昭和六十二年以降は一〇〇%に引き上げることとしております。老人医療費につきましては、老人加入率の高い保険者ほど負担は重いものとなっております。各保険者間の老人医療費の負担の不均衡は一層拡大しております。このため、加入者按分率を引き上げ、どの保険者も同じ割合で老人を抱えるようにし、負担の一層の公平化を図ることとしております。

第三は、老人保健施設の創設であります。

寝たきり老人等の要介護老人にふさわしい医療サービスと生活サービスを提供する施設として、老人保健施設を創設するとともに、この施設を利用する老人に対する新たな給付として、老人保健施設療養費を支給することとしております。

以上のはか、特定療養費制度を導入するとともに、老人保健施設の創設に伴う医療法、社会福祉事業法の改正なども行うこととしております。

また、国民健康保険法を改正し、正当な理由がないのに保険料を滞納している者に対し、給付を一時差しとめる等の措置を講ずることとしております。

なお、この法律の施行期日は、本年十一月一日としておりますが、老人保健施設に関する事項は公布の日から一年六ヵ月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第でありましたが、衆議院におきまして次のとおり修正が行われております。

その第一は、外来の一部負担金は八百円とすること、第二は、加入者按分率について、昭和六十二年から六十四年度までは九〇%とすること、第三は、施行期日について、昭和六十一年十一月一日からとされていた部分については、昭和六十

昭和六十一年十一月二十六日 参議院會議録第十号 老人保健法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一年十二月一日からとすることであります。
以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(藤田正明君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。千葉景子君。

〔千葉景子君登壇 拍手〕

○千葉景子君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、総理並びに関係各大臣に質問をさせていただきます。

まず、緊急の課題といたしまして、国民生活に大きな不安を投げかけている三原山噴火に伴う諸対策について伺いたいと思います。

大島住民の皆様の突然の困難への遭遇に對し、心から御同情申し上げるとともに、一日も早い平常な生活への復帰を念願するものです。

新聞の報道によれば、三原山の噴火に相呼応するかのよう、阿蘇山と桜島が活発に動き始め、桜島では巨大な噴石がホテルを直撃したとのことであります。これらを見るに、火山国である我が国では、地震対策とともに火山噴火の予知体制が確立されなければなりません。

そもそも、大自然の力を人間の力で抑えつけることはできません。しかし、少しでも早く予兆を知ることができれば、それに基づく事前の対策を講ずることができ、専門家の所見によれば、予知のための国家予算を現在の数倍にふやせば、そして予知に携わる人と観測点を数倍にすれば、予兆はつかめるとのことです。このたびの噴火では被害は最小限に食い止めることができたと思いますが、国民の生命と財産を守る国の責任を考えると、火山対策はその緊急性が迫られているのではないのでしょうか。

総理、国を守るということは武器を持つことではありません。緑あふる自然を愛し、何よりも人の生命を大切に、お互いの人権を尊重し、平和を求め続ける社会をつくることです。これにこたえて誠実に謙虚に政治を行う政府があつて初めて愛国心も生まれようというものです。火山対策についての総理の国民にわかりやすい御答弁をお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案について、総理並びに関係各大臣に御質問をいたします。

現在、我が国は急速に高齢社会の道を歩んでおります。平均寿命も伸長し、二十一世紀には人生八十年時代が定着するものと思われまします。今、私たちに課されていることは、老後に不安のない生活ができるようにするため、いかなる施策を講ずべきかを真剣に検討することではないでしょうか。

かかるに、計画性のない行財政改革が進行し、特にマイナスイメージでの予算編成に見られる防衛関係費の突出が社会保険予算に深刻な影響を与えております。

ここ数年の社会保険予算の編成は、老人医療の有料化、医療保険に見られる国庫負担の現役被用者に対する負担の転嫁、公的年金における給付水準の引き下げによる国庫負担増減、各種の社会保険における国庫負担の繰り延べ、国庫補助率引き下げによる地方へのツケ回し等、全く長期的展望のないものであり、むしろ将来の社会保険予算の硬直化要因を積み重ねていと言わざるを得ません。社会保険予算について、現在のように一律削減の対象にし、しかも単年度主義による編成を行うことは、そもそもが無理であり、このような予算編成方法をとる続ける限り、次から次へと福祉の後退を余儀なくされてしまうのではないのでしょうか。二十一世紀高齢社会に向けて増大する社会保障の財源をどのように確保していくと考えているのか、この際、総理並びに関係大臣の明確な御答弁をお願いいたします。

以下、具体的に改正案についてたゞだしてまいりたいと思います。

まず指摘しなければならぬのは、患者の医療費一部負担の強化の内容とその理由であります。政府案は、通院の場合、現行の一月につき四百

円を千円に、入院の場合、一日につき三百円を五百円にそれぞれ引き上げるといふものであります。さらに、入院の場合については、負担は二カ月を限度としていたが、今後は期限を取り払い、入院している限り負担せよといふものになります。したがって、一年間通して入院した場合、現行の十倍もの入院費を要することになります。その一方で、入院すれば、入院費用だけでなく差額ベッド代、付添看護料あるいはお世話料など、いわゆる保険外費用が患者の大きな負担となつていくのが現実です。その額として、月々十万円以上払つていらっしゃる方が入院中の半数以上を占めるといふ報告もあつますが、厚生省はこれらについて患者の側から情報を集め、調査する努力さえ怠つてゐるのではありませんか。

多くの老人は、加齢に伴つて所得が減少するが、限りなくゼロに近づく場合が多いのが現実です。収入の大半が公的年金だけだといふ老人も少なくありません。したがって、治療費一部負担の制度自身が老人及び家族に及ぼす影響は極めて大きく、事実、老人保健法施行直後、老人の受診率が急激に低下したことは明白なところであります。現在でも何らかの形で受診を抑制している場合が多いことを高齢者の方々からお伺いいたします。

衆議院でよくわづかの修正がなされたものの、結局はお年寄りの医療費負担をふやすだけの内容には変わりありません。国民の納得できる明確な御説明をお願いいたします。

次に、本改正案で問題としなければならぬのは、サラリーマンをねらい撃ちにした実質増税案だといふことです。

患者負担分を除いた老人医療費財源のうち、七割に当たる各保険制度からの拠出金の算定方法の変更によつて、サラリーマン各制度からの拠出分は、改正しない場合に比べて、六十二年度には実に四千三百億円もふえ、国庫負担は逆に三千九百億円も減るといふものです。これを政府は負担の公平のためだと説明しています。負担の公平とは

何でありましょうか。そもそも五十九年度に創設した退職者医療制度は、政府の見込みどおりの加入者を得られませんでした。政府はその見込み違ひとなった数字を前提に五十九年度以降の国庫補助率を引き下げたため、国民健康保険財政に重大な影響を及ぼしていることは周知の事実です。この改正案は、事実上、政府の見込み違ひをサラリーマンの保険で穴埋めさせるものにはかなりません。しかも、政府の見込み違ひによる国民健康保険の財政影響を何で他の制度から補てんしなければならぬのでしょうか。保険制度は、その保険集団の範囲に限つて保険数理を組み立てるものであつて、他の制度を支えることになれば、もはや保険とは性格を異にするものと言わざるを得ません。

また、政府は、この改正のねらいが国庫負担の削減にあるのではないとたびたび説明しておりますが、老人医療費に占める国庫負担割合は、六十年度の四二%から六十二年度には三五%へと七ポイントも引き下がるのに対し、被用者保険側の負担割合は三〇%から四〇%へと一〇ポイントも増大するのであります。これでも国庫負担の減額がねらいではないと言ふのでしうか。

この際、本改正の真のねらいは何なのか、退職者医療制度の見込み違ひを他制度の拠出金で穴埋めすることの不合理性、保険制度に対する考え方、増税なき財政再建に反した隠れた増税であることなどについてどのように説明いただけるのか、政府の御見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、いわゆる中間施設として老人保健施設を創設することについてであります。

寝たきり老人は現在でも全国で七十万人に達し、今後も高齢化に伴い、その数は確実に増加いたします。しかも、特別養護老人ホームの定員数は絶対的に不足しているため、家庭にとどまらざるを得ない場合が多く、その数二十五万人とも言われています。これは家庭における介護に深刻な

問題を招いています。そして、その際の介護者の約九割は女性であり、老人問題はイコール女性問題と言っても過言ではありません。女は母をみると、夫をみると、そしてその後みずからは孤獨な晩年を迎えるという構造が、女性には三つの老後があると云われるゆえんです。さらに、介護者自身の高齢化により、介護そのものが困難な事態も生まれています。

したがって、お年寄りや家族にとって今何より必要とされていることは、公的な責任に基づく地域介護システムの整備だと私は思います。そのシステムは、身体の不自由なお年寄りが、できる限り今暮らしている住まいから離れずに療養し、介護を受けられるようにするものでなければなりません。すなわち、在宅訪問サービスを基本とし、介護施設は少なくとも小学校区に一つというように小規模で身近なものでなければなりません。

しかし、このたび政府から提案された内容は、老人病院に比べて医師の数は三分の一、看護婦は二分の一というように、必要な医療は到底確保されそうにない。また中学校区に一つ、五十名とか百名とかの規模を想定しているものであり、地域介護の面からも不十分と言わざるを得ません。その上、本施設による病床数を昭和七十五年までには二十八万床設け、これによって老人医療費の伸びが二ポイント程度抑えられるという説明は、一体どのような根拠によるものなのでしょうか。中間施設構想は、本来高齢者が地域生活を継続し得るための施策として登場してきたものであり、ノーマライゼーションを実現することにこそ意味があるのではないのでしょうか。

最後に、医療以外の保健事業についてただしまし。

老人保健法は、予防から治療、リハビリテーションに至る総合的保健事業の実施によって、老後における健康の保持と適切な医療の確保を目指すとして説明されてまいりました。そして、五十七年

度を初年度とする保健事業の五カ年計画が作成されましたが、計画と実績の乖離は甚だしく、かけ声倒れになっているのが現実です。例えば一般健康調査、胃がん・子宮がん検診とも目標の七〇％程度にすぎません。これは市町村のマンスリーの確保に問題があるものであり、例えば保健婦がたった一人しかいない市町村が今なお過半数を占めているのです。国民医療費と健康調査受診率との間には強い相関関係が認められるのであり、受診率の最も高い二十市町村と最も低い二十市町村との間には、年間一人当たりの医療費に八万円を超える差が見られることも統計上明らかになっているのではないのでしょうか。今日までの計画と実績の乖離をどのように認識し、反省されているのか。また反省の上に立って今後どのように取り組む考えでいらっしゃるのか、この際、明らかにしていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わるに当たり、一言申し上げます。

人間は、高齢者であるがゆえに憲法に規定する生存権、生活権、平等権が保障されない状況に置かれることがあつてはなりません。老人福祉法二条には「老人は、多年にわたる社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする」と明記されています。この「安らかな生活」とは人間らしい生活であり、だれもが迎える高齢期においてこれが保障されることは、国民すべての願いであります。ぜひこの国民一人一人の願いを心にしっかりと受けとめた誠意のある御答弁をお願いいたします。

(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 千葉議員にお答えをいたします。

まず、火山噴火予知体制の問題でございます。今般の三原山の噴火に際しまして、災害を受けられました皆様方に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。政府といたしまして、これ

が救済措置等につきまして万全を尽くす所存でございます。

予知体制の問題でございますが、我が国の活火山については、昭和五十八年に火山観測研究の拡充強化、予知手法等の開発研究の推進及び予知体制の強化に関する方針を決めた火山噴火予知計画に基づき、大学及び関係行政機関の協力による観測、研究が推進され、体制を整えておるところでございます。しかし、今回の災害を教訓といたしまして、よく分析、検討いたしまして、今後とも噴火予知体制の充実強化に努めてまいらる所存でございます。

社会保障予算の問題でございますが、国の財政が厳しい中で、今までさまざまな制度改革や財政上の工夫をしながら社会保障の予算を編成してまいりました。今後とも人口の高齢化等に伴い多額の当然増が生ずるものと考えられますが、厳しい財政事情の中で、引き続き国民の福祉の水準を守っていくための具体的方策について幅広い観点から検討を加え、社会保障予算の確保に努めてまいります。

社会保障の財源の問題でございますが、高齢化の進展や年金の成熟化に伴い増大する社会保障の経費を賄うための財源を将来にわたりに確保する場合は、制度の安定を図る上で極めて重要な課題であると考えております。

社会保障経費の大宗をなす年金及び医療については、社会保障方式が定着しております。社会保険料を中心とする現行の負担の仕組みは基本的に維持すべきものであると考えております。

いづれにせよ、国の財政制度にも、社会保障の今後の進め方にも関係する問題でありますので、幅広い角度から検討してまいりたいと思ひます。残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣斎藤十朗君登壇 拍手〕

○国務大臣(斎藤十朗君) まず、一部負担についてのお尋ねでございますが、一部負担は健康への自覚と適正な受診という観点からお願ひしている

ものでございまして、また現在四兆円を超える老人医療費のうち、お年寄りの方が負担していただいている額は約一・六割でございます。世代間の負担の公平という観点も極めて重要であります。今回このような観点から一部負担の引き上げをお願いしておりますが、その額につきましては、年金や高齢者世帯の所得の水準から見ても、無理なく御負担いただけるものと考えております。

また、保険外負担につきましては、昨年全国の老人病院に対する調査を行ったところであり、その調査結果は実態を反映したものと考えております。今後ともこの調査結果を踏まえ、さらに実態の把握に努めてまいらる所存でございます。

なお、保険外負担については、従来からその負担を適正な範囲のものとするなど指導、是正に努めており、今後ともその指導の徹底を図ってまいります。

患者負担の増大と受診率との関係についてであります。御指摘のように、老人保健法施行直後の昭和五十八年に外來の受診率は低下いたしました。一方、一件当たり日数の増加があり、これは一つの医療機関でじっくり受診する傾向のあらわれと考えております。

今回の一部負担の改正に当たっては、お年寄りが払いやすい定額制を定めることなく、外來の一部負担金については月の初めに一回払えばよいという現在の仕組みを維持しており、必要な受診の抑制とはならないものと考えております。

次に、加入者按分率についてのお尋ねでございますが、今回の加入者按分率の引き上げは、各医療保険制度間の老人加入率の格差による負担の不均衡を是正し、どの保険者も同じ割合で老人を抱えることにより、老人医療費の一層の公平な負担を図るものでございます。

これにより被用者保険の拠出金は増加し、国保の負担が軽減されることとなります。またその結果として、国保に対する国庫負担が減額されますが、これは老人医療費を国民すべてが公平に負担

するといふ制度の基本理念に沿ったものであり、退職者医療の穴埋めや実質増税といったものではないことを御理解いただきたいと思ひます。

また、拠出金は保険制度と性格を異にするのではないかとお尋ねでございますが、老人医療費を国民全体で支えるという観点から、共同事業として、皆保険下における各医療保険制度の拠出により負担するという仕組みで老人保健制度が創設されたものであることを御理解をお願いいたします。

次に、老人保健施設についてのお尋ねですが、この施設の医療サービスは、病状安定期の寝たきり老人等に対する看護、介護等の比較的定型的なものが中心であり、これらのサービスに加えて生活サービスも適切に行うため、十分なスタッフを確保する考えでございます。

また、老人医療費については、現状のまま推移すれば、年率一〇〇程度で伸びると見込まれますが、老人保健施設の計画的整備が実現すれば、在宅対策の強化と相まって、いわゆる社会的入院が是正され、その場合には老人医療費の伸びは年率で約二ポイント程度低下するものと見込まれております。

老人保健施設とノーマライゼーションの理念との関係であります。老人保健施設につきましては、入所された寝たきり老人等の家庭復帰を目指すとともに、短期入所ケアやデイケアなどの在宅サービスも実施できるようにし、地域社会において寝たきり老人等のニーズにもこたえられるような施設としたいと考えております。

次に、保健事業についてのお尋ねであります。保健事業につきましては、これまで第一次計画に基づき事業を実施し、脳卒中や胃がん等の死亡率の減少が見られるなど着実に成果を上げておりますが、健康診査については、都市やその周辺では一般に受診率が低い傾向が見られております。

このため、厚生省におきましては、第二次五カ

年計画において魅力ある健診づくりや都市部についての対策の強化を図る等、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

市町村のマンパワーの確保についてでございますが、第一次五カ年計画に基づき、保健婦の増員等を着実に図ってきたところであり、おおむね目標を達成されるものと考えております。なお、既に約七割の市町村において複数の保健婦が設置されております。

来年度以降も、保健婦を初めとするマンパワーについて、事業量に見合った増員を計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、健康診査の受診率と医療費との関係につきましては、人口規模が同程度の市町村では、一般健康診査の受診率が高いほど一人当たり老人医療費が低い傾向が見られ、老人保健事業は長期的には老人医療費の適正化にも資するものと考えております。

以上でございます。(拍手)

【国務大臣(宮澤喜一) 答へ】(拍手)

○国務大臣(宮澤喜一) 高齢化社会の進展に伴いまして、国民経済の中で社会保障に要する経費が増大するということは不可避なことでございます。しかも、我が国におきましては、二十一世紀に向かひまして活力ある福祉社会を形成してまいらなければならぬ。この道は避けることのできない重要な課題でございます。

そこで、私どもとしましては、ただいまから社会保障制度が長期にかつ安定的に機能し得るようなものにしておかないといけないというふうに考えておきまして、将来を展望しながら、給付の面あるいは負担の面で制度の整備を行っていただくようにして、ただいま御審議を願っております。その努力の一環としてお尋ねでございますが、そのような負担を免れることはできません。我が国の財政にとりまして、二十一世紀を展望いたしますと、こ

の問題があるいは最も大きな課題であるかとすら思われるほど大きな問題であると思っております。そのためには、私どもも、財政改革、いろいろの努力をいたしておりますが、財政改革そのものは、これだけが目的ではございませんけれども、財政の対応力を回復してまいらねばならぬ。このようない問題に対処できない、そういう気持ちでございます。まして財政改革をいたしておるわけでございます。

と同時に、現在、我が国の経済はかなり低迷をしておると思ひますが、内外の環境が変わりまして、もう少し我が国の経済が正常に運営されまして、かつてのようになるとはありせんども、もう少しゆるゆる給付力であるとか、あるいは負担力であるとか、そういうものが大きくなり得る、それだけの日本の経済は潜在力を持っておると私は考えますので、将来のことを展望いたしますと、経済の運営もやはり一つ大事な課題ではないかというふうに考えるわけでございます。

それから当面のことでございますけれども、先ほど社会保障といたしたような予算は、いわゆる一律削減そのものの対象にするのは無理ではないかというお話がございました。確かに社会保障予算は、国の主要経費の中では毎年最大に増加を続けておる項目でございます。そして、おっしゃいますように、その中でもいわゆる年金の成熟化に伴います増、これが最も削減ができない性格のものでございますことは言われるとおりでございます。ですから、マイナスイテリングの中でもこれはいわゆる例外増の経費として認めております。また、そうするより方法はないわけでありまして、六十二年におきましては、六十一年度に比しまして五千二百億程度の増が見込まれるわけでございます。一律削減の対象にするのは無理だろうと言われましますのはそのとおりでございます。そのようにまた扱っております。

それから最後に、単年度主義のもとでこの社会保障計画を遂行していくことは無理だろうという

お話がございましたが、ただいま申し上げましたように、この社会保障の問題は、これから将来にわたつての問題の性格が極めてはつきりいたしておりますから、毎年の予算の都合であつちへ行つたりこつちへ行つたりするわけにはまいらぬ性格のものでございます。そこで、私どもとしては、長期のスケジュールを持ちながら、その年の問題と単年度として御審議を願つておる、決してその都度その都度あれこれするようないわけにはまいらぬ、またそういうことはいたしておらないつもりでございますが、そういう意味では、この問題は、財政にとりましては、殊に改革路線にあります財政にとりましては、非常に大きな負担でありますこともまた事実でございます。

(拍手)

○議長(藤田正明君) 中野鉄造君。

【中野鉄造君 登壇、拍手】

○中野鉄造君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

初めに、今回の三原山爆発により避難されている大島住民の皆様方に衷心よりお見舞いを申し上げます。

政府としては、火山噴火予知連のコメントを十分踏まえ、さらに予知体制の強化に取り組んでいただくとともに、教育、医療問題等、東京都と綿密な連絡をとり、万全の態勢をとっていただくよう強く要望いたします。

次に、質問に入りますが、今日、我が国は欧米先進国をはるかに上回るスピードで高齢化が進んでおります。厚生省人口問題研究所の今年八月の推計によりますと、六十五歳以上の人口は今から三十五年後には三千二百万人に達し、全人口のうちほぼ四人に一人が高齢者という超高齢社会が到来するものと見込まれます。しかしながら、この長寿社会が高齢者にとって住みよい、暮らしよい

場となるか否かは、これからの政治、行政の容易ならざる課題であります。

総理は、今回の所信表明の中で、「二十一世紀初頭に到来する本格的な長寿社会において、経済社会の活力を維持しつつ、国民が長い人生を安心と生きがいを持って過ごすことができるようにすること」が「国政上の重要な課題であります」と言われました。しかし、政府がこれまで実施してきた施策、これから実施しようとしている施策を考へてみますと、果たしてこの重要な課題が前向きに解決されているのか甚だ疑問であります。

すなわち、これまで健康保険本人の十割給付の廃止と定率負担の導入、国民健康保険の国庫補助率の引き下げと相次ぐ福祉切り捨てが続き、さらに今回の老人保健法の改悪案。これら一連の制度改正の流れは、結果的に、一言で言えば、それは国民への負担の押しつけであり、国庫補助の減少はそのまゝ国の責任意識を軽くすることにほかならず、国民に多大な不安を与えつつあります。

そこで、まず最初に、医療費における国民の負担という見地から、本年六月に閣議決定されました長寿社会対策大綱について触れたいと思います。この大綱は、「人生八十歳時代」にふさわしい経済社会システムの構築を図るもの」とされており、大綱とはいへ全体として甚だ抽象的であり、特に、社会保障制度の中核である医療保険については、「現行医療保険制度の基本的枠組みを維持しつつ、給付と負担の公平化を図る」とありますが、保健・医療・福祉サービス等の部門と異なり、ここには文面の語句でさえも、充実とか強化、そういった言葉さえも全く用いられておらず、単に「医療に係る国民の負担を将来にわたる適正な水準に維持する」と云々が言われているのみであります。したがって、医療保険の部門に関する限り、長寿社会対策大綱と呼ぶよりも、むしろ長寿社会における政府財政政策大綱と呼ぶのがふさわしいのではないかという思いがいたします。

したがって、今回のこの老人保健法の改正

正案並びにこうした国民負担強化路線を前にして、どうして国民は安心と生きがいを持って老後を過ごすことができますか。総理の所見をお伺いいたします。

次に、本法案の具体的な問題に関して関係大臣にお尋ねいたします。

第一点は、一部負担金の引き上げについてであります。

昭和五十八年度以降最近までの消費者物価上昇率は五割に満たず、老人一人当たり医療費の増加率も五十八年度から六十一年度にかけて二割強にすぎないと見込まれており、何がゆえに原案の外米を二・五倍、一年間入院すれば負担金が十倍という大幅な引き上げになるのか、全く理解に苦しむのであります。昭和六十一年の厚生省の国民生活実態調査によれば、全国の高齢者世帯のうち多少ともゆとりのある世帯は一割強にすぎません。衆議院において外米の一部負担金が減額修正されたとはいつても、老人世帯にとつて負担の強化であることは変わりありません。今日、各家庭において、ただでさえ若い世代に気兼ねがちな卑屈な思いをしながら生活している老人が少なくありません。特に、所得のない老人にとり医療費の支出増は大変な苦痛であります。厚生省が従来から言われてきた一部負担金については無理のない範囲にとどめると言うことについて、何をもちて無理がないと言ふのか。このような老人の立場に立った現実からあえて目をそらし策定された今回の案ではないのか。厚生大臣及び大蔵大臣の所見を求めます。

第二点は、加入者按分率の引き上げについてであります。

政府原案では、現行の四四・七割からわずか二年で一〇〇％にしようとしております。この最終目標につきましても、制度間の負担の公平という立場から理論的には理解できるのでありますが、一体、政府は、前回の老人保健法案の審議の結果、老人保健制度の実施に伴う保険者の負担増が

著しく大きくなりなないための取り扱いがなされた経緯をどの程度考慮したのであるまいでしょうか。厚生大臣は衆議院の本会議において、医療保険制度の財政状況の大きい変化が今回の見直しに重要な根拠である旨の答弁をしております。これについて、私は、衆議院において加入者按分率の引き上げのテンポを緩やかに措置されたことは一応認めざるものであります。しかし、退職者医療の見込み違いによる国庫補助の減少が国民健康保険財政の赤字の大きな原因であるのに、保険者間の財政調整に際してこのような改正を行い、国庫補助を削減するのは問題ではないでしょうか。厚生大臣及び大蔵大臣の所見をお伺いいたします。

もとより産業構造の変化、高齢化の進行等により、国民健康保険の財政の安定を保つことが困難になりつつあることは十分承知しております。だからこそ、国民健康保険については医療費支出の適正化や保険料の付加の合理化、さらには国庫補助率の改善等を含めた抜本的制度改正の検討こそ急務ではないかと思ひますが、あわせてお考えをお尋ねいたします。

第三点は、保健事業についてお伺いいたします。

私は、政府が六十一年度予算に前年度比三六割増の予算を計上した努力を認めるにやぶさかではありません。しかしながら、保健事業の問題は実績であります。例えば五十九年度における一般健康診査は、予算人員の七割、胃がん検診は五割という実施状況であります。また大都市における検診の受診率は、胃がんを例にとると、そのほとんどが三割ないし七割の低位に止まっています。このような保健事業の実施状況の改善のために、政府はどのような対策を講ずる考えでありますか、お伺いいたします。

第四点は、老人保健施設についてであります。

我が党は、基本的には現今の核家族化現象のもとでは、その必要性自体は認めざるものであります。しかし、ここで言う老人保健施設は、医療を行ふ施設であるにもかかわらず、医師の施設管理責任が明確でないなど、医療法に反する疑いがある。また特別養護老人ホームとの機能の区分が明確でないこと、病院でないのにそのベッドが医療計画上の病床に算入されること等、現行の医療及び福祉に関する制度上の位置づけが不明確かつ不十分であります。さらに、施設運営費を定額制にすることは、いわば医療の請負制であり、現行医療制度に反するのではないかと。この種の施設については高齢者が食ひ物にされるおそれはないのか、こういった問題等まだまだ審議を要する点が多々あります。これらの点について大臣の所見をお伺いいたします。

以上、私は若干の項目にわたって質問をいたしました。したがって、本法案はいわゆる老後の安心と生きがい対策にはほど遠い、しよせんは単なる財政対策に終始したものであり、現在の老人を物心ともにますます窮地に追い込むと同時に、働き盛りの国民はさらに負担を強いられ、いたずらにみづから老後生活への不安と政治に対する不信を増幅するにすぎない改悪案であると言つても過言ではありません。以上の点を強く主張し、政府の社会保障施策への猛省を促して、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 中野議員にお答えをいたします。

長寿社会対策大綱は財政政策ではないかという御質問でございますが、本格的な高齢社会における社会保障は、制度面では公平、公正なものであり、負担面では適正水準にすることが必要でございます。特に、負担の公平と制度の長期的な安定性を確保することが喫緊の急務になっております。

長寿社会対策大綱におきましては、年金、医療、保険、住居、教育、雇用等諸般の対策を実行しようとしておりまして、政府もそれを今実現しつつあるところでございます。

今回の法案は、医療費の適正化あるいは医療保

險制度における給付と負担の公平化ということも考へて行つたものでございまして、単なる財政対策ではございせん。老人保健というものを考へまして、これが公平でかつ長期安定的に持続させるような考へに立つて改正案を整へたものでございします。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣(斎藤十朗君登壇、拍手)〕

○国務大臣(斎藤十朗君) ます、一部負担の引き上げについてのお尋ねでございます。

人口の高齢化が急速に進む中で、老人医療費の増加は避けられない状況にあります。

現在、四兆円を超える老人医療費のうち、お年寄りの一部負担は約一・六％であり、残りの大部分は若い世代の負担に負っている実情にあります。

このため、増加の避けられない老人医療費をお年寄りも若い世代も公平に負担するという観点から今回の改正をお願いしているものでございします。年金や高齢者世帯の所得の水準から見ても無理なく負担いただける額であると考えております。

次に、老人保健制度の加入者按分率につきましては、法制定時においては、保険者間の共同負担方式を初めて導入することなどから、加入者按分率を五〇％以下とすることが適当と判断され、法律の附則で法施行後三年を目途に見直しを行うこととされてお承知しております。

今回の加入者按分率の引き上げは、医療保険間の老人加入率の格差の拡大、給付と負担の公平化を目指す医療保険の一元化の方向づけがなされたことなどの状況の変化を踏まえ、老人加入率の格差による負担の不均衡を是正し、老人医療費を公平に負担するという制度の基本理念の徹底を図る観点から行うこととしたものでございします。

また、国庫補助につきましては、医療保険間の負担の公平を図る結果、国保の拠出金負担が軽減されることに伴つて減少するものでございします。で、御理解をいただきたいと思ひます。

次に、国保の問題であります。国保の抜本的な

制度改正の検討についてのお尋ねであります。老人保健法の改正により、老人医療費の負担の公平化を図つた上で、医療保険制度の一元化の展望を踏まえ、将来にわたり国保が安定的に機能するよう幅広く財政基盤の強化策を検討してまいりますのでございします。

次に、保健事業についてのお尋ねであります。健康調査の受診率は全国的に見て毎年着実に伸びておりますが、都市部やその周辺では、一般に受診率が低い傾向が見られております。

このため、厚生省におきましては、第二次五カ年計画において循環器疾患、肝疾患、がん等につきましても魅力ある健診づくりを図るほか、都市部についての対策の強化を図るなど受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、老人保健施設についてであります。この施設は、寝たきり老人等の家庭復帰を目指し、医療と生活の両面のニーズに積極的に対応するものであり、老人慢性疾患の専門的治療を行う老人病院、生活の場の提供を目的とする特別養護老人ホームとは機能を異にするものであります。

老人保健施設のベッドにつきましては、医療機能もあわせ有するものでありますので、医療計画上、一定の補正係数を乗じて既存の病床にみなすこととしております。

施設療養費につきましては、医療サービスの内容が比較的定型的なものであることから定額制としておりますが、必要な医療の確保には十分配慮したいと考えております。

また、必要なサービスと利用料の適正な水準の確保により、寝たきり老人等が安心して療養できるようにいたしたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣(宮澤喜一君登壇、拍手)〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 既に厚生大臣からお答えになりましたとおりでございますが、一部負担の見直しの問題でございますが、世代間の費用負担の公平化を図る、それから、たとえお年寄りでは

ありまして、御自分の健康について御自分でも配慮をお願いしたいといったような気持ちから、まあ無理のない範囲と思ひますものをお願いをいたしておるわけでございます。

それから、按分率の問題でございますが、これは段階的に引き上げをする。その結果、加入率の低い保険者は負担がふえるわけでございしますけれども、組合健保等を見ますと、全体の財政状況からしますと、保険料率の引き上げを行わなくても吸収が可能であるという見通しをいたしておるものでございします。

それから、国民健康保険でございますが、先般お認めをいただきました補正予算におきまして、この老人保健法改正案の成立の遅延に伴ひまして生ずる負担増、これは国保特別交付金七百四十億円でございますが、これを追加計上いたしまして運営の安定化に配慮いたしておるところでございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(藤田正明君) 斎藤タケ子君。

〔斎藤タケ子君登壇、拍手〕

○斎藤タケ子君 私は、日本共産党を代表して、老人保健法等改正案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

私は、まず冒頭に、緊急な問題として、伊豆大島の三原山の災害に関し、我が党は、全島民の皆様方に心からお見舞いを申し上げ、同時に、政府に対して、被害者の皆様方に対し適切かつ十分な緊急対策をとるよう、まず強く御要望を申し上げます。

さて、私は、本法案が会期末になつて本院に交付され、しかも、委員会の審議日もないまま本日の本会議に付されたことに対し、参議院改革の本旨にもとるものとして強く抗議するものであります。

総理、あなたの最も親しいレーガン政権のもとで、近年、未熟児の出産が激増していることを御

存じですか。その原因は、核軍拡の一方で、小さな政府の名で進められた社会保障費のカット、特に、貧困層に対する食糧援助の打ち切りによる妊婦の栄養不足やヘルスセンターの多数の閉鎖の結果がもたらしたものであります。この事実、社会保障の切り下げが社会的に弱い人々にどれほど大きな打撃を与えることになるかを示しております。総理、あなたもこのおだちを歩みつつあります。あなたは、戦後政治の総決算の名のもとに大軍拡と大企業優先の政治を推し進める一方で、社会保障制度の全面的な改悪を進めているからであります。

老人保健法について言えば、政府は三年前、自助と連帯、すなわち自分の健康は自分で守れ、必要な費用は国民が連帯して負担せよという、憲法二十五条と老人福祉法を空洞化する理念を持ち込み、老人医療の有料化を強行いたしました。そして、さらに本法案による改悪を突破口にして、健保本人への二割負担の強行、国民健康保険の改悪と解体など、いわゆる福祉切り捨ての第二ラウンドを進めようとしているのであります。

お年寄りを福祉切り捨ての矢面に立たせ、過酷な負担を押しつける本法案の強行は、お年寄りの医療と年金を大事にする福祉社会を建設するという、さきの選挙での総理自身の公約をも真っ向から踏みにじるものではありませんか。明確な御答弁を求めます。

この中曾根内閣の政治姿勢は、本法案の内容にも明確にあらわれております。その第一は、お年寄りの負担を大幅に引き上げる問題であります。今日の老人世帯の暮らし向きは、政府の調査を見ましても、横ばいしないしは低下しており、老齢福祉年金や国民年金受給者の大部分が月額三万円前後というもので、年金や恩給を主な暮らしの糧としている老人世帯が突に六割にも上っているのが実態であります。政府は必要受診を抑制するものでないかと答弁しておりますが、このようなことで患者負担を大幅にふやすということは、所

得の低いお年寄りなど、本来、最優先に福祉の手を差し伸べなければならぬ人たちが医療から遠ざけられるのは当然であります。まさに弱者切り捨ての政治姿勢を端的に示したものと云わざるを得ないではありませんか。御見解をお伺いしたいと思ひます。

患者の負担増によって力づくで受診を抑えようとするようなやり方ではなく、老人医療費の無料化を復活させ、早期受診の機会を保障するとともに、リハビリや保健事業を拡充することこそが、国民の健康を守り真の医療費支出の軽減につながる道ではありませんか。

さらに、長時間超過労働と遠距離通勤が働く人々の心身をむしばみ、慢性化した疾病が老後にまで及んでいる現状から見ても、週休二日制の実現や労働時間の短縮が、今国民の健康を守る上でも国民医療費の軽減にとっても緊急の課題となっていると思ひますが、あわせて御所見をお伺いしたいのであります。

第二は、加入者按分率を変更し、被用者保険の拠出金を大幅にふやそうという問題であります。

この本質は、国の負担だけは大幅に削りつつ、国民同士による痛み分けの形で財政調整を押しつけるものであります。これでは到底労働者の納付が得られないのは当然であります。制度の長期的安定の確保を口にするのであれば、まず国庫負担を大幅に増額し、老人医療への国の責任を果たすとともに、他の先進資本主義諸国に比べてみても、国内の中小企業の負担比率に比べてみても、著しく低い大企業の社会保障負担を適正に引き上げることによって制度の安定を図るべきではありませんか。この点について明確な答弁を求めます。

第三は、老人保健施設の増設についてであります。

寝たきりのお年寄りは年々増加の一途をたどっており、特別養護老人ホームなど入所のできる施設の増設は広範な国民の願ひとなっているのであ

ります。しかし、本法案に言う「老人保健施設」は、このような国民の期待を逆手にとった安上がり施設の設けをねらったものであり、お年寄りの人間的尊厳を保障するにはほど遠い施設になるでありませんか。

加えて、問題は、高額の自己負担の上にさらに基準以上のサービスを望むときには、自由契約でさらに高額の差額を支払わせ、処遇に格差を持ち込むということに公認することになっているわけであり、これは、政府みずから我が国の社会福祉・社会保障制度を衰へ、崩壊させる道を開くことになるではありませんか。断じて許せないと思ひます。御答弁を求めます。

第四に、国民健康保険料滞納者への保険証の取り上げ、保険給付の一時差しとめという制裁措置についてであります。

そもそも、国保財政への国庫負担を大幅に切り下げ、九割もの自治体に国保料の引き上げを余儀なくさせ、滞納者を急増させてきた政府の責任を棚上げにして滞納者に制裁措置を強行するとは、全く不当なやり方ではありませんか。政府は、制裁措置は悪質滞納者のみにとどめると答弁しておりますが、現在でも既に少なくない自治体で国保料収納率の引き上げを名目にいたしまして滞納者への保険証送付が不当にも差し止められており、専ら低所得の方がその対象とされているのであります。新しい保険証が手元にないために受診がおくれ、通院即入院という事例も各地にあらわれているのであります。このような国民の生命を脅かすような制裁措置を法的に認めるといふことは、国民皆保険制度を突き崩すことになるではありませんか。明確な御答弁を求めます。

総理、あなたは今、百円玉を四つしかりと握りしめて病院を訪れるお年寄りの心情がおわかりになりますか。長年社会に貢献されてきたお年寄りに、それにふさわしい政治の光を当てるのが当然ではありませんか。この立場から見ても、本法案は憲法第二十五条と老人福祉法の理念を踏みに

じる許しがたい悪法であります。今こそ軍事實を削って医療福祉を守るときです。私は、断固として本法案の廃案を実現するために奮闘することを申し上げて、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 答謝議員にお答えをいたします。

まず、三原山の噴火対策につきましては、万全を期してやる決心でございます。

次に、今回の老人保健制度の改正は、人口の高齢化が進む中で、増加の避けられない老人医療費を国民全体が公平に負担するシステムを確立して、制度の長期的な安定を図るものであります。

なお、一部負担の見直しを含めて、公平で安定した老人保健制度の確立は、自由民主党の選挙公約でもあったのでございます。

次に、老人負担の増加の問題でございますが、世代間の負担の公平という観点から、一部負担の引き上げをお願いしておりますが、老人の方が払いやすいように、若い人とは異なる定額の一部負担としたところであります。年金や高齢者世帯の所得の水準から見ても、必要な受診を抑制する程度のものでないかと考えておるものであります。

次に、無料化の問題でございますが、老人保健制度を長期的に安定したものとするためには、健康に対する自覚と適正な受診、世代間の負担の公平という観点から、適正な一部負担がぜひとも必要であり、無料化を復活する考えはございません。

また、壮年期からの健康づくりを進める保健事業については、今後ともその一層の推進を図ってまいらる所存でございます。

労働時間の問題でございますが、労働時間の短縮は、高齢化等が進展する中で、労働者の健康の確保と生活の充実を図るなどの観点からも重要でありますので、週休二日制の普及等に努める所存でございます。

〔国務大臣斎藤十朗君登壇、拍手〕

○国務大臣(斎藤十朗君) まず、患者負担についてのお尋ねであります。総理からも御答弁をいただきましたとおり、今回の一部負担の改正は、増加の避けられない老人医療費をお年寄りも若い人も公平に負担するシステムを確立し、老人保健制度を長期的に安定したものとするためでございます。

今回の改正では、お年寄りが支払いやすい定額制を維持し、外来については、月の初めに一回だけ支払えばよい現在の仕組みは変えないこととしております。年金や高齢者世帯の所得の水準から見て無理なく御負担いただけるものであり、必要な受診を抑制するものではないと考えております。無料化を復活する考えはございません。

また、壮年期からの健康づくりを目指し、予防やリハビリテーションを一貫して行う保健事業は、長期的には老人医療費の適正化につながるものであります。今後、第二次五カ年計画において一層の充実を図ってまいらる所存でございます。

老人医療に対する国庫負担につきましては、国として医療費の二〇〇％相当分の負担を行っているところであり、この割合は今後も変わっていないところでございます。

老人保健制度は、各医療保険制度の共同事業として実施されているものであります。これは老人にかかると医療費を各保険者が公平に負担するという発想で組み立てられているものであり、企業の規模や負担能力の相違を考慮して負担を設定しているものではないわけでございます。

今回の改正においては、この趣旨を徹底させることとしており、これによって負担の公平が図られ、老人保健制度の長期的安定が実現されると考えております。

老人保健施設につきましては、そのサービス水準についても運営基準で担保するとともに、食費等の利用料についてもガイドラインを設け、適正な水準とする考えでございます。

次に、国保の保険料滞納者に対する措置についてのお尋ねであります。今回の措置は、国保被保険者の資格そのものを奪うものではないと見做して、保険料滞納の状況に応じ、特に悪質な滞納者に対して、最小限必要な措置として給付を一時差し止めるにすぎないものであり、国民皆保険制度を突き崩すものではないと考えております。

(拍手)

○議長(藤田正明君) 勝木健司君。

〔勝木健司君 拍手〕

○勝木健司君 私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました老人保健法等の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係各大臣に対し質問を行うものであります。

今、我が国はかつてないほど大きな試練にさらされようとしております。世界に例を見ない急速な高齢化の進行がそれであり、

人口高齢化の基準であると言われます。老年人口率七％がその倍の四％になるのに、アメリカでは七十五年、スウェーデンでは八十五年、フランスでは百十五年と、他の諸国がゆっくりと高齢化していったのに対し、日本はわずかに二十五年という短期間のうちに高齢化が進行いたします。この驚くべき事実を前にして、今、政治に求められているものは、来るべき高齢化社会に向けてどういう姿勢でこのことに取り組んでいくかということとであります。年金、医療はもとより、雇用問題、住宅問題、公共施設など高齢化に向けた総合的な対策を講じていかなければなりません。またお年寄りを大切にすることや、お年寄りや身障者が若い人や健康者と一緒に生活することが当然であるという考え、いわゆるノーマライゼーションの普及など教育的観点からの対応も必要であると考えられるのであります。

まず、総理に、高齢化社会に向けてどういう姿勢で臨もうとされておられるのか、その御所見を

明らかにしていただきたいのであります。

私は、今回の老人保健法等の改正案を見る限り、目先の財政効果にとらわれ過ぎて、長期的な展望を持たないものと考えざるを得ません。ここ数年の政府・自民党の政策は、行政改革・イコール・マイナス・シリングという誤った認識のもとに予算が編成され、その結果、当面の財政事情によって福祉の後退、国民負担の増大を行ってまいりました。本案もまたその延長線上に位置づけられるものであります。

もとより、私は行政改革を否定するものではありませんし、高齢化とともにある程度の負担が増大することもまた避けられないと考えるものであります。しかし、行政改革というものは効率的な行政体制によって生じた財源を、福祉とか教育など国民生活の向上に寄与することを目的とすべきでありまして、決して政府みずからの経済政策の失敗によって生じた歳入穴隙を穴埋めするためのものでもあってはなりません。また国民に負担を求めるならば、将来の社会保障の姿と負担の水準というものを明らかにした上で、国民の理解を求めることがまず必要であると考えますが、総理はいかがお考えであるのかお聞かせいただきたいのであります。

次に、本案に関する問題点につきまして幾つかお尋ねをいたします。

まず、一部負担の引き上げについてであります。

衆議院におきまして修正が行われ、七十歳以上のお年寄りにつきまして、外来一月四百円を千円にしようという政府案が一月八百円に改められました。しかし、これでもなお倍の引き上げであり、お年寄りが一人で幾つもの医療機関にかかっている現実を考えれば、外来で一月八百円の一部負担はなお急激に過ると考えるものであります。また、入院につきまして、一日三百円を五百円にし、しかも二カ月の限度を撤廃しようとするものであります。お年寄りの入院にかかわる費用

のうち、いわゆるお世話料等の保険外負担は月五万円とも言われております。その上に加えて、このような負担増が行われれば、月額二万七千二百円にすぎない老齢福祉年金では老後の生活を支えていくことはできません。このような急激な形での負担増は絶対に避けるべきであると考えますが、厚生大臣の御所見をお聞きしたいのであります。

次に、加入者按分率の引き上げについてお伺いたします。

加入者按分率につきましても、衆議院におきまして若干の修正が行われましたが、この修正内容では極めて不十分であると言わなければなりません。今回の按分率引き上げにつきまして、政府は、財政調整による負担の公平を理由に挙げておりますが、本当のねらいは、問題を抱える国保財政を他の被用者保険、言ってみればサラリーマンと企業に肩がわりさせようというものであります。このことは、現在、円高による不況で厳しい対応を迫られております企業と、そこに働く勤労者に対する形を変えた増税であると考えますが、大蔵大臣並びに厚生大臣の御見解はいかがでありますでしょうか。

人口の高齢化に伴いまして、寝たきり老人の数は年々増加し、昭和七十五年には百万人を超えると言われております。こうした寝たきり老人に対する対策など非常に重要であると考え、今回、政府が提案し、取り組もうとする姿勢については一応の評価をするものであります。その進め方につきまして問題があると考えます。

また、とりわけ、加入者按分率を一〇〇％とすることは到底容認することはできません。このことは、おのおの保険制度がみずからの保険に所属する老人の医療費につきまして自己責任を負わなくてはならないことにもなり、医療費適正化などの経営努力を否定することになりかねません。按分率一〇〇％を法案から削除すべきであると考えますが、総理からの明快な御答弁をお願いしたいのであります。

政府は、まず法案を成立させ、その後の審議会で施設の機能、施設基準等を設定することによりまして、これは順序が逆であると言わなければなりません。老人保健施設を将来の高齢化社会を支える基幹施設として位置づけるのであれば、研究調査費をつけまして、二、三年のパイロット計画を立てて実験的に行ってみたい後に、確固たる見通しのもとに法律をつくるべきであると考えますが、このことにつきましても総理の御所見を承りたいのであります。

現在、被用者保険は黒字傾向にありまして、六十年代決算を見ましても、健保組合二千九百六十七億円、政管健保三千十億円の黒字をそれぞれが出しております。このことはおのおの組合のたゆみない経営努力の結果によるものでありまして、当然その黒字分は加入者に還元すべきでありまして、こういう見地から、被用者保険の家族給付率

の改善を図るべきであります。その意思がおありかどうか、厚生大臣にお伺いをいたします。

言わざるを得ません。これはまさに福祉ビジョンの欠如を示すものであります。さきにも申しましたように、急速な高齢化社会を迎えようとしている我が国にとりまして、今こそ将来安心して生活できる社会のあり方というものを示すべきときであると考えます。そこで私は、この際しっかりとした二十一世紀に向けての長期的展望に立った総合福祉ビジョンを総理に明確に示していただきたいのであります。

本法案は、幾つもの重要な問題点を含んでおります。将来の高齢化社会をしっかりと見据えて万全の対策を講じていくことが望まれている今日、拙速を避け、十分な審議、検討を行うべきであることを申し添えまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 勝木議員にお答えをいたします。

まず、高齢化社会に向けての政治姿勢でございますが、二十一世紀初頭の長寿社会において、人生八十年時代にふさわしい経済社会システムの構築を目指しまして、雇用・所得保障、健康・福祉、学習・社会参加、住宅・生活環境等に関して政府が講ずべき施策の指針として、先般、長寿社会対策大綱を策定したところでございます。

この大綱に示された指針に従いまして各般の施策を積極的に推進する考え方であり、その際、高齢者と若年世代との交流を強め、世代間の連帯と活力に満ちた地域社会の形成を図ることが必要であります。御指摘のような教育的な観点からの対応も必要であると考えております。

次に、社会保障の問題でございますが、今回の改正は、長期的に安定した老人保健制度の確立を目指すものであり、単なる財政対策ではありません。

社会保障については、長寿社会対策大綱に示された基本方向に沿って施策の具体化を図ることとしておりますが、その長期的な負担水準がどの程度

度となるかについては、経済の動向や医療の技術進歩など不確定な要因が多くありまして、あらかじめ予測することは困難でございますが、臨調答申にもありますように、国民負担率を西欧水準からかなり低い水準にとどめたい、こういう目標で努力はしているつもりでございます。

次に、按分率の問題でございますが、今回の加入者按分率の引き上げは、各医療保険間の老人加入率の格差による負担の不均衡を是正し、老人医療費の公平な負担を実現するためのものであります。

加入者按分率を一〇〇%としても、各保険者の一人当たりの老人医療費を基礎として拠出金が算定されておりますので、保険者の経営努力や医療費の適正化努力はきちんと反映されるような仕組みになっております。

老人保健施設の制度化の問題でございますが、老人保健施設の制度化に当たって必要な事項は、関係審議会の御意見を踏まえて今回の改正法案に盛り込んでおります。

施設や人員等の細則についても、既に厚生省の考え方をまとめて明らかにしております。なお、今後予定しているモデル事業は、これらの技術的、具体的細則を定めるために実施するものでもあり、手順を踏んだものと考えております。

総合福祉ビジョンの御質問でございますが、二十一世紀の本格的な長寿社会に備え、社会保障について国民の期待と信頼にこたえることのできる揺るぎない制度を確立することが必要であると考えています。

政府においても、人生八十年時代にふさわしい経済社会システム構築のために長寿社会対策大綱の策定を行ったところであり、この基本方針に従いまして総合的かつ効果的に今後とも施策を推進する考えでおります。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣斎藤十朗君登壇、拍手〕

○国務大臣(斎藤十朗君) まず、一部負担についてのお尋ねであります。今回の一部負担の引き上げは、既にお答えいたしましたとおり、増加の避けられない老人医療費をお年寄りも若い人も公平に負担するという観点からお願ひしているものでございます。

今回の改正では、お年寄りが払いやすい定額制を維持し、外来については月の初めに一回だけ支払えばよい現在の仕組みは変えないこととしており、また年金や高齢者世帯の所得の水準や受診の実態から見ても無理なく御負担いただけるものと考えております。

また、今回の加入者按分率の引き上げについては、既にお答えいたしましたように、老人保健制度の基本理念に沿って、長寿社会にふさわしい公平な負担のシステムを確立するという観点から行うものでございまして、被用者保険への肩がわりや企業や勤労者に対する実質増税ではないということ御理解をいただきたいと思います。

次に、近年、黒字基調にありますが被用者保険の家族給付など給付のあり方については、医療保険制度の一元化の展望を踏まえ、関係審議会において検討していただくよう御相談してまいりたいと考えております。

次に、国保の抜本的な改革についてのお尋ねについては、先ほど中野議員にお答えしたとおりでございますが、将来にわたり国保が安定的に機能するよう幅広く財政基盤の強化策を検討してまいり所存でございます。

最後に、老人保健施設の費用負担につきましてでございますが、社会保障制度審議会の建議に沿って、看護・介護も含めた医療サービスは老人医療と同様に保険財源を中心として給付し、生活サービスは利用者負担としているものでございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 按分率ということそのものの考え方に反対だというお立場からの御質問であったわけでございますけれども、先ほど厚生大臣も言われましたように、どの保険者も同じ率で老人をいっしょ抱えていくという考え方、それはそれで私は一つの哲学ではないかと思っております。そういうものとしてこの問題を御提案いたしておるわけでございます。御理解をいただきたいと思うわけでございます。

それから、今度の措置でサラリーマンに対する実質増税になるのではないかとということでございますが、組合健保について見ます限りは、全体としては保険料率の引き上げを行いませんでも吸収できるというふうに考えておりました。その点は実質的な負担という点にはならないというふうに私も思っております。(拍手)

〔国務大臣葉梨信行君登壇、拍手〕

○国務大臣(葉梨信行君) 国保制度の抜本の見直しについてお答え申し上げます。

国民健康保険制度は、約四千五百万人の被保険者を擁します医療保険でございます。国民健康保険の最も大きな部分を支えているものであります。したがって、その安定的な運営を維持することは、国民全体の医療を保障していく上で極めて重要な意味を有していると考えている次第でございます。

医療保険であります国保につきましては、今後とも保険料・税と国庫補助負担金によって運営されるのが基本でございますけれども、高齢化社会を迎え、今後医療保険制度全体の幅広い見直しの中で国民健康保険制度のあり方を検討していく必要があるかと考えている次第でございます。

(拍手)

○議長(藤田正明君) これにて質疑は終了いたしました。

昭和六十一年十一月二十六日 参議院會議録第十号 議事日程追加の件 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(藤田正明君) この際、日程に追加して、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。栗原国務大臣。

〔国務大臣栗原祐幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(栗原祐幸君) 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部改正を内容としております。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛官の定数を、海上自衛隊三百五十二人、航空自衛隊二百三十一人、統合幕僚会議二十三人、計六百六十六人増加するための改正であります。これらの増員は、海上自衛隊については、艦艇、航空機の就役等に伴うものであり、航空自衛隊については、航空機の就役等に伴うものであります。また統合幕僚会議については、中央指揮所の二十四時間運用態勢を確保するためのものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一は、自衛隊の予備勢力を確保するため、陸上自衛隊の予備自衛官千人、航空自衛隊の予備自衛官三百人、計千三百人を増員するための改正であります。なお、航空自衛隊につきましては、新たに予備自衛官制度を設けるものであります。

第二は、有線電氣通信設備、無線設備及び船舶の防衛上の重要性及び防護の緊要度が高まったことに伴い、自衛官が武器を使用して防護することのできる対象にこれらを加えるための改正であります。

第三は、国の機関から依頼があった場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、

て、航空機による国賓等の輸送を行うことができることとし、また自衛隊は、国賓等の輸送の用に主として供するための航空機を保有することができるとする。これは、主要国首脳会議の際に使用したヘリコプターを今後自衛隊が運用すること等に伴い、必要となるものであります。

第四は、市町村の境界が変更されたことに伴い、自衛隊法別表第三に掲げられている中部航空方面隊司令部の所在地を人間市から狭山市に名称変更を行うための改正であります。

この法律案の規定は、公布の日から施行することといたしております。

以上が防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○議長(藤田正明君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。山本正和君。

〔山本正和君登壇、拍手〕

○山本正和君 私、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま上程された防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、我が国防衛の基本的諸問題に触れながら、総理並びに関係大臣に質問いたします。

総理は、今国会冒頭の所信表明演説で、我が国防衛政策について、「総合的な安全保障政策を着実に実施することとし、その一環として、日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用を図るとともに、自衛のため必要限度において、他の施策との調和を図りつつ、質の高い防衛力の整備に努める」、「平和憲法のもとで専守防衛に徹し、他国に軍事的脅威を与えず、非核三原則と文民統制を堅持する」との方針を示されました。

また、去る八月発表された第十二回防衛白書は、我が国が「保有すべき防衛力の具体的規模」を

次のように説明しています。すなわち「昭和五十一年の国防会議及び閣議において決定された防衛計画の大綱の水準の達成を目標とし、現在では大綱の見直しはもろろん、別表の修正も考えていない」と明確に表明しているものであります。防衛白書は、中曽根内閣が国民の前にその政策を基本的に示したものであり、総理の所信表明は、この考えの上に立ったものと受け取らねばなりません。

また、栗原防衛庁長官は、防衛力整備の歯どめは大綱水準の達成であるとの見解を表明されておられ、このことは今日までの歴代自民党内閣の防衛に対する考え方の集約されたものと言えましよう。

我が党は、この立場には立っていませんが、国民の前に提示された政府の基本的政策として受けとめ、国民の前で堂々の議論を行うべきだと考えてまいりました。

しかるに、去る二十日、衆議院内閣委員会において総理は、大綱水準達成の暁に、そのときの内外の諸情勢を勘案して考えるべきだ、憲法、非核三原則、国防の基本方針が基礎にあり、それに適合するものでなければならぬが、財政、周辺の状況、国民世論などすべてを見た上で考えるべきことだ、基盤的防衛力構想を続けていくのか、あるいは新しい発想が出てくるのか、諸条件を考えて適切に判断すべきだとの趣旨を述べられました。

この見解は、明らかにさきを示した防衛白書や防衛庁長官の見解と異なり、大綱水準の達成は単なる軍備増強の一里塚にすぎないとの立場と断ぜざるを得ません。防衛問題は、まさに国の基本にかかわるものであり、政府の確固とした一致した見解をこそ国民の前に提示すべきものであります。与党の中に大綱見直し論があること、政府の大綱についての統一見解が混同されたとするならば、まことに遺憾のきわむと言わざるを得ません。

総理は、大綱見直し論者の言う国際情勢が既に

変わったという立場に立っているものでありましようか。大綱の示す国際情勢の基本的枠組みは、核相互抑止を含む軍事的均衡や国際関係安定化の努力により、東西間の全面的軍事衝突またはこれを引き起こすおそれのある大規模な武力紛争が生起する可能性は少ない、そして、我が国周辺においては、限定的な武力紛争が生起する可能性を否定することはできないが、大国間の均衡的關係及び日米安保体制の存在が国際関係の安定維持及び我が国に対する本格的侵略の防止に大きな役割を果たし続けるものとされているわけでありましよう。

我が党は、この立場に対しては批判を持っておりましようか。総理は、この大綱の示す国際情勢の枠組みについて新たな認識に立たれたのでありましようか。全面戦争を想起されたのでありましようか。この枠組みの中で、限定的かつ小規模な侵略までの事態に有効に対処し得る防衛力を保有するという基盤的防衛力構想を超えて、大國と対抗し得る本格的軍事力の整備への道を求めようとするのでありましようか。歴代内閣が平和憲法、特に憲法九条の許容し得る自衛力についてさまざまな議論を交わし到達し得たのが防衛大綱であり、基盤的防衛力構想だと受けとめている与党支持の人々をも驚愕のふちに追い込むこととならないのでありましようか。

総理並びに防衛庁長官にお伺いいたします。改めて、我が国防衛に關し、国際情勢の基本的枠組みについての御認識と大綱の示す基盤的防衛力構想についての御見解をお示しいただきたいのであります。あわせて、防衛大綱の水準達成をもって防衛力整備の歯どめとするとの見解についての御判断をお示し願いたいのであります。

次に、本法案で自衛官の増員が提起されておりますが、今や自衛隊は、陸海空合わせて二十七万二千六百六十二人となり、その装備も増強され、特に海上では世界第七位の軍事力保有国と称せられております。

歴代首相は、平和憲法下の軍事力についてさま

さまざまな見解を示されてまいりました。このことは、我が国民がこうむった戦争の惨禍と、中国を初めとする他国への侵略戦争の反省と、人類の恒久平和への念願を込めた世界に誇る平和憲法、特に第九条とのかかわりを国民の前に明らかにする必要があるのだと思うのであります。本法案を審議するに当たり、自衛隊と憲法第九条とのかかわりについて改めて総理の見解を承りたいのであります。

防衛庁長官に本法案にかかわって伺いたいします。

自衛隊員の増員は海空ともに過去三年間行われなかつたのであります。今回の増員との整合性について御説明をいただきたいのであります。さらに、予備自衛官の増員と新設が提起されておりますが、その将来構想をお尋ねいたします。特に、元自衛官以外への拡大についてはいかなる範囲、規模をお考えか、お示しいただきたいのであります。

次に、SDI研究への参加問題について伺います。

我が党は、SDI研究とその開発は新たなとめどなき軍拡競争への道を歩み人類の生存を危うくするものという観点から、反対の立場を明らかにしております。

総理は、SDI研究計画への我が国の参加は日米安保体制の効果的運用に資するものであり、加えて、我が国の関連技術水準の向上にも影響を及ぼす可能性があるものと考えている旨を述べられております。しかしながら、アメリカ自体が、今や多数党となった民主党内にSDIに対する慎重論、反対論が際立ってきている現実、マクナマラ元国防長官ら反対論者の主張のSDIの効果に対する疑問、膨大なコストが果たして割に合うのかという指摘、また科学技術の進んでいる西ドイツにおける見直し論、これにあわせて同国のシーメンス社のカスケ社長が、先日放送された国民のシーメンス社の参加はメリットがない、最新のハイテク技術

は西欧や日本がアメリカに対し輸出超過となっており、研究参加によるさまざまな拘束はむしろ技術の進歩の妨げとなるとの談話、またドルゲイ社も不参加の意思表明をする等、SDI研究に対する疑問が相次いでいるのであります。こうした状況の中にあつて、なおかつ総理の御見解は変わらぬのか、お尋ねしたいのであります。

さらに、アメリカ国内では、何百億ドルかかるかわからないという巨額のお金を、SDIではなく、レーガンのレーガノミックスによる財政赤字の解消に使えという声が起こっていることも申し添えておきたいのであります。

この件に関し、我が国企業の動向と、企業自体がSDI参加によるメリットがあると考えているのかどうか、また研究成果の拘束等による企業活動への制約はどうなるのか、企業活動の自由と絡めて通商産業大臣の御見解を承りたいのであります。

さらに、我が国の科学技術研究への影響、また国立研究所等がこの研究に対してどう判断されているのか、我が国の科学技術水準が世界に誇る水準にあることとあわせて、科学技術庁長官にお尋ね申し上げます。

次に、昨二十五日付の新聞で報道された「思いやり予算六十二年度増額分 別枠を防衛庁検討」という記事について、GNP一％枠の問題と絡めて伺いたいします。

この記事によれば、思いやり予算の増額を防衛庁長官が非公式に政府内部の調整を始め、外務省などに対応策を練っているとのことであり、また、我が国が既に負担している基地従業員の給与の一部を超えての負担は、地位協定とのかかわりからいかなる根拠に基づいて行われるのか。これはまさに日米政府間の問題であり、政府間の問題として総理にその説明を求めたいのであります。

また、伝えられるような負担をするとなると、別枠としたとしても、ひっきりや防衛予算そのもの

のであり、GNP一％突破は必至となり、衆議院内閣委員会における政府答弁との矛盾を生ずることと相なりますが、この点についていかがお考えでありましょうか。

大蔵大臣は、予算の扱い上、このような別枠という発想についていかがお考えかお示し願いたいのであります。あわせて、宮澤大蔵大臣の防衛費枠一％問題についての御所見を本会議の場で承りたいのであります。

なお、総理は、衆議院内閣委員会における御答弁の中で、円高に伴うアメリカ側の事情について苦しいことはよく承知しているとの思いやりを示されています。しかしながら、円高をもたらしただけな原因の一つに、アメリカ大統領のレーガノミックスという経済政策の失敗があり、さらに限りなく膨らみ行く軍事予算があることは事実であります。このアメリカの政策が円高を加速し、貿易摩擦を激化していることを指摘せざるを得ません。我が国の中小企業の円高不況による困難にこそ思いやりが必要なのではないでしょうか。また、既に同僚議員が触れた三原山の噴火により困難な生活を強いられる住民の皆様の緊急な対応や、日本列島を不安に陥れている地震、噴火、台風等災害に対応する施策等、我が国民こそがまさに緊急に思いやり予算を必要としているのではないのでしょうか。

総理に改めて申し上げたいのであります。国を守るということは、この国に生まれてよかった、この美しい緑あふる山河に生きて、そして、何よりも人の命を大切に、お互いの人権を尊重し、平和を求め続けるこの国に生まれ生きてよかったという、この国に住む人間の共感があつて初めて生まれてくるものであると思ひます。これにこたえる政府があつて初めて、ベスタロッチが言った国を守るために命をかけるというこの理解が得られるものと思ひのであります。国を守る心はどこから生まれるのか、またそのための政治はどうあらねばならないのか、総理の御所見があら

れば伺いたいののであります。

以上をもって私の質問を終わりますが、率直でわかりやすい答弁をお願い申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○国務大臣(中曾根康弘君) 山本議員にお答えをいたします。

まず、国際情勢の基本的枠組みの問題でございますが、近年、極東ソ連軍の増強等によって国際軍事情勢が厳しさを増していることは周知の事実でございます。が、大綱策定当時と比較して国際情勢の基本的枠組みには変化はないと認識しております。

十一月二十日の衆議院内閣委員会において、論理的可能性の問題として、大綱水準達成後どうあるべきかは、そのときの内閣が憲法及び基本的防衛政策を踏まえ、そのときの内外諸情勢を勘案して考えるべきである、この旨を述べたものであります。

いずれにせよ、政府は、中期防衛力整備計画に従い、大綱水準達成に努力中の現在におきまして、この整備計画に関連して基盤的防衛力構想を改めるといったことは考えてはおりません。次に、第九条と自衛隊との関係でございますが、憲法第九条第二項においてその保持を禁じている「戦力」は、自衛のための必要最小限度を超えるものを意味すると思ひます。

他方、大綱は、限定的かつ小規模な侵略に対し、原則として、独力で対処し得ること等を目標としたものであります。これが憲法上許容される自衛のための必要最小限度の実力の範囲内のものであることは、果て答弁しているところであります。

したがって、現在の自衛隊あるいは大綱水準が達成された際の自衛隊が「戦力」に該当せず、憲法第九条に違反しないことは言うまでもありません。SDIに関係いたしました、SDIは、米國は軍備管理、軍縮交渉を一方において努力しつつ、非核による高度の防衛システムについて研究を行

い、究極的には核兵器を廃絶しようという基本理念のもとに研究計画を推進してやるものです。これは我が国の平和国家としての立場に違反するものではありません。またそのような研究計画への参加は、日米安保体制の効果的運用に資するものであり、加えて、関連技術水準の向上にも影響を及ぼす可能性があります。

先般の決定は、かかる観点からのものでありまして、S D I に対する政府の方針には変更はございません。

いわゆる思いやり予算のことでございますが、在日米軍の駐留経費の負担については、今後とも自主的判断により、できる範囲内で努力すべきものであります。現在、特定の方策について具体的検討を行っているわけではございません。

なお、国の防衛に関して御所論を拝聴いたしました。主権と独立と平和を守っていくために我々が努力して国を守ることは当然のことである、そう考えております。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣栗原祐幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(栗原祐幸君) まず、国際情勢の基本的枠組みと基盤的防衛力構想につきましては、ただいま総理がお答えしたとおりでございます。

それから第二番目は、今度の法改正、三年間やらなかったのにそれとの整合性はどうかということでございますが、五十八年に成立いたしました設置法改正、これは五十五年以来のものでございまして、この改正を遂行して人員の採用、編成等の整備を行うのに約一年間かかったわけでございます。そのため、自後の艦艇、航空機等の就役に伴い増員の予算措置は六十年度の概算要求、すなわち六十一年度予算においてようやくなされたものでございました。そういう意味で今回改正をお願いしたわけでございます。

それから、いわゆる思いやり予算の問題でございますが、総理から御答弁がございました。ただ、御質問の中に、新聞報道を引用されての話で

ございますが、私自身が飛び回っておるとか、あるいはどうこうとか、法案をどうするということなどはございません。目下そういうようなことはしていない。いろいろ考えねばならぬという気持ちにはございますけれども、具体的にどうするということにはなっておりません。したがって、これと一先問題とは、まだ具体的にないで予算を請求するというようなことは全然ないわけでございますから、一先それとの関係につきましては、これはお答えをすることは控えていただきます。(拍手)

〔国務大臣田村元君登壇、拍手〕

○国務大臣(田村元君) S D I 研究計画のもとでは、大規模かつ広範囲な基礎研究が実施されているところであります。このような基礎研究の成果は、基本的には、防衛面のみならず民生面にも応用可能であると考えられるところから、我が国が適切な形でその成果を利用し得ることとなれば、我が国の関連技術水準の向上に大きな影響を及ぼす可能性があります。

個別企業について、S D I 研究計画への参加によりいかなるメリットがあるかは、これは個別企業において判断すべき問題であることは申すまでもございません。(拍手)

〔国務大臣三ツ林太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(三ツ林太郎君) 科学技術庁長官でございます。山本議員の御質問にお答えいたします。

S D I 研究計画に我が国が参加する場合の我が国科学技術に与える影響については、我が国が当該研究計画に参加する場合に、我が国が適切な形でその成果を利用し得ることとなれば、我が国の関連技術水準の向上にも大きな影響を及ぼす可能性があります。と考えるべきです。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) いわゆる思いやり予算のことでございますが、先ほど栗原防衛庁長官がお答えになられましたとおり、私どもとしては、

具体的には別段まだ何っておりませんので、ただいま見解を申し上げる段階ではないと考えております。

それから一先のことでございますが、昭和六十二年度の防衛費がどうなりますかということが未定でございますし、またGNPも御承知のようにこれからのことでございますので、分子、分母とも今のところ未定ということでございます。

しかし、おまへはこの問題についてどう思うかというお尋ねでございました。これは五十一年の三木内閣の閣議決定がございしますが、これを尊重し、また守ってまいりたいというふうに考えております。(拍手)

○議長(藤田正明君) 飯田忠雄君。

〔飯田忠雄君登壇、拍手〕

○飯田忠雄君 私は、公明党・国民会議を代表して、御提案になりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に関連し、総理大臣並びに関係閣僚に御質問申し上げます。

まず、防衛の本質及び実態の認識についてお尋ねいたします。

戦争が国際紛争解決の手段として用いられていくことは今日の常識であります。このような戦争を憲法によって永久に放棄いたしました我が国が、国際政治の渦中において安全保障問題をどのように解決していくかは、あらゆる政策の基礎にある国家最重要かつ現実の問題であります。

しかるに、従来、政府におかれては、専守防衛の概念を主張され、安全保障という広い視野の問題を軍事力の対応という狭い防衛問題に限定し、自衛隊を戦闘部隊として育成することにのみ熱心であるように見受けられます。

安全保障問題は、国際政治そのものであります。我が国の場合、軍事的対応のみに力を注いでいることは大きな誤りで、戦場の外において実行されるものでなければ意味のないものになります。すなわち、我が国が置かれた法的、地理的位置から

らいつて認めざるを得ないところであり、すなわち、軍事的対応だけを主眼とした専守防衛を説明するだけでは、安全保障の本質及びその法的性質を明らかにしているとは思われません。また自衛隊の規模の妥当性を明らかにすることもできません。したがって、これを明らかにせずしてこのたび御提出の法案の審議はできないのであります。よって、防衛の国際政治における地位、その事実上の本質及び法的性格をどのように把握しておられるのか、総理大臣、外務大臣及び防衛庁長官の御意見を伺いたいと思います。

次に、非核三原則と防衛の手段について伺いたいと思います。

我が国が非核三原則を国是としておりますことは、人間英知の宣言として世界史上不滅の光を放つものであります。核爆発を戦争の手段とすることが、地球の自然環境を壊滅し、人類の滅亡を招来するものであることは今日の世界の常識であります。この非核三原則の考え方こそ現在の国際政治における重要な原則であり、かつ完成させるべきものであります。これについてどのような政策をとり、具体的努力をされておられるのか、総理大臣及び外務大臣の御所見をお尋ねいたします。

次に、我が国に対する武力侵略の発生条件及びその確率についてどのように御判断なされておられますか、お伺いいたします。

我が国の防衛は、米国の傘のもとでの防衛であると言われておりますが、核戦争の発生確率を計算した上でのことなのか、あるいは核戦争は回避されるという条件のもとでの防衛を予想されておられるのか、あるいはいさうか。核戦争のもとでの防衛力としての自衛隊を構想しておられるとすれば、現在の自衛隊の装備及び規模をもって、我が国に対する核攻撃を排除できるかという問題が生じます。非核三原則との関連で政府はどのように判断しておられるのでありましょうか。S D I 研究参加の意味は、核による侵略を予想しての防衛を考えておられることなのか。もしそうであ

るならば、防衛の本義から外れた政策になるおそれがありますが、どのように考えておられるのか、総理大臣、外務大臣の御見解をお伺いいたします。

今日及び将来において、我が国に対する非核の武力侵略、いわゆる核抜ききの武力侵略が発生する条件があるのか、非核武力攻撃の発生を確率をどのように判断しておられるのか。また自衛隊をもって非核武力侵略に対応する防衛力であるとして構想されておられるのでありましょいか。昭和五十一年に閣議決定された防衛計画の大綱は、その別表をも含めてどう考えておられるのでございませうか。総理大臣及び防衛庁長官の御答弁を求めます。

閣議決定された防衛計画の大綱について、最近の新聞報道によりますと、栗原長官の言として、防衛費の対GNP比一％枠の関係について、大綱を達成すると一％枠を超える場合もあると述べておられるとありますが、防衛計画の大綱が決定された当時と比べて武力侵略の可能性に変動があったということなのか、具体的にいかなる規模の侵略があるかと判断されてのことなのか、総理大臣及び防衛庁長官の御答弁を求めます。

次に、専守防衛についての政府の御認識についてお伺いをいたします。

公明党は、我が国が一切の膨張政策を否定し平和政策を堅持しているにもかかわらず、なおかつ不正な侵略をする者があれば平和的存立を守るために正当な自衛権の行使は認められるという立場に立っておりますが、それ以外に国際紛争が生じた際、我が国は、その解決手段として戦争に訴えないのみならず、武力の行使についても一切これを用い得ないことは、政府に課せられた憲法上の制限であると考えております。したがって、我が国の領土、領海、領空への武力侵略の発生がない限り、防衛力の行使はあり得ない道理であります。したがって、現実には、我が領域内での戦闘行為のみが合法的自衛力の行使であると言わねば

なりません。

ところが、政府の防衛構想を検討してみますに、我が国土が戦場とならざるを得ないと考えておられるように推察できるのであります。もしそうであるならば、主権者国民の生命、財産の保護という観点からは、もはや防衛という名に値しないものと言わねばなりません。専守防衛という武力防衛の実体は、結局、四面海をめぐらす島国において、国民を武力攻撃にさらして焦土戦を行うことにはかならないのでありますが、このような事態を予想しての防衛を構想しておられるのか、総理大臣及び防衛庁長官の御見解をお伺いいたします。

次に、国際政治における力関係による武力侵略の防止政策についてお伺いいたします。

今日の国際政治が、米ソ両国を主軸として展開されていることは明瞭なところであります。米ソ両国をめぐる世界各國の動向を見ますに、必ずしも樂觀を許さないものがあります。チェルノブイリにおける事故は、核爆発の恐怖を全世界に知らしめ、核戦争防止への道を歩み出しました。しかし、いわゆる核抜ききの通常兵器戦争が今日もお後を絶たない現実、放置、傍観しているときではないと思われまします。今日における国際政治の最重要事は、サミットに参加する主要諸国にソ連、中国の二国を加えて、軍縮の徹底と核兵器の廃絶、武力侵略の放棄を話し合い、実施に移すことであると思われまします。この問題について総理大臣の御所見と御決意のほどをお伺いいたします。

政府が構想される防衛のあり方が、結局は国土を戦場と化すことと思いをいたすならば、武力侵略を引き起こすことのない万全の対策を樹立することが肝要であります。このことについてどのように考えられ、いかなる政策の実行をなさるか、総理大臣、防衛庁長官及び外務大臣の御所見並びに御決意のほどをお伺いいたす次第でございます。

最後に、自衛官の定数の合理的判断の根拠についてお伺いいたします。

武力侵略に対応する自衛隊の規模をいかなるものにするかは、武力侵略の発生を条件の有無程度を根拠として判定すべきものであると思われまします。現行の自衛官の定数を変更される根拠はいかなることにありますか、お伺いいたします。

また、予備自衛官の増員が提案され、これに関連して、その採用範囲の変更の提案も見られますが、これは自衛官の数の増大を抑制するとのお考えかもしませんが、管理と方法を誤りますと、平時から国民を自衛隊に引き込もうとすること、ひいては軍事優先国家への道を歩むことになりかねない不安が伴います。この懸念について、いずかが管理し、いかなる教育訓練を行い、その規模の限界をいかなるものとすると考えておいでになるのか、総理大臣及び防衛庁長官の御答弁を求めます。

以上をもつて公明党・国民会議を代表する私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(中曾根康弘君) 飯田議員にお答えをいたします。〕

まず、安全保障の問題でございますが、我が国の安全保障は、日米安保体制の堅持、自衛隊による必要最小限度の質の高い防衛力の整備及び外交そのほかによる総合的安全保障体制、こういうような考えに立ちまして、我が国の国家の存立を維持し国民生活の安定を図っていくと考えております。

非核三原則につきましては、国連あるいはジュネーブの軍縮会議あるいは国際会議等におきまして我が国は常にこれを申し述べておりまして、国際間には周知の事実となっております。

他方、現在の世界の平和が核を含む抑止力によって保持されていることも冷厳な事実であります。我が国は、非核三原則を堅持するとともに、安保条約により核を含む米国の抑止力に国の安全

保障を依存して行われているということは申し上げたとおりであります。

次に、非核三原則を堅持し、核の脅威に対しては米国の核抑止力に依存すると申し上げましたが、我が国に対する核攻撃は、米国の核抑止力の信頼性維持努力により抑止されているものと認識いたしております。

いずれにせよ、我が国は、適切な規模の防衛力と日米安保体制により、すき間のない防衛体制を構成して侵略を未然に防止する考え方でおります。

SDIの問題でございますが、これは非核による高度の防衛システムについて研究を行い、究極的には核兵器を廃絶しようという基本理念のもとに行われておるものでありまして、我が国の平和国家としての立場に背馳するものではありません。したがって、安保体制の効果的運用に資するものでもあり、かつ関連技術水準の向上にも影響を及ぼす可能性もあり、これが参加について米政府と協議することを決定しております。そのも、かかる観点から行なうものでありまして、防衛の基本政策と背馳するものではありません。

次に、非核武力侵略と自衛隊の問題でございますが、政府は、現在の国際情勢のもとでは、我が国に対する侵略は、安保体制を堅持し、適切な規模の防衛力を保有する限り抑止されるものと認識いたしております。

防衛計画の大綱は、かかる認識のもとに日米安保体制を堅持するとともに、我が国が限定小規模侵略に有効に対処し得る防衛力を保有することにありあゆる侵略を抑止する考え方で、別表は、そのための自衛隊の基幹部隊及び主要装備等の具体的規模を示したものであります。

大綱策定時と比較した侵略の可能性の問題でございますが、近年、極東ソ連軍の増強等により、国際軍事情勢が厳しさを増していることは事実であります。大綱策定時と比較して、国際情勢の基

昭和六十一年十一月二十六日 参議院會議録第十号 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本防衛組織には変化はないものと認識いたしております。

我が国の防衛は、みずから適切な規模の防衛力を保有し、日米安保体制を堅持することにより侵略を未然に防止することが考えの基本にございします。

万一の侵略に対しては、専守防衛を旨とする我が国にあつても、自衛のため必要な限度において、我が国領域外においても自衛権を行使し得ることは言うまでもなく、できるだけ我が国の国土に被害が及ばないように対処するものであります。

次に、軍縮、核廃絶の問題でございますが、平和の維持と軍縮の促進は人類共通の重要な課題であり、今後とも国際的な安全保障の維持に留意しつつ、実効的かつ具体的軍縮措置を進めるよう各国に訴えらるるとともに、あらゆる機会をとらえまして軍縮へ向けての国際的努力に我が国も貢献していく考えであります。

我が国に対する武力侵略の問題については、我が国の存立に重大な影響を与え、あるいは与えるおそれのある多種多様な脅威に対して、我が国は外交、防衛等の諸施策を総合的に実施することによって発生を未然に防止するというのが基本であります。武力侵略に関しては、万一これが発生した場合に、これに適切に対処する態勢を保持しておくことがかかる侵略を抑止するゆえんであると考えております。

予備自衛官につきましては、防衛出動時において自衛隊の実力を急速かつ計画的に確保することを目的として、自衛隊発足以来整備いたしております。

現在、防衛庁においては、自衛隊の業務の効率化、合理化の観点から、予備自衛官制度の活用について検討しているものと承知しております。申すまでもなく、この検討に当たっては、本人の自由意思に基づく採用という枠組みを変えるなどということはいささかも考えておりません。御指摘

のようなおそれは全くないものと考えております。

しかし、予備自衛官制度自体、国民の理解と支持なくしては存立し得ないものでありますので、今回の検討においても、予備自衛官の管理を含め、国民に誤解を与えないように十分注意してやっております。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣栗原祐幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(栗原祐幸君) まず、我が国の安全保障の本質にかかわる問題でございますが、基本的な考え方は総理大臣の御答弁のとおりでございます。

ただ、私からあえて申し上げさせていただきますれば、安全保障というのは総合的なものでなければならぬ。いろいろのものの組み合わせの中で安全保障があるというところは事実でございますが、現実の社会におきまして侵略を未然に防止して、万一侵略が行われたときには実力をもってこれを排除するということが必要であります。

我が国は、平和憲法のもとで自衛のために必要最小限度の実力を保有することとしておりまして、それに日米安全保障体制と組んで我が国の防衛を全うしているわけでございます。この点についてはぜひ御留意をいただきたいと思ひます。

それから次に、大綱策定時と比較しての我が国に対する武力侵略の可能性等についての政府の基本的な考え方でございますが、これはただいま総理大臣からお答えしたとおりでございます。

次に、専守防衛のもとでは、国民を武力攻撃にさらす焦土作戦になるのではないかと御質問でございしますが、我が国の防衛というのは侵略を抑止する、万一侵略に際してはできるだけ我が国の国土を被害から防ぐということを対処方針としておりまして、これは総理大臣が申し上げたとおりでございます。

ただ、専守防衛を旨とするということは非常に難しい、何といひますか、被害をできるだけ国

土、国民に及ぼさないということは、口で言うほど簡単な問題ではございません。非常に難しい問題でございます。この点は御指摘のとおりであります。

したがいまして、我が国としては、侵略を早期に探知するための警戒監視及び情報収集体制の整備、武力攻撃をできるだけ洋上または水際において阻止し得る能力等の整備が重要であると考えております。

次に、我が国に対する侵略を引き起こさないための対策についてであります。これも総理大臣からお答えになったとおりでございます。

我々としては、日米安全保障体制のもとに、防衛計画の大綱を整理と着実、継続的にこれを行っていくということが肝要であると考えております。

次に、自衛官の定数についてでございますが、我が国は、防衛計画の大綱に基づき、限定小規模侵略事態に有効に対処し得る防衛力を保有することを目標として防衛力の整備を進めております。これは御案内のとおりでございますが、今回の改正におきましては、この目標のもとで整備している防衛力を維持するため、艦艇、航空機の就役あるいは中央指揮所の二十四時間運用態勢を確保するために必要な自衛官の増員をお願いしているものであります。

次に、予備自衛官制度の活用についてあります。我が国の予備自衛官の規模は、諸外国の予備兵力と比べると著しく小さく、自衛隊の業務の効率化、合理化を図るとの観点からも、より一層の活用が望まれるところであります。予備自衛官の適用業務の拡大や自衛官未経験者の採用の可否などについては現在検討している段階であります。

したがいまして、本件は現在検討中でありまして、その管理組織、教育訓練、規模等につきましては、具体的にお答えができる段階ではございません。いずれにせよ、ただいま総理大臣から御答弁のあったとおり、国民に誤解を与えることの

ないように、国民の理解と御協力をいただくように留意してまいりたいと思ひます。何とぞ御支援を賜りたいと思ひます。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣倉成正義君登壇、拍手〕

○国務大臣(倉成正義君) 飯田議員にお答えを申し上げます。安全保障の問題に關しまして、ひとり軍事力だけではなくして外交政策の重要性について御言及いただきましたことを、担当の外務大臣として厚くお礼を申し上げる次第でございます。外交政策がまことに重要であるという意味において、私も全く議員と同じ見解を持っておる次第でございます。

我が国の外交政策の基本の問題に關しましては、総理から申し上げましたとおり、日米安保体制を基軸といたしまして、節度ある防衛力の整備及び積極的な外交努力によって、我が国の安全保障を確保してまいりたいと思ひます。米国の中心とする自由民主主義諸国との協力関係の強化、さらにアジア・太平洋諸国との関係の一層の緊密化、第三に平和と軍縮への努力と日ソ対話の促進、第四番目に世界経済の健全な発展への貢献、飢えやそういうものがないように我々できるだけの貢献をしてまいりたいと思ひます。開発途上国の安定と発展への協力等、この一環として国連との協力、国連を大切にすることが大事なことであります。

第二の非核三原則の問題につきましては、総理からお答えになりましたとおりでございますが、御案内のとおり、核廃絶は人類共通の悲願でございます。私も長崎の出身でございますから、その思いひとしおでございます。

しかしながら、現在の世界の平和が、残念ながら核を含む抑止力によって保持されているという冷厳な現実があることも、皆さん御承知のとおりでございます。したがいまして、これは一片の宣

言や一片の決議でこの平和がもたらされるものではない、具体的な手段をいかにして、どういうやり方によってこの我々の理想を達成していくかというところがこれからの課題と考えるわけでございます。非核三原則を堅持する我が国は、その精神を体し、これからの努力を怠りたくないと存する次第でございます。

SDI研究参加の問題につきましては、総理からお答えになったことに尽きるわけでございますが、同時に軍備管理、軍縮交渉と並行しつつ行うということが大切なことではないかと思つてございまして、SDI研究というのは、研究段階だけでも相当の期間を要するわけでございますから、その間におけるそれらの問題を十分配慮しながら考えていくことが必要でございます。日米安保体制の効果的運用であるとか、あるいはSDI参加によりまして関連の科学技術の進歩というようなことを考えまして、我々はこの研究計画への参加を円滑にするために、所要の具体的な問題につきましても米政府とたまたま協議をいたしておる最中でございます。

さらに、第三国による武力侵略という事態を引き起こさないために、戦争が起こる前にひとつ予防的な手段を講ずることが大切だ、未然に防止すべきだという点につきましては、まさに我々外交の課題であらうかと思つてございまして、いざば戦わずして勝つと申しますか、そういう意味で申しまして、私どもも全力を尽くしていろいろと努力をしてまいりたいと思つていますが、至らない点が多いと思つて、諸先生方の御助言をひとつお願いを申し上げまして答弁にかえさせていただきます。ありがとうございます。

(拍手)

○議長(藤田正明君) これにて質疑は終了いたしました。

昭和六十一年十一月二十六日 参議院会議録第十号

○議長(藤田正明君) 日程第一 千九百八十六年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長宮澤弘君。

審査報告書

千九百八十六年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年十一月二十五日

外務委員長 宮澤 弘
参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、千九百七十一年の国際小麦協定に代わるもので、小麦その他の穀物に関する情報交換等について定める小麦貿易規約と開発途上国に対する食糧援助について定める食糧援助規約とから成る。我が国がこの協定を締結することは、小麦その他の穀物の需給関係の安定及び開発途上国における食糧不足の緩和のため国際協力に貢献する見地から有益であると思われるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

昭和六十一年度予算に、国際小麦理事會分担金として二千八百三十五万二千円、また、食糧援助規約の援助義務を履行するために必要な経費として、百八十四億九千六百七十三万円がそれぞれ計上されている。

千九百八十六年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 千九百八十六年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件

昭和六十一年十月二十八日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 藤田 正明殿

千九百八十六年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件

千九百八十六年の国際小麦協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十六年の国際小麦協定

前文

この協定の署名国は、千九百四十九年の国際小麦協定が順次修正され、更新され又はその有効期間の延長がされて千九百七十一年の国際小麦協定の締結に至つたことを考慮し、

千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約で構成され並びに議定書により有効期間の延長がされた千九百七十一年の国際小麦協定が千九百八十六年六月三十日に効力を失ふこと並びに新たな期間についての協定を締結することが望ましいことを考慮して、

千九百七十一年の国際小麦協定の内容を新たにし、千九百八十六年の国際小麦協定と名称を改め、また、この協定は(a)千九百八十六年の小麦貿易規約及び(b)千九百八十六年の食糧援助規約の二の別個の法的文書で構成されるものとする。こと並びに関係政府が自国の憲法上又は制度上の手続に従ひこれらの二の規約の双方又はいずれか一方の署名及び批准、受諾又は承認のための手続をとることを合意した。

千九百八十六年の小麦貿易規約

第一部 総則

第一条 目的

(a) この規約の目的は、次のとおりとする。
(a) 小麦の貿易のすべての側面について及び特

に他の穀物が小麦事情に影響を及ぼすものである場合にその貿易のすべての側面について国際協力を促進すること。

(b) すべての加盟国、特に開発途上加盟国の利益のため、穀物の国際貿易の拡大を促進し及びその貿易のできる限り自由な流れ(貿易障害並びに不公平な慣行及び差別的な慣行の廃止を含む)を確保すること。

(c) すべての加盟国の利益のため可能な最大限度まで国際穀物市場の安定に寄与し、世界の食糧の安全保障を高め及び経済が穀物の商業的売渡しに大きく依存している国の発展に寄与すること。

(d) 穀物の貿易に関する加盟国の関心事項についての情報交換及び討議の場を提供すること。
(e) 経済条項を有する新たな国際協定又は規約の交渉が行われる場合のための適当な基礎を提供すること。

第二条 定義

この規約の適用上、

(1) (a) 「理事会」とは、千九百四十九年の国際小麦協定によつて設立され、かつ、第九条の規定に基づいて存続する国際小麦理事會をいう。
(b) (i) 「加盟国」とは、この規約の締結国をいう。
(ii) 「加盟輸出国」とは、第十二条の規定に従つて指定される加盟国をいう。

(c) 「加盟輸入国」とは、第十二条の規定に従つて指定される加盟国をいう。
(d) 「執行委員会」とは、第十五条の規定に基づいて設立される委員会をいう。
(e) 「市況に関する小委員会」とは、第十六条の規定に基づいて設立される小委員会をいう。

(f) 「穀物」とは、小麦、小麦粉、ライ麦、大麦(裸麦を含む)、オート、とうもろこし、ミレット、ソルガム並びに理事会が定めるその他の穀物及び製品をいう。
(g) 「買入れ」とは、輸入のための穀物の買入れ(又は、文脈により、このようにして買

昭和六十一年十一月二十六日 参議院會議録第十号 千九百八十六年の國際小麦協定の締結について承認を求めるの件

一三〇

(a) 輸入れた穀物の数量をいう。 (b) 「売渡」とは、輸出のための穀物の売渡し(又は、文脈により、このようにして売渡された穀物の数量)をいう。 (c) 買入れ又は売渡しというときは、関係政府間で行われる買入れ又は売渡しのみではなく、民間貿易業者間で行われる買入れ又は売渡し及び民間貿易業者と関係政府との間で行われる買入れ又は売渡しをいう。 (d) 「特別多数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の投票する票の三分の二以上の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国の投票する票の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。 (e) 「収穫年度」とは、七月一日から六月三十日までの期間をいう。 (f) 「作業日」とは、理事会の本部における作業日をいう。 (g) 「政府」というときは、欧州経済共同体を含む。したがって、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言というときは、欧州経済共同体については、その権限のある当局が欧州経済共同体の名において行い署名及び暫定的適用宣言並びに欧州経済共同体の制度上の手続により国際協定の締結のために寄託することとされている文書の寄託を含む。 第三条 情報、報告及び研究 (1) 第一条の目的の達成を容易にし、理事会の会期における一層十分な意見交換を可能にし、及び加盟国の一般的な利益に資するよう継続して情報を提供するため、主として次のことに視点をあてた穀物に関する定期的報告、情報交換及び適当な場合の特別研究のための措置がとられる。 (a) 供給、需要及び市況 (b) 各国の政策の動向及びその国際市場に及ぼす影響	(c) 貿易、利用、保管及び輸送の改善及び拡大に関する動向(特に、開発途上国における動向) (2) (1)の報告及び研究のための情報の収集及び提出について改善し、より多くの加盟国が理事会の事業に直接参加することを可能にし、並びに理事会がその会期中に既に与えた指針を補うため、第十六条に定める機能を有する市況に関する小委員会を設置する。 第四条 市場動向に関する協議 (1) 市況に関する小委員会が、第十六条の規定に従って市況を絶えず検討している間に、國際穀物市場の動向が加盟国の利益に影響を及ぼす著しいおそれがあると認められる場合は、事務局長が、自発的に若しくはいづれかの加盟国の要請により、このような動向について同小委員会の注意を喚起した場合においては、同小委員会は、執行委員会に対して直ちにその事実を報告する。同小委員会は、執行委員会に報告するに当たり、加盟国の利益に影響を及ぼすおそれのある事情を特に考慮する。 (2) 執行委員会は、(1)の動向を検討するために十作業日以内に会合するものとし、適当と認めるときは、事態を検討するために理事会を招集するよう理事会の議長に要請する。 第五条 商業的買入れ及び特殊取引 (1) この規約の適用上、商業的買入れとは、第二条に定義する買入れであつて國際貿易における通常の商業的買入れに適合するものをいい、(2)に規定する取引を含まない。 (2) この規約の適用上、特殊取引とは、関係加盟国政府により通常の商業的買入れに適合しない特殊性を付与された取引をいう。特殊取引には、次のものを含む。 (a) 信用供与に基づく売渡しであつて、利率、支払期間その他関連する条件が政府の関与により世界市場における通常の商業的な利率、期間又は条件に合致しないもの	(b) 穀物の買入れの資金が加盟輸出国政府から穀物の買入れのための借款として供与される売渡し (c) 加盟輸入国の通貨であつて、移転することができず、かつ、加盟輸出国内で使用することの他の通貨又は物品に交換することができないものによる売渡し (d) 特別の支払取決め(物品の交換によつて相互に信用残高を決済するための清算勘定を含む)を有する貿易協定に基づく売渡し。ただし、関係加盟輸出国及び関係加盟輸入国が当該売渡しを商業的なものとみなすことに同意する場合を除く。 (e) 求償取引であつて、 (i) 政府の関与によつて行われ、國際相場以外の価格で穀物を交換するもの、又は、 (ii) 政府の買入計画に基づく補助を含むもの。ただし、穀物の買入れが原求償契約中に最終仕向国を明記していない求償取引に基づくものである場合を除く。 (f) 穀物の贈与又は加盟輸出国が穀物の買入れのために贈与した資金による穀物の買入れ (g) 関係加盟国政府により通常の商業的買入れに適合しない特殊性を付与されたその他の種類の取引で理事会が定めるもの (3) 取引が(1)に定義する商業的買入れ又は(2)に定義する特殊取引のいずれであるかに関し事務局長又はいづれかの加盟国が提起する問題については、理事会が決定する。 第六条 特惠的取引に関する指針 (1) 加盟国は、穀物の特惠的取引を、生産及び商業的な國際貿易の通常の形態に有害な影響を及ぼすことを避けるような方法で行うことを約束する。 (2) このため、加盟供与国及び加盟受益国は、特惠的取引が行われないとした場合に合理的に予想することができる商業的売渡しに対する追加として、また、受益国における消費又は在庫を	増加させるものとして当該特惠的取引が行われることを確保するために適当な措置をとる。この措置は、國際連合食糧農業機關の加盟国である国の場合には、同機關の余剰処理の原則及び指針並びに同機關の加盟国の協議義務に適合しなければならず、また、受益国との間で合意された穀物の商業的輸入水準が当該受益国により世界の全地域に対する關係において維持されるなどの要件を含むことができる。当該輸入水準の設定又は調整に当たっては、特定期間における商業的輸入水準、利用及び輸入の最近の傾向並びに当該受益国の経済事情、特にその國際収支状況を十分に考慮する。 (3) 加盟国は、特惠的取引による輸出を行う場合には、受益国との取極の締結前に、加盟輸出国であつてその商業的売渡しに当該特惠的取引により影響を受けるおそれのあるものと可能な最大限まで協議する。 (4) 事務局は、穀物の特惠的取引の動向について理事会に定期的に報告する。 第七条 報告及び記録 (1) 加盟国は、自国が行う穀物のすべての船積み及び非加盟国からの穀物のすべての輸入につき商業的取引及び特殊取引を別個に示す報告を定期的に行うものとし、理事会は、各収穫年度につき、その記録を保持する。理事会は、また、可能な限り、非加盟国間のすべての船積みについての記録を保持する。 (2) 加盟国は、穀物についての自国の供給及び需要に關して理事会が必要とする情報を可能な限り提供し、並びに自国の穀物政策のすべての変更を速やかに報告する。 (3) この条の規定の適用上、 (a) 加盟国は、商業的売渡し及び商業的買入れ並びに特殊取引に係る穀物の数量に関する情報で理事会がその権限上必要とするものを事務局長に送付する。この情報には、次のものを
--	--	--	--

- (i) 特殊取引については、第五条の規定に従つて取引を分類することを可能にするような当該取引の明細
- (ii) 当該穀物の種類、銘柄、等級及び品質に關する入手可能な情報
- (iii) 加盟国は、穀物を輸出するときは、その輸出価格に關する情報で理事会が必要とするものを事務局長に送付する。
- (e) 理事会は、その時の通常の穀物輸送費に關する情報を定期的に入手するものとし、加盟国は、理事会が必要とする補足的情報を提供する。
- (4) 加盟国は、穀物の原産国以外の国における再販、通過又は港での積替の後に最終仕向国に到着する穀物については、船積み当該原産国と当該最終仕向国との間の船積みとして記録に記入されることを可能にするような情報を可能な最大限まで提供する。この(4)の規定は、再販に關しては、当該穀物が同一の收穫年度において原産国から積み出された場合について適用する。
- (5) 理事会は、この条に規定する報告及び記録に關する手続規則を制定する。この規則は、報告の回数及び方法その他報告に關する加盟国の義務について定める。理事会は、また、その保管する記録又は明細書の修正に關する規定（これに關連して生ずる紛争の解決に關するものを含む。）を定める。いずれかの加盟国がこの条に規定する報告を反復してかつ正当な理由なく怠つた場合には、執行委員会は、事態を是正するために当該加盟国と協議する。
- 第八条 紛争及び苦情
- (1) この規約の解釈又は適用に關する紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当事国であるいずれかの加盟国の要請により、決定のため理事会に付託される。
- (2) いずれかの加盟国も、この規約の締約国としての自国の利益が一又は二以上の加盟国の行動であつてこの規約の実施に影響を及ぼすものによ

- り著しく害されたと認める場合には、理事会に問題を付託することができる。この場合には、理事会は、その問題を解決するため直ちに關係加盟国と協議する。問題がその協議によつて解決されない場合には、理事会は、その問題を更に検討するものとし、また、關係加盟国に対して勧告を行うことができる。
- 第二部 運用
- 第九条 理事会の構成
- (1) 千九百四十九年の國際小麦協定によつて設立された國際小麦理事會は、この規約を運用するため、この規約に定める構成、権限及び任務をもつて存続する。
- (2) 加盟国は、理事会の会合においては、代表、代表代理及び顧問によつて代表される。
- (3) 理事会は、一收穫年度の間に在任する議長一人及び副議長一人を選出する。議長は、投票権を有しないものとし、副議長は、議長として行動する間、投票権を有しない。
- 第十条 理事会の権限及び任務
- (1) 理事会は、その手続規則を制定する。
- (2) 理事会は、この規約によつて必要とされる記録を保管するものとし、また、望ましいと認めるその他の記録を保管することができる。
- (3) 理事会がこの規約に基づくその任務を遂行することができるようになるため、理事会は、必要な統計及び情報を要請することができるものとし、加盟国は、第七条(2)の規定に従うことを条件として、これらの統計及び情報を提供する。これを約束する。
- (4) 理事会は、特別多数票による議決で、次の権限及び任務を除くほか、権限の行使又は任務の遂行を委員会又は事務局長に委任することができる。
- (a) 第八条の規定に基づいて問題について決定を行うこと。
- (b) 付表に掲げる加盟国の票数を次条の規定に基づいて再検討すること。

- (c) 第十二条の規定に基づいて加盟輸出国及び加盟輸入国を決定し並びにこれらの加盟国の票数を配分すること。
- (d) 第十三条(1)の規定に基づいて理事会の所在地を決定すること。
- (e) 第十七条(2)の規定に基づいて事務局長を任命すること。
- (f) 第二十一条の規定に基づいて予算を採択し及び加盟国の分担金の額を決定すること。
- (g) 第二十一条(6)の規定に基づいて加盟国の投票権を停止すること。
- (h) 第二十二條の規定に基づいて國際連合貿易開發會議事務局長に対し交渉のための會議の招集を要請すること。
- (i) 第三十条の規定に基づいて加盟国を理事会から除名すること。
- (j) 第三十二條の規定に基づいてこの規約の改正を勧告すること。
- (k) 第三十三條の規定に基づいてこの規約の有効期間を延長し又はこの規約を終了させること。
- 理事会は、いつでも、投じられる票の過半数による議決でその委任を取り消すことができる。
- (5) 理事会が(4)の規定により委任した権限又は任務に基づいて行われた決定は、理事会の定める期間内に加盟国による要請があつた場合には、理事会が再検討する。その決定は、その期間内に再検討の要請がなかつた場合には、すべての加盟国を拘束する。
- (6) 理事会は、この規約に定める権限及び任務のほか、この規約の実施のため、必要なその他の権限を有し、かつ、必要なその他の任務を遂行する。
- 第十一条 効力発生及び予算手続のための票数
- (1) 第二十八條(1)の規定に基づくこの規約の効力発生のための各政府の票数は、付表に定める。
- (2) 第二十一条の規定に基づいて分担金の額を決

- 定するための加盟国の票数は、次のことに従うことを条件として、付表に定める票数を基礎とする。
- (a) 理事会は、この規約の効力発生の際に、この規約の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託した政府の間で、付表に掲げる各当該政府の票数に比例して、付表の票数を再配分する。
- (b) この規約の効力発生の後、いずれかの政府がこの規約の締約国となり又はこの規約の締約国でなくなる場合には、理事会は、他の加盟国の票数を、付表に掲げる各加盟国の票数に比例して再配分する。
- (c) この規約の効力発生から三年を経過した時及び第三十三條(2)の規定に基づいてこの規約の有効期間の延長がされる場合には、理事会は、付表に掲げる加盟国の票数を再検討するものとし、これを調整することができる。
- (3) この規約の運用に關するその他のすべての目的のために加盟国の行使することができる票数は、次条の規定に従つて決定する。
- 第十二条 加盟輸出国及び加盟輸入国の決定並びにこれらの加盟国の票数の配分
- (1) この規約の適用上、理事会は、この規約に基づいて開催する第一回会期において、いずれかの加盟国が加盟輸出国となり、いずれかの加盟国が加盟輸入国となるかを決定する。その決定に当たつては、理事会は、これらの加盟国の小麦貿易の形態及び意見を考慮する。
- (2) 理事会がこの規約によりいずれかの加盟国が加盟輸出国となり、いずれかの加盟国が加盟輸入国となるかを決定した後直ちに、加盟輸出国は、前条に規定する票数を基礎とし、(3)に定める条件により、その決定するところに従つて加盟輸出国の間で票数を配分するものとし、加盟輸入国は、同様に票数を配分する。
- (3) (2)の規定による票数の配分に当たつては、加

—

関その他国際連合の適当な専門機関並びに適当

な政府間機関との協議又は協力のため、適当なすべての措置をとることができる。

(2) 理事会は、国際商品貿易における国際連合貿易開発会議の特別な役割を考慮して、適当と認める場合には、その活動及び事業計画について同会議に通報する。

(3) この規約の規定が政府間の商品協定について国際連合の適当な機関又は専門機関によつて定められる要件と実質的に抵触すると理事会が認める場合には、その抵触は、この規約の実施を妨げる事情とみなされ、第三十二条に定める手続が適用される。

第二十条 特権及び免除

(1) 理事会は、法人格を有する。理事会は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。

(2) 連合王国の領域における理事会の地位、特権及び免除については、引き続き千九百六十八年十一月二十八日にロンドンで署名されたグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府と国際小麦理事会との間の本部協定による。

(3) この協定は、この規約とは別個のものとする。もつとも、その協定は、次のいずれかの場合合に終了する。

(a) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府と理事会との間で合意する場合
(b) 理事会の所在地が連合王国から移転する場合
(c) 理事会が存在しなくなる場合

(4) 理事会の所在地が連合王国から移転する場合には、理事会の所在地がある加盟国の政府は、理事会、その事務局長及び職員並びに理事会が招集する会合への加盟国の代表の地位、特権及び免除に関する国際協定を理事会と締結する。

第二十一条 会計

(1) 理事会に対する代表団並びにその委員会及び小委員会における代表の費用は、各自の政府が支弁する。この規約の運用に必要なその他の費用は、すべての加盟国の年次分担金から支弁する。各取極年度における各加盟国の分担金の額は、当該取極年度の予算が採択される時点におけるこの規約の加盟国の構成を反映させるために第一一条(2)の規定に基づいて調整された付表に定める当該加盟国の票数が付表に掲げられた加盟国の総票数中に占める割合に比例して定める。

(2) 理事会は、この規約の効力発生後の最初の会期において、千九百八十七年六月三十日に終了する取極年度の予算を承認し、かつ、各加盟国が支払う分担金の額を決定する。

(3) 理事会は、各取極年度の下半期における会期において、次の取極年度の予算を承認し、かつ、各加盟国が当該年度の取極年度について支払う分担金の額を決定する。

(4) 第二十七条(1)の規定に基づいてこの規約に加入する加盟国の最初の分担金の額は、第一一条(2)(b)の規定により当該加盟国に配分される票数及び当該取極年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該取極年度におけるその他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

(5) 分担金は、決定の後直ちに支払われるものとする。

(6) (5)の規定に従い分担金の支払の義務が生じた日から六箇月を経過した時に加盟国が自国の分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、当該加盟国に対してできる限り速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後六箇月を経過した時においても当該加盟国がなお分担金を支払っていない場合には、理事会及び執行委員会における当該加盟国の投票権は、分担金の全額が支払われる時まで停止される。

(7) (6)の規定により投票権を停止された加盟国は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、この規約に基づくその他の権利を奪われ又はこの規約に基づく義務を免除されることはない。当該加盟国は、分担金を支払う義務及びこの規約に基づくその他の財政的義務を履行する義務を引き続き負う。

(8) 理事会は、取極年度ごとに、会計検査を了した前取極年度の収支計算書を公表する。

(9) 理事会は、その解散に先立ち、その負債の整理並びにその記録及び資産の処分のため必要な措置をとる。

第二十二條 経済条項

理事会は、公正なかつ安定した価格で、加盟輸入国に小麦その他の穀物の供給を、加盟輸出国に小麦その他の穀物の市場を確保するため、適当な時期に、経済条項を有する新たな国際協定又は規約の交渉の可能性を検討する。この交渉が成功のうちに完了する可能性があると判断される場合には、理事会は、国際連合貿易開発会議事務局長に対し交渉のための会議を招集するよう要請する。

第三部 最終規定

第二十三條 寄託者

(1) 国際連合事務総長は、ここに、この規約の寄託者として指名される。

(2) 寄託者は、この規約の署名、批准、受諾、承認及び暫定的適用、これへの加入並びに第二十九條及び第三十二條の規定に従つて受領した通告をすべての署名政府及び加入政府に通報する。

第二十四條 署名

この規約は、千九百八十六年五月一日から六月三十日まで、国際連合本部において、付表に掲げる国の政府及び国際連合貿易開発会議の加盟国政府による署名のために開放しておく。

第二十五條 批准、受諾又は承認

(1) この規約は、各署名政府により、自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。

(2) 批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十六年六月三十日までに寄託者に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができない署名政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。理事会は、すべてのこのような期限の延長を寄託者に通告する。

第二十六條 暫定的適用

署名政府及び他の政府がこの規約に署名する資格を有するもの又は加入の申請が理事会によつて承認されたものは、暫定的適用宣言を寄託者に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締結国政府とみなされる。

第二十七條 加入

(1) 付表に掲げる国の政府及び国際連合貿易開発会議の加盟国政府は、千九百八十六年六月三十日まで、この規約に加入することができる。もつとも、理事会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

(2) この規約は、千九百八十六年六月三十日後は、理事会が適当と認める条件によるすべての国の政府による加入のために開放しておく。加入は、寄託者による加入書を寄託することによつて行われ、加入書を寄託する政府は、理事会の定めるすべての条件を受け入れる旨を加入書に明記しなければならない。

(3) この規約の実施上、付表に掲げる加盟国というときは、この条の規定に従い理事会が定める条件でその政府がこの規約に加入した加盟国も、付表に掲げられているものとみなす。

第二十八條 効力発生

(1) この規約は、付表に定める票数の六十パーセント以上の票を有する政府が千九百八十六年六月三十日までに批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託していることを条件として、千九百八十六年七月一日に効力を生ずる。

(2) この規約が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言

第二十九条 脱退

第三十条 除名

第三十一条 会計上の処理

規約の終了の際に、(1)に規定する加盟国

第三十二条 改正

9

(2) 加盟国は、改正の効力発生の日までに改正の

第三十三條 有効期間、延長及び終了

(2) 理事会は、特別多数票による議決で、千九百

.....

(4) 理事会は、この規約の終了の後も、理事会の

(5) 理事会は、(2)又は(3)の規定に基づいてとられ

数

インド

三九

今スニユル
一八五

リビア

五

サイジエリア

バナマ

サウディ・アラビア

1

千九百八十六年の食糧援助規約

第一部 目的及び定義

第一条 目的

この規約は、国際社会の共同努力により、かつ、この規約の定めるところにより、開発途上国に對し人間の消費に適する穀物の形態により毎年一千万トン以上の食糧を援助するという世界食糧會議の目標の達成を確保することを目的とする。

第二条 定義

(1) この規約の適用上、

(a) 「委員会」とは、第九条に規定する食糧援助委員会をいう。

(b) 「加盟国」とは、この規約の締結国をいう。

(c) 「事務局」とは、国際小麦理事會の事務局をいう。

(d) 「事務局」とは、国際小麦理事會の事務局をいう。

(e) 「穀物」とは、次条(1)の規定に従うことを条件として、小麦、大麦（裸麦を含む）、とうもろこし、ミレット、オート、ライ麦、ソルガム及び米並びに人間の消費に適するその他の種類の穀物で委員会が定めるもの又はこれらを原料とする産品（二次加工をした産品を含む）で手続規則に定義するものをいう。

(f) 「f.o.b.」とは、本船渡しをいう。

(g) 「c.i.f.」とは、保険料及び運賃込みをいう。

(h) 「トン」とは、千キログラムをいう。

(i) 「年度」とは、別段の定めがある場合を除くは、七月一日から六月三十日までの期間をいう。

(2) この規約において「政府」というときは、欧州経済共同体を含む。したがって、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言というときは、欧州経済共同体については、その権限のある当局が欧州経済共同体の名において行い署名及び暫定的適用宣言並びに欧州経済共同体の制度上の手続

により国際協定の締結のために寄託することとされている文書の寄託を含む。

第三部 主要規定

第三条 加盟国の提出

(1) 加盟国は、開発途上国に對する食糧援助として、前条(1)(e)の穀物のうち人間の消費に適するものであつて受け入れられる種類及び品質のもの少なくとも(3)に定める年間量又はこれらに代わる現金を提出することを合意する。

(2) 加盟国による提出は、受益国が自国の開発計画につきこの規約の各年度における食糧援助の見込量を考慮に入れることができるよう、可能な最大限度まで計画的に行われる。加盟国は、また、贈与の形態により行い提出の量及び贈与の形態でない援助のグラント・エレメントを可能限り明示するものとす。

(3) 第一条の目的を達成するための小麦に換算した各加盟国の年間最小提出量は、次のとおりとする。

加盟国	トン
アルゼンティン	三五、〇〇〇
オーストラリア	四〇〇、〇〇〇
オーストリア	二〇、〇〇〇
カナダ	六〇〇、〇〇〇
欧州経済共同体及びその構成国	一、六七〇、〇〇〇
フィンランド	二五、〇〇〇
日本国	三〇〇、〇〇〇
ノールウェー	三〇、〇〇〇
スウェーデン	四〇、〇〇〇
スイス	二七、〇〇〇
アメリカ合衆国	四、四七〇、〇〇〇

(4) この規約の実施上、第二十条(2)の規定に従つてこの規約に加入した加盟国は、同条の規定に従つて定められる当該加盟国の最小提出量とともに(3)に掲げられているものとみなす。

(5) 加盟国がいずれかの年度においてこの規約に基づき自国の義務を履行することができなかつた場合には、次の年度における当該加盟国の義務量には、当該いずれかの年度における履行されなかつた残余の量を追加する。

(6) 加盟国は、穀物の形態による提出を「f.o.b.」によつて行う。もつとも、提出国は、特に、緊急事態の場合又は所得の低い食糧不足国向けの船積みの場合において、適当なときは、「c.i.f.」に於いてこの規約に基づく穀物提出の輸送費を負担するよう奨励される。この規約に基づく加盟国の義務の履行状況の検討において、このような提出の支払につき適当な言及がされる。

(7) 次条(2)の規定による穀物の買入は、この規約又は効力を有している小麦貿易規約の加盟国から行い、これらに双方の規約の加盟国である開発途上国の輸出又はこれらの開発途上加盟国における加工を促進するため、これらの開発途上加盟国から優先して買入を行う。

穀物の買入を行うに当たっては、相当な部分を開發途上国から買入れることを一般的な目標とする。この規約の開發途上加盟国からの買入を優先させる。もつとも、第一文及び第二文の規定は、この規約及び小麦貿易規約のいずれの加盟国でもない開發途上国からの穀物の買入を排除するものではない。この(7)の規定による買入に当たってはすべて、品質、c.i.f. 価格上の利点及び受益国への迅速な引渡しの可能性並びに受益国自体の特定の要求に對して特別の考慮を払う。現金提出は、原則として、いかなる年度においても、い

ずれかの国が二国間又は多数国間の食糧援助として同一の年度又は前年度以前に受領し、なお使用している穀物と同一の種類の穀物を当該いずれかの国から買入れるために使用してはならない。

第四條 食糧援助の提出の条件

この規約に基づく食糧援助は、次のいずれかの条件で行うことができる。

(a) 穀物の贈与又は受益国のための穀物の買入

た場合には、次の年度における当該加盟国の義務量には、当該いずれかの年度における履行されなかつた残余の量を追加する。

(6) 加盟国は、穀物の形態による提出を「f.o.b.」によつて行う。もつとも、提出国は、特に、緊急事態の場合又は所得の低い食糧不足国向けの船積みの場合において、適当なときは、「c.i.f.」に於いてこの規約に基づく穀物提出の輸送費を負担するよう奨励される。この規約に基づく加盟国の義務の履行状況の検討において、このような提出の支払につき適当な言及がされる。

(7) 次条(2)の規定による穀物の買入は、この規約又は効力を有している小麦貿易規約の加盟国から行い、これらに双方の規約の加盟国である開發途上国の輸出又はこれらの開發途上加盟国における加工を促進するため、これらの開發途上加盟国から優先して買入を行う。

穀物の買入を行うに当たっては、相当な部分を開發途上国から買入れることを一般的な目標とする。この規約の開發途上加盟国からの買入を優先させる。もつとも、第一文及び第二文の規定は、この規約及び小麦貿易規約のいずれの加盟国でもない開發途上国からの穀物の買入を排除するものではない。この(7)の規定による買入に当たってはすべて、品質、c.i.f. 価格上の利点及び受益国への迅速な引渡しの可能性並びに受益国自体の特定の要求に對して特別の考慮を払う。現金提出は、原則として、いかなる年度においても、い

ずれかの国が二国間又は多数国間の食糧援助として同一の年度又は前年度以前に受領し、なお使用している穀物と同一の種類の穀物を当該いずれかの国から買入れるために使用してはならない。

第四條 食糧援助の提出の条件

この規約に基づく食糧援助は、次のいずれかの条件で行うことができる。

(a) 穀物の贈与又は受益国のための穀物の買入

れに充てられる現金の贈与

(b) 受益国の通貨との引換による売渡し。ただし、当該通貨は、移転することができず、かつ、提出加盟国が使用するその他の通貨に交換すること並びに当該提出加盟国が使用する物品及び役務の支払に充てることができない(注)。

注 例外的な事情がある場合には、十パーセントを超えない範囲でその免除が認められる。十パーセントを超えないとの制限は、十年を経過するまでの間は受益国の通貨を移転することができずかつ交換すること及び支払に充てることができないことを条件として、受益国における経済開發活動の拡大のための取引については免除する。

(c) 信用供与による売渡しであつて、支払が二年以上の期間にわたる妥当な年賦及び世界市場における通常の商業的な利率を下回る利率により行われるもの(注)

注 信用供与による売渡しに関する取極には、穀物の引渡し時における供与額の十五パーセントまでの支払について規定することができ。

もつとも、援助は、特に、後發開發途上国、一人当たりの所得の低い国その他重大な経済的困難に直面している開發途上国に對する場合に、可能な最大限度まで贈与の方法により行われるものと了解される。

第五條 提出の方法

(1) 加盟国は、この規約に基づく自国の提出に関し、一又は二以上の受益国を指定することができ。

(2) 加盟国は、二国間援助の形式で又は政府間機關若しくは非政府機關を通じて提出を行うことができる。

(3) 加盟国は、食糧援助のうち、より大きな部分を多数国間機關(特に、世界食糧計画)を通じて行うことの利点に十分な考慮を払う。

昭和六十一年十一月二十六日 参議院會議録第十号 千九百八十六年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件

第六条 小麦への換算

(1) 委員会は、小麦以外の穀物又は穀物産品による加盟国の拠出量を評価するため、穀物産品にあつては穀物含有量を、小麦以外の穀物及び穀物産品にあつては小麦に対する商業上の価値を適宜考慮して、手続規則を制定する。

(2) 加盟国の拠出量の評価については、穀物の買入れのために供与された現金は、小麦の実勢国際市場価格により評価する。この(2)の規定の適用上、委員会は、毎年、前暦年の各月について小麦の平均価格を基礎として、翌年度についての実勢国際市場価格を決定する。委員会は、各月について小麦の平均価格を決定するため手続規則を制定する。

(3) 委員会は、(2)の規定に基づいて実勢国際市場価格を決定するに当たり、各年についての平均価格に係る著しい上昇又は下落に妥当な考慮を払う。(2)の規定による各年についての平均価格が前暦年よりも二十パーセントを超えて上昇し又は二十パーセントを超えて下落した場合に、著しい上昇又は下落があつたものとする。この点に關し、加盟国の拠出量を評価するために実際に使用される実勢国際市場価格は、前年度よりも二十パーセントを超えて上昇し又は下落するものであつてはならない。

第七條 貿易及び農業生産に及ぼす影響並びに援助に係る取引

(1) この規約による援助に係るすべての取引は、現行の国際連合食糧農業機関の余剰処理の原則及び指針に明示された関心事項に適合する方法で行う。加盟国は、この規約による援助に係るすべての取引を、生産及び商業的な国際貿易の通常の形態に有害な影響を及ぼすことを避けるような方法で行うことを約束する。

(2) 加盟国は、適当な場合には、世界食糧計画の食糧援助政策計画委員会が承認する食糧援助のための指針及び基準に従つて行動する。

第八条 緊急の必要のための特別規定

いずれかの年度において食糧用の穀物のかなりの不作が一又は二以上の特定の地域における所得の低い開発途上国において生じた場合には、委員会の議長は、事務局長から受領した情報を検討した上、不作の重大性について検討するため委員会を招集することができる。委員会は、加盟国が食糧援助に利用可能な量を増加させることにより事態に対処すべきであることを勧告することができる。

第九条 食糧援助委員会

この規約のすべての締約国で構成する食糧援助委員会を設置する。委員会は、議長一人及び副議長一人を任命する。

第十条 委員会の権限及び任務

(1) 委員会は、次のことを行う。

(a) この規約に基づいて加盟国が行う拠出の量、内容、方法及び条件に關して加盟国が提出する定期報告を受領すること。

(b) 第三條の規定による開発途上国からの穀物の買入れを特に考慮に入れて、現金拠出による資金で行われる穀物の買入れを常に検討すること。

(c) この規約に基づく義務がどのように履行されたかを検討すること。

(d) この規約に基づく食糧援助措置の実施に關する情報を定期的に交換すること。

(2)(a) 委員会は、国際小麦理事会その他の適当な機関の事務局から加盟国が最も効果的な方法で義務を履行するために必要な情報を求める。この情報には、特に、次のことを含む。

(i) 第八條の規定の実施のために必要な所得の低い開発途上国における生産及び必要量の詳細

(ii) 第三條の規定による取引において開発途上国の余剰穀物を使用する可能性

(iii) 食糧援助が受益国における穀物の生産及び消費に及ぼす影響

(b) 委員会は、また、受益国から情報を受領し及び受益国と協議することができる。

(3) 委員会は、必要な場合には、報告書を発行する。

(4) 委員会は、この規約の実施のために必要な手続規則を制定する。

(5) 委員会は、この条に定める権限及び任務のほか、この規約の実施のため、必要なその他の権限を有し、かつ、必要なその他の任務を遂行する。

第三部 最終規定

第十六条 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この規約の寄託者として指名される。

第十七条 署名

この規約は、千九百八十六年五月一日から六月三十日まで、国際連合本部において、第三條(3)に掲げる国の政府による署名のために開放しておく。

第十八条 批准、受諾又は承認

この規約は、各署名政府により、自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十六年六月三十日までに寄託者に寄託する。もつとも、委員会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

第十九条 暫定的適用

署名政府は、この規約の暫定的適用宣言を寄託者に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締約国政府とみなされる。

第二十条 加入

(1) この規約は、第三條(3)に掲げる国の政府であつてこの規約に署名しなかつたものによる加入のために開放しておく。加入書は、千九百八十六年六月三十日までに寄託者に寄託する。もつとも、委員会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

(2) この規約は、次条の規定により効力を生じた後は、委員会が適当と認める条件による第三條(3)に掲げる国以外の国の政府による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

(3) (1)又は(2)の規定に従つてこの規約に加入する

第十四条 運用規定

委員会は、その必要とする事務(資料及び報告書の作成及び配布に關する事務を含む。)の遂行のため、事務局の役務を利用する。

第十五条 不履行及び紛争

この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又はこの規約に基づく義務の不履行がある場合には、委員会は、会合して適当な措置をとる。

政府は、加入書を寄託するまでの間についてのこの規約の暫定的適用宣言を寄託者に寄託することができ、暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締結国政府とみなされる。

第二十一条 効力発生

(1) この規約は、第三条(3)に掲げる国の政府が千九百八十六年六月三十日まで批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、千九百八十六年の小麦貿易規約が効力を有していることを条件として、千九百八十六年七月一日に効力を生ずる。

(2) この規約が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、千九百八十六年の小麦貿易規約が効力を有していることを条件として、この規約が当該政府の間で効力を生ずることを全員一致の合意によつて決定することができ、また、事情により必要と認めるその他の措置をとることができる。

第二十二條 有効期間、延長及び終了

(1) この規約は、千九百八十六年の小麦貿易規約又はこれに代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが千九百八十九年六月三十日まで効力を有することを条件として、同日まで効力を有する。ただし、(2)の規定に基づいて有効期間の延長がされる場合又は(4)の規定により一層早い日に終了する場合は、この限りでない。

(2) 委員会は、千九百八十九年六月三十日後についてこの規約の有効期間を、順次二年を超えない期間延長することができる。ただし、千九百八十六年の小麦貿易規約又はこれに代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが当該延長の期間中効力を有することを条件とする。

(3) この規約の有効期間が(2)の規定に基づいて延長される場合には、その延長の効力が生ずる前に、加盟国は、第三条(3)の規定による各加盟国の年間提出量を再検討することができる。再検討された加盟国の義務は、当該延長の期間中変更されない。

(4) 委員会は、この規約が終了する場合には、委員会の清算を行うために必要な期間を継続するものとし、清算に必要な権限を有し、及び清算に必要な任務を遂行する。

第二十三條 脱退及び再加入

(1) 加盟国は、いずれかの年度末の九十日前までに寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことができる。もつとも、脱退する加盟国は、この規約に基づき義務を当該年度末までに履行しなかつたものを免除されない。加盟国は、同時に、自国がとつた行動について委員会に通報する。

(2) この規約から脱退した加盟国は、その後委員会に通告することにより再加入することができる。ただし、加盟国が再加入する年度から各年度のすべての義務を履行することに責任を有することをこの規約への再加入の条件とする。

第二十四條 この規約と千九百八十六年の国際小麦協定の関係

この規約は、有効期間の延長がされた千九百八十年の食糧援助規約に代わるものとし、千九百八十六年の国際小麦協定の構成文書の一とする。

第二十五條 寄託者による通報

国際連合事務総長は、寄託者として、この規約の署名、批准、受諾、承認及び暫定的適用並びにこれへの加入をすべての署名政府及び加入政府に通報する。

第二十六條 正文

この規約は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正当に委任を受けて、その署名

に対応して掲げる日にこの規約に署名した。

千九百八十六年三月十三日にロンドンで作成した。

〔宮澤弘君登壇、拍手〕

○宮澤弘君 たいだいま議題となりました一九八六年の国際小麦協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、一九七一年の国際小麦協定にかわるものでありまして、小麦貿易規約と食糧援助規約とから成っております。そのうち小麦貿易規約は、小麦その他の穀物に関する情報交換等について規定したものであり、また食糧援助規約は、開発途上国に対する食糧援助について規定したものであります。

委員会におきましては、小麦の需給動向、食糧援助の実施状況、本協定と経済条項との関連等に関して質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨二十五日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

○議長(藤田正明君) 日程第二 特定地域中小企業対策臨時措置法案

業対策臨時措置法案
日程第三 中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する

法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。商工委員長前田勲男君。

審査報告書

特定地域中小企業対策臨時措置法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年十一月二十日

商工委員長 前田 勲男
参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、特定の地域において中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている状況にかんがみ、これらの中小企業者の新分野への進出等新たな経済的環境への適応を円滑にするため、国等が資金の確保に努めるものとする。ことを定めるとともに、中小企業信用保険の特例、税法上の特例その他の助成措置を講ずることを定めたものであつて、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

昭和六十一年度一般会計補正予算において、中小企業信用保険公庫への出資金八十億円及び信用保証協会助成金五億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
一、輸出型産地、企業城下町等の地域における中小企業者の深刻な実情にかんがみ、本法による措置を迅速かつ的確に実施に移すこと。

昭和六十一年十一月二十六日 参議院會議録第十号 特定地域中小企業対策臨時措置法案外一件

二、特定地域の指定にあつては、客観的な指定基準に基づき公平かつ適切に行うとともに、関係地方自治体の意見等を十分に考慮し、必要に応じ地域の実態に即した弾力的対応についても配慮すること。

三、適応措置に関する計画の作成に際しては、当該事業者に雇用される労働者の意見を聴き、雇用安定の確保を期するとともに、下請企業への配慮が行われるよう特定中小企業者を指導すること。

四、承認中小企業者に対する低利融資については、制度の趣旨が十分生かされるよう融資基準の策定に配慮するとともに、中小企業金融については、公定歩合の引下げが適切に反映されるよう配慮すること。

五、信用保証協会が特定地域関係保証を行う場合の担保の徴求については、制度の趣旨に即して個々の中小企業者の実情に応じた適切な運用が行われるよう指導すること。

六、特定地域に重点配分される公共事業の実施にあつては、当該地域における中小企業者の受注機会の確保、労働者の雇用機会の拡大に十分貢献するものとなるよう配慮すること。

また、特定地域の企業誘致促進に必要な助成措置の拡充、強化について検討を進めること。

七、円高等により、輸出関連産業等では中小企業はもとより、基幹産業に至るまで深刻な影響を受け、雇用情勢、地域経済情勢等が著しく悪化している実情にかんがみ、行き過ぎた円高に対する為替レートの安定化のための諸条件整備に十分配慮するとともに、内需拡大のための各般の思い切った施策を積極的に展開し、景気の浮揚と新規の需要創出に努めること。

右決議する。

特定地域中小企業対策臨時措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年十一月六日
衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 藤田 正明殿

特定地域中小企業対策臨時措置法案

特定地域中小企業対策臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、特定地域において、中小企業者の事業活動に著しい支障が生じており、かつ、雇用事情が著しく悪化している状況にかんがみ、これらの中小企業者について新たな経済的環境への適応を円滑にするための措置を講ずること等により、別に講じられる失業の予防、再就職の促進等の措置と相まつて、これらの地域における経済の安定等に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに

政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「特定地域」とは、その地域内に所在する事業所の事業活動に占める特定事業所の事業活動が相当程度の割合であり、かつ、これらの特定事業所の事業活動の規模が相当程度である地域であつて、これらの特定事業所に事業活動に支障が生じており、その地域内に事業所を有する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じていると認められるもので政令で定めるものをいう。

3 前項の「特定事業所」とは、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、その業種に属する事業の目的物たる物品若しくはその業種に属する事業の目的たる役務に対する需要が著しく減少し、若しくは減少する見通しがあり、又はその業種に属する事業の目的物たる物品の供給が著しく困難となり、若しくは困難となる見通しがあるため、その業種に属する事業を行う相当数の事業者の事業活動に支障を生じていると認められる業種に属する事業を行う事業所をいう。

4 第二項の政令は、この法律に基づく中小企業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするための措置と別に講じられる失業の予防、再就職の促進等の措置との総合的かつ効果的な実施に資するため、その定めようとする地域及びその近隣の地域における離職者の発生状況、雇用の機会水準その他の雇用に関する状況を考慮して定めるものとする。

(承認)

第三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者のために実施する新商品又は新技術の研究開発その他の新たな事業の分野への進出に関する事業、人材の養成その他の事業の合理化に関する事業、事業規模の適正化に関する措置その他の新たな経済的環境に適応するための措置(以下「適応措置」という。)に関する計画を作成し、これを当該各号に定める者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の承認を受けることができる。

一 特定地域内に事業所を有する中小企業者であつてその事業活動に支障を生じているもの(以下「特定中小企業者」という。)のうち前条第一項第六号に掲げる者であるもの以外のもの

二 特定中小企業者のうち前条第一項第六号に掲げる者であるもの、その者又はその直接若しくは間接の構成員(以下単に「構成員」という。)である特定中小企業者

三 前条第一項第六号に掲げる者であるもの(前号に掲げる者を除く。)のうちその構成員の三分の二以上が特定中小企業者であるもの、その構成員である特定中小企業者

四 前項第二号又は第三号に掲げる者(以下「特定組合」という。)が新たな事業の分野への進出に関する事業又は事業の合理化に関する事業(以下「新分野進出事業等」という。)に必要な試験研究費に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準

都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その計画が、当該計画に係る

・特定中小企業者が最近における内外の経済的事
情の変化に対応して新たな経済的環境に円滑に
適応するために有効かつ適切なものであること
その他の政令で定める基準に該当するものであ
ると認めるときは、その承認をするものとする。
4 前三項に規定するもののほか、第一項の承認
及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定
める。
(資金の確保)
第四條 国及び都道府県は、前条第一項の承認を
受けた中小企業者(以下「承認中小企業者」とい
う。)が当該承認に係る計画(以下「承認計画」と
いう。)を実施するに必要資金の確保に努め
るものとする。
(中小企業近代化資金等助成法による貸付金の
償還期間の延長)
第五條 都道府県は、中小企業近代化資金等助成
法(昭和三十一年法律第百五十五号)第三條第一
項に規定する貸付に係る貸付金であつて、特定
地域内に事業所を有する中小企業者で当該特定
地域を指定する第二條第二項の政令の施行の日
(以下「指定日」という。)の前にその貸付けを受
けたものが第三條第一項の承認を受けた場合に
おける当該中小企業者に対するもの(特定地域
内に事業所を有する中小企業者で同法第三條第
一項第二号の貸与機関から指定日の前に同号に
規定する近代化設備の譲渡若しくは貸付け又は
近代化プログラムに係るプログラム使用権の提

供を受けたものが第三條第一項の承認を受けた
場合における当該譲渡若しくは貸付け又はプロ
グラム使用権の提供に充てるため貸与機関に貸
し付けたものを含む。)については、同法第五條
の規定にかかわらず、その償還期間を三年を超
えない範囲内において延長することができる。
(特定地域関係保証に關する中小企業信用保
險法の特例)
第六條 中小企業信用保險法(昭和二十五年法律
第二百六十四号)第三條第一項に規定する普通
保險(以下「普通保險」という。)、同法第三條の
第二項に規定する無担保保險(以下「無担保保
險」という。)、又は同法第三條の第三項に規定
する特別小口保險(以下「特別小口保險」とい
う。の保險關係であつて、特定地域關係保証同
法第三條第一項、第三條の第二項又は第三條
の第三項に規定する債務の保証であつて、承
認中小企業者が承認計画を実施するに必要資
金に係るもの又は特定組合がその構成員たる
承認中小企業者に対してその者の承認計画の実
施に必要な資金を貸し付けるために必要な資金
に係るもので、特定地域ごと政令で定める日
までに受けたものをいう。以下同じ。を受けた
中小企業者に係るものについて、次の表の上欄
に掲げる同法の規定の適用については、これら
の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下
欄に掲げる字句とする。

第三條第一項	保險金額の合計額が	特定地域中小企業者承認臨時措置法(昭和六十一年法律第...号)第六條第一項に規定する特 定地域關係保証(以下「特定地域關係保証」とい う。)に係る保險關係の保險金額の合計額とそ 他の保險關係の保險金額の合計額とがそれぞれ
第三條の二第一項、第三 條の三第一項	保險金額の合計 額が	特定地域關係保証に係る保險關係の保險金額の 合計額とその他の保險關係の保險金額の合計額 とがそれぞれ
第三條の二第三項、第三 條の三第二項	当該保証をした 当該債務者	特定地域關係保証及びその他の保証ごとに、そ れぞれ当該保証をした 特定地域關係保証及びその他の保証ごとに、当 該債務者

2 普通保險の保險關係であつて、特定地域關係
保証に係るものについて中小企業信用保險法
第三條第二項及び同法第五條の規定の適用につ
いては、同法第三條第二項中「百分の七十」とあ
り、及び同法第五條中「百分の七十(無担保保
險、特別小口保險、公害防止保險、エネルギー
対策保險及び新技術企業化保險にあつては、百
分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。
3 普通保險、無担保保險又は特別小口保險の保
險關係であつて、特定地域關係保証に係るもの
についての保險料の額は、中小企業信用保險法
第四條の規定にかかわらず、保險金額に年百分
の二以内において政令で定める率を乗じて得た
額とする。
(試験研究費に充てるための負担金等について
の課税の特例)
第七條 第三條第一項の承認を受けた特定組合
(以下「承認特定組合」という。が、承認計画で
定める賦課の基準に基づいてその構成員たる中
小企業者に対し、試験研究の実施に必要な機械
装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、
又は製作するための費用に充てるための負担金
を賦課した場合において、当該中小企業者が当
該負担金を納付したときは、租税特別措置法
(昭和三十一年法律第二十六号)の定めるところ
により、当該負担金について特別償却を行うこ
とができる。

2 承認特定組合が承認計画で定める賦課の基準
に基づいてその構成員に対し新分野進出事業等
に必要な試験研究費に充てるための負担金を賦
課した場合において、その構成員が当該負担金
を納付したときは、租税特別措置法の定めると
ころにより、当該負担金について試験研究費の
額が増加した場合等の課税の特例の適用がある
ものとする。
3 承認特定組合が、承認計画で定める賦課の基
準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金
の全部又は一部をもつて、承認計画で定める新

商品又は新技術の研究開発に關して行う試験研
究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製
作したときは、租税特別措置法の定めるところ
により、所得の金額の計算について特別の措置
を講ずる。
(特定地域における工場の新増設の促進等)
第八條 国は、特定地域における工場の新増設を
促進することにより特定地域内の中小企業者の
新たな経済的環境への適応に資するため、特定
地域における工場の新増設の円滑な推進のため
の財政上の措置その他必要な措置を講ずると
も、必要な資金の確保に努めるものとする。
第九條 特定地域以外の地域内に所在する事業用
資産を譲渡して特定地域内に所在する事業用
の用に供する事業用資産を取得した場合に、
租税特別措置法の定めるところにより、特定の
事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用
があるものとする。

2 特定地域内において製造の事業の用に供する
設備を新設し、又は増設した者があつた場合に
は、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又
は製作し、若しくは建設した機械及び装置並び
に工場用の建物及びその附属設備については、
租税特別措置法の定めるところにより、特別償
却を行うことができる。
(特別土地保有税の特例)
第十條 特定地域内の中小企業者の新たな経済的
環境への適応に資するため、特別土地保有税及
び事業所税について、地方税法(昭和二十五年
法律第二百二十六号)の定めるところにより必
要な措置を講ずる。
(関連施策についての配慮等)
第十一條 国は、特定中小企業者のための下請取
引の広域的あつせんの実施のための助成を強化
する等、中小企業に關連する施策の実施に際し
特定中小企業者の新たな経済的環境への適応に
特に配慮するとともに、公共事業の実施に關し

商品又は新技術の研究開発に關して行う試験研
究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製
作したときは、租税特別措置法の定めるところ
により、所得の金額の計算について特別の措置
を講ずる。
(特定地域における工場の新増設の促進等)
第八條 国は、特定地域における工場の新増設を
促進することにより特定地域内の中小企業者の
新たな経済的環境への適応に資するため、特定
地域における工場の新増設の円滑な推進のため
の財政上の措置その他必要な措置を講ずると
も、必要な資金の確保に努めるものとする。
第九條 特定地域以外の地域内に所在する事業用
資産を譲渡して特定地域内に所在する事業用
の用に供する事業用資産を取得した場合に、
租税特別措置法の定めるところにより、特定の
事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用
があるものとする。

2 特定地域内において製造の事業の用に供する
設備を新設し、又は増設した者があつた場合に
は、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又
は製作し、若しくは建設した機械及び装置並び
に工場用の建物及びその附属設備については、
租税特別措置法の定めるところにより、特別償
却を行うことができる。
(特別土地保有税の特例)
第十條 特定地域内の中小企業者の新たな経済的
環境への適応に資するため、特別土地保有税及
び事業所税について、地方税法(昭和二十五年
法律第二百二十六号)の定めるところにより必
要な措置を講ずる。
(関連施策についての配慮等)
第十一條 国は、特定中小企業者のための下請取
引の広域的あつせんの実施のための助成を強化
する等、中小企業に關連する施策の実施に際し
特定中小企業者の新たな経済的環境への適応に
特に配慮するとともに、公共事業の実施に關し

昭和六十一年十一月二十六日 参議院會議録第十号 特定地域中小企業対策臨時措置法案外一件

附 則

特定地域における経済の安定の見地から必要な配慮を加えるものとする。

(関係地方公共団体の施策)

第十二条 関係地方公共団体は、国の施策と相まって、中小企業者の新たな経済的環境への適応その他の特定地域における経済の安定を図るための施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第十三条 国及び都道府県は、特定中小企業者又は特定組合に対し、新分野進出事業等の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(国際経済環境等の考慮)

第十四条 国及び都道府県は、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、国際経済環境その他の経済環境を考慮し、特定中小企業者が適切に新たな経済的環境に適応することができるよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第十五条 都道府県知事は、承認中小企業者に対し、承認計画の実施状況について報告を求めることができる。

(事務の委任)

第十六条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長又は特別区の長に委任することができる。

(罰則)

第十七条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して、附則第九条の規定は、昭和六十二年三月三十一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時まで第六条の規定の適用を受けて成立している保険関係については、なお従前の例によるものとし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法の廃止)

第三条 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第六十号)は、廃止する。

(特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による廃止前の特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法(以下「旧地域法」という。)第三条第一項又は第二項の認定を受けた者に関する中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長並びに当該認定を受けた者及び旧地域法第三条の第二項第四号に規定する認定組合等に関する特定地域関係保証についての中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。

2 旧地域法第三条の第二項の承認を受けた者に関する同項の実施計画の変更の承認及び取消し、旧地域法第六条第五項に規定する中小企業信用保険法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項の表の第二号中「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第六十号)」を削る。

第十八条 第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第四十五条 第一項の表の第二号中「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第二十三条」に規定する特定地域のうち政令で定める地区、を削る。

第五十二条 第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第六十六条 第十項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「改正後の租税特別措置法」という。)第十二条第一項の規定は、次項に定める場合を除き、個人がこの法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした前条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「改正前の租税特別措置法」という。)第十二条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 個人が、施行日から昭和六十二年三月三十一日までの間に、旧地域法第二条第三項に規定する特定地域(以下この条において「旧特定地域」という。)において取得等をする改正前の租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

6 個人が、改正前の租税特別措置法第五十二条第一項第四号に規定する実施計画につき施行日前に同号の承認を受けた同号に規定する認定組合等に対し施行日から昭和六十二年三月三十一日までの間に支出する同号に掲げる負担金につ

一四〇

いは、なお従前の例による。

7 改正前の租税特別措置法第六十六條の十第一項第四号に掲げる認定組合等が、施行日前に同号に規定する承認を受けた同号の実施計画において定められた同号に掲げる固定資産で同項の試験研究用資産に該当するものを施行日から昭和六十二年三月三十一日までの間に取得し、又は製作した場合における法人税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第七條 地方税法の一部を次のように改正する。
第五百八十六條第二項中第十三号の二を削り、第十三号の三を第十三号の二とする。

第七百一条の四 第十三号の二	第七百一条の四 第十三号の二
-------------------	-------------------

附則第三十二條の三第八項を同条第六項とし、同条第九項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第三十二條の三の二第二項中「前条第四項を「前条第三項」に、「前条第一項若しくは第二項」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「前条第六項」を「前条第四項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 前条の規定による改正前の地方税法第五百八十六條第二項第十三号の二に規定する認定組合等が同号に規定する承認を受けた同号の実施計画に従つて実施する同号の新分野開拓事業等若しくは同号の規定により新分野開拓事業等に係るものとして定められた事業の用に供する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正前の地方税法附則第三十二條の三第二項に規定する認定組合等が同項

附則第三十二條の三第一項中「次項及び」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、同条第八項の表の下欄中「附則第三十二條の三第三項から第七項まで」を「附則第三十二條の三第二項から第五項まで」に改め、同条第七百一条の四十一第一項及び第二項の項中「附則第三十二條の三第一項若しくは第二項」を「附則第三十二條の三第一項」に改め、同条第七百一条の四十三第一項の項及び第七百一条の四十三第二項の項を次のように改める。

第七百一条の四 第十三号の二	第七百一条の四 第十三号の二
-------------------	-------------------

に規定する承認を受けた同項の実施計画に従つて実施する同項の新分野開拓事業等の用に供する施設に係る地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税及び同条第二項に規定する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第九條 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律昭和六十一年法律第 号の一部を次のように改正する。

第一条のうち、地方税法附則第三十二條の三第一項の改正規定を削り、同条第三項の改正規定中「同条第三項」を「附則第三十二條の三第二項」に、「以下第七項まで」を「以下第五項まで」に、「次項から第七項まで」を「次項から第五項

まで」に改める。

(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)
第十條 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第六項を次のように改める。

6 労働大臣は、第一項第二号の政令の制定又は改正の立案に当たつては、この法律で定める特別の措置と別に講ぜられる中小企業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするための措置との総合的かつ効果的な実施に資するよう配慮するものとする。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第十一條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第七号の六を次のように改める。
七の六 特定地域中小企業対策臨時措置法(昭和六十一年法律第 号)の施行に関すること。

審査報告書
中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年十一月二十日
参議院議長 藤田 正明殿
商工委員長 前田 勲男

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における貿易事情の急激な変化に伴う内外の経済事情の著しい変化等によりその経営の安定に支障を生じている中小企業者の事業資金の融通を円滑にするため、中小企業信用保険につき倒産関連保証及び国際経済

関連保証に係る無担保保険の付保限度額の別枠を引き上げようとするものであつて、妥当な措置と認める。
一、費用
昭和六十一年度一般会計補正予算において、中小企業信用保険公庫への出資金十億円及び信用保証協会助成金一億円が計上されている。

中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十一年十一月六日
衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 藤田 正明殿

中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法の一部改正
第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。
附則第二項を次のように改める。

2 昭和六十三年三月三十一日までの間において政令で定める日までに倒産関連保証(第三條の二第一項に規定する債務の保証であつて、第二条第四項第一号、第二号又は第五号に該当することについての認定を受けた中小企業者に係るものに限る。)を受けた中小企業者に係る無担保保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、第十二條の規定にかかわらず、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

一、委員会決定の理由
本法律案は、最近における貿易事情の急激な変化に伴う内外の経済事情の著しい変化等によりその経営の安定に支障を生じている中小企業者の事業資金の融通を円滑にするため、中小企業信用保険につき倒産関連保証及び国際経済

第三條の二第一項	第三條の二第二項
保險価額の合計額が一千万円	倒産関連保証に係る保險価額の合計額及びその他の保險価額の合計額がそれぞれ二千万円及び一千万円
第三條の二第三項	倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ二千万円及び一千万円(倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)
一千万円から	それぞれ二千万円及び一千万円から

附則第三項から第五項までを削る。

(特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部改正)

第二条 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法(昭和六十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項	第三條の二第二項	第三條の二第三項
保險価額の合計額が	倒産関連保証に係る保險価額の合計額及びその他の保險価額の合計額がそれぞれ二千万円及び一千万円	倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ二千万円及び一千万円(倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)
第三條の二第三項	倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ二千万円及び一千万円(倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)	倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ二千万円及び一千万円(倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)
第三條の二第三項	倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ二千万円及び一千万円(倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)	倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ二千万円及び一千万円(倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)

第十一条第一項の表中

第三條の二第一項	第三條の二第二項	第三條の二第三項
保險価額の合計額が一千万円	倒産関連保証に係る保險価額の合計額及びその他の保險価額の合計額がそれぞれ二千万円及び一千万円	倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ二千万円及び一千万円(倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)
第三條の二第三項	倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ二千万円及び一千万円(倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)	倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ二千万円及び一千万円(倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)
第三條の二第三項	倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ二千万円及び一千万円(倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)	倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ二千万円及び一千万円(倒産関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)

に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(前田勲男君登壇、拍手)

○前田勲男君 たいま議題となりました両案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特定地域中小企業対策臨時措置法案は、円高の進展などにより、輸出型産地等の特定の地域において中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている状況にかんがみ、これらの中小企業者の新分野への進出等、新たな経済的環境への適応を円滑にするため、国等の資金の確保義務、中小企業信用保険の特例、税法上の特例その他の助成措置等を講ずることを定めたものであります。

次に、中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案は、円高などによって経営の安定に支障を生じている中小企業者の事業資金の融通を円滑にするため、中小企業信用保険につき、倒産関連保証及び国際経済関連保証に係る無担保保険の限度額の別枠を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、特定地域の指定基準、中小企業金融のあり方等について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わりましたところ、日本共産党の市川理事より、特定地域中小企業対策臨時措置法案に

対する修正案が提出されました。この修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取しましたところ、田村通産大臣より本修正案に反対である旨の発言がありました。

次いで、特定地域中小企業対策臨時措置法案について討論に入りましたが、発言もなく、採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案については、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、特定地域中小企業対策臨時措置法案に対し、七項目の附帯決議が行われました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第四 日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長高杉勉忠君。

審査報告書

日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は全会一致をもつて是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年十一月二十五日

通信委員長 高杉 勉忠

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の昭和五十九年度決算書類である。

この決算書類によれば、日本放送協会の昭和五十九年度末における資産及び負債の状況並びに当年度中の損益の状況は次のとおりである。

(昭和五十九年度末における資産及び負債の状況)

資産総額 三千五十九億四千四百万円
負債総額 千四百一億八千五百万円
資本総額 千六百五十七億五千九百万円
(昭和五十九年度中の損益の状況)

経常事業収入

三千三百六十一億千四百万円

経常事業支出

三千百三十五億九千九百万円

経常事業収支差金

二百二十五億千五百万円

経常事業外収入

六十二億四千万円

経常事業外支出

五十億七千二百万円

経常事業外収支差金

十一億六千八百万円

特別収入

二十七億二百万円

特別支出

七億千三百万円

当期事業収支差金

二百五十六億七千二百万円

資本支出充当

八十億五千五百万円

事業収支剰余金

百七十六億千七百万円

なお、資本支出充当は債務の償還等に充てたものであり、事業収支剰余金は翌年度以降の財政安定のための財源に充てることとしている。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右 国会に提出する。

昭和六十一年一月二十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

日本放送協会昭和59年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

60 第 466 号

昭和60年12月6日

内閣総理大臣 中曽根康弘殿

会計検査院長 大久保 孟国

日本放送協会昭和59年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和59年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 昭和59年度財産目録

財 産 目 録

昭和60年3月31日現在

科 目	内		計	
	増	減	金額	千円
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	現金	金	84,806	52,807,509
	預金	金	11,687,372	11,772,178
受債料米収金	受債料米収金	金	11,801,183	2,156,183
	未収受債料米	金	9,645,000	
	未引当金	金		
有価証券	有価証券	金		28,840,376
貯蔵品	貯蔵品	金		54,255

30

(外号) 加

前 払 費 用	翌年度番組関係費 翌年度受信料収 納費 その他の前払費	長期借入金利息 ほか 有価証券利息は か	4,308,068 668,527 317,741	5,289,337	車両及び運搬具	車両及び運搬具 減価償却累計 額	中 繼 車 は か	4,472,653 3,230,231	1,182,422
未 収 金				3,480,574	器 具	器 具 減価償却累計 額	楽器、事務用器 具ほか	1,291,144	408,249
その他の流動資産				1,014,606	土 地		放送会館・放送 所敷地ほか	882,885	21,247,838
差 入 保 証 金		建物賃借保証金 ほか	869,672	236,277,925	放送衛星建設仮 勘定		放送衛星2号b (BS-2b)	14,268,088	1,007,241
仮 払 金		諸 立 替 払 金	144,984	200,913,501	その他の建設仮 勘定		国際放送送信施 設ほか	1,091,214	1,081,214
固 定 資 産				61,259,389	無 形 固 定 資 産				
有 形 固 定 資 産					無 形 固 定 資 産				
建 物	建 物 減価償却累計 額	放送会館、放送 所ほか	94,627,556		施設利用権	施設利用権 ほか	受電設備利用権 ほか	1,058,882	
構 築 物	構 築 物 減価償却累計 額	空中線設備ほか	72,903,233	29,652,653	その他の無形固 定資産		地 上 権	32,322	34,273,210
機械及び装置	機械及び装置 減価償却累計 額	放送設備ほか	211,677,592	59,295,389	出資その他の資産		金融債、国債は か	32,967,021	1,272,042
			152,381,653		長期保有有価証 券				
					出 資				
放 送 衛 星	放 送 衛 星 減価償却累計 額	放送衛星2号a (BS-2a)	19,042,118	12,601,122	長期前払費用	通信・放送衛星 通線機に対する出 資	(株)NHK放送傳 報サービスほか	144,500	34,147
			6,440,996		特 定 資 産		放送所敷地賃借 料未経過分ほか		16,673,000
					放送債券償還積 立資産		放送債券償還資 金積立金		16,673,000

繰 延 資 産	放 送 債 券 発 行 費	放 送 債 券 発 行 費	385,191
放 送 債 券 発 行 差 金	放 送 債 券 発 行 費 用 未 償 却 額	放 送 債 券 発 行 差 金 未 償 却 額	157,241
資 産 合 計			227,950
(負 債 の 部)			305,943,625
流 動 負 債			60,820,896
一 年 以 内 に 返 済 す る 長 期 借 入 金			2,876,000
一 年 以 内 に 償 還 す る 放 送 債 券			5,440,000
未 払 金			7,899,305
契 約 収 納 事 務 費			1,384,851
放 送 債 券 利 息			461,946
そ の 他 の 未 払 金			6,052,508
受 信 料 前 受 金			43,064,950
そ の 他 の 流 動 負 債			1,540,641
前 受 利 益 金			18,678
預 り 金			45,773
返 金			1,476,190
固 定 負 債			79,364,000
放 送 債 券			46,130,000
長 期 借 入 金			17,884,000
退 職 手 当 引 当 金			15,350,000
負 債 合 計			140,184,896

2 昭和 59 年度貸借対照表

貸 借 対 照 表

昭和 60 年 3 月 31 日現在

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
(資 産 の 部)			
流 動 資 産			
現 金	11,801,183	11,772,178	
受 信 料 未 収 入 金	9,645,000	2,156,188	
未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金		28,840,376	
有 価 証 券		54,255	
貯 蓄 費		5,288,837	
前 払 費		3,480,574	
未 収 入 金		1,014,606	
そ の 他 の 流 動 資 産		52,607,509	17.2
固 定 資 産			
建 築 物	94,627,556		
機 械 及 装 置	33,367,617	61,259,939	
機 械 及 装 置	72,908,283	29,652,653	
機 械 及 装 置	43,250,580	59,295,939	
機 械 及 装 置	211,677,592	12,601,122	
機 械 及 装 置	152,381,653		
機 械 及 装 置	19,042,118		
機 械 及 装 置	6,440,996		
機 械 及 装 置	4,472,653		
機 械 及 装 置	3,290,231		
機 械 及 装 置	1,291,144		

減価償却累計額	△	882,895		
土地		408,240		
放送衛星建設仮勘定		21,247,898		
その他の建設仮勘定		14,258,098		
有形固定資産合計		1,007,241		
無形固定資産	65.7	200,918,501		
無形固定資産		1,091,214		
無形固定資産合計	0.3	1,091,214		
出資その他の資産				
長期保有有価証券		32,867,021		
出長期前払費用		1,272,042		
長期前払費用		34,147		
出資その他の資産合計	11.2	34,278,210		
固定資産合計	77.2	236,277,925		
特定資産				
放送債券償還積立資産		16,673,000		
特定資産合計	5.5	16,673,000		
繰延資産				
放送債券発行差金		157,241		
放送債券発行差金		227,950		
繰延資産合計	0.1	385,191		
資産合計	100.0	305,943,625		
(負債の部)				
流動負債				
一年以上に返済する長期借入金		2,876,000		
一年以上以内に償還する放送債券未払金		5,440,000		
未払金		7,899,305		
受信料前受金		43,064,950		

その他の流動負債合計	1,540,641	19.9
固定負債	60,820,896	
放送長期借入金	46,130,000	
退職手当引当金	17,384,000	
退職手当引当金	15,350,000	
退職手当引当金	79,364,000	
退職手当引当金	140,184,896	45.8
(資本の部)		
資本	139,643,184	
繰上資本	163,375	
固定資産当	139,479,759	
繰上資本	443,574	
繰上資本	443,574	
繰上資本	25,672,021	
繰上資本	165,758,729	54.2
繰上資本	305,943,625	100.0

3 昭和59年度損益計算書

昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで

科 目	金 額
経常事業収入	千円 382,501,161
受信料収入	千円 386,113,722
交入金収入	1,264,644
副収入	2,257,917

常	經常事業	支出	85,681,683	813,598,529
業	國內際	送納費	2,301,282	
事	國契受	對策費	34,585,116	
	廣信	報費	1,242,846	
	調査	研究費	1,581,925	
	給	與	3,547,674	
	退職手当・厚生		107,409,144	
	一般管理費		32,461,003	
	減価償却費		7,511,144	
	未収受信料欠損償却費		27,701,762	
支	經常事業	收支差金	9,645,000	22,515,193
經	經常事業	收入	5,441,596	6,240,302
常	財務	支出	798,706	
事	經常事業	外支出	5,072,213	5,072,213
業	財務	外支出		1,168,089
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金		
支	經常事業	外收支差金		
經	經常事業	外收支差金		
常	經常事業	外收支差金		
事	經常事業	外收支差金		
業	經常事業	外收支差金		
外	經常事業	外收支差金		
収	經常事業	外收支差金	</	

收 支	特 別 支 出	712,687
支	固 定 資 產 除 却 損 固 定 資 產 剩 余 金	559,914 152,773
當 期 事 業 收 入 差 金 資 本 支 出 充 當 事 業 剩 余 金		25,572,021 8,055,000 17,617,021

4 昭和59年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和59年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 說 概 算 決 算

日本放送協会は、昭和59年度において、極めて厳しい財政状況を打開するため、昭和59年度を初年度とする3か年の経営計画に基づき、やむを得ず、受信料月額の設定を行うとともに、経営全般にわたり、極力業務の合理的、効率的運営を推進し、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすべての放送の実施により、国民生活の充実に資するよう努めた。

当年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額 3,059 億 4,302 万 5 千円に対し、負債総額 1,401 億 8,489 万 6 千円であり、資本総額は 1,657 億 5,812 万 9 千円で、このうち当期事業収支差金は 256 億 7,202 万 1 千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入 3,361 億 1,372 万 2 千円に対し、経常事業支出は 3,185 億 9,852 万 9 千円で、差し引き経常事業収支差金は 225 億 1,519 万 3 千円であり、これに経常事業外収支差金 11 億 6,808 万 9 千円を加えた経常収支差金は 236 億 8,328 万 2 千円である。

これに特別収入27億142万6千円を加え、特別支出7億1,268万7千円を差し引いた当期事業収支差金は256億7,202万1千円であり、当期事業収支差金のうち資本支出充当は80億5,500万円、事業収支剰余金は176億1,702万1千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

2 資産、負債及び資本並びに損益の状況

当年度末における資産、負債及び資本の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表
(比較貸借対照表)

(単位 千円)

区 分	昭和58年度末	昭和59年度末	増	減
現金及び預金	11,449,425	11,772,178		322,753
受取手形	1,345,081	2,156,188		811,107
有価証券	20,475,307	28,840,376		8,365,069
貯蓄	90,911	54,255	△	36,656
前払費用	7,275,063	5,289,337	△	1,985,726
未収金	2,317,675	3,480,574		1,162,899
その他の流動資産	1,086,228	1,014,606	△	71,622
流動資産合計	(16,6) 44,689,690	(17,2) 52,607,509		8,567,819
有形固定資産	189,439,740	200,913,501		11,473,761
建物	60,667,625	61,259,939		572,314
構築物	31,077,094	29,652,653	△	1,424,441
機械及び装置	49,274,120	59,295,989		10,021,819
運搬具	0	12,601,122		12,601,122
車両及び運搬具	1,203,238	1,182,422	△	20,816
器具	412,478	408,249	△	4,229
土地	20,987,850	21,247,838		259,988
放送用建物	22,822,630	14,258,098	△	8,564,532
その他の建設仮勘定	2,974,705	1,007,241	△	1,967,464
無形固定資産	1,076,560	1,091,214		14,654
出資その他の資産	16,050,793	34,273,210		18,222,417
長期保有有価証券	14,850,000	32,967,021		18,117,021
出資	1,167,042	1,272,042		105,000

長期前払費用	33,751	34,147	396
固定資産合計	(77,8) 206,567,098	(77,2) 236,277,925	29,710,832
特定資産	(5,5) 14,566,000	(5,5) 16,673,000	2,107,000
放送信費	204,830	157,241	△ 47,589
放送信費発行差金	186,528	227,950	△ 41,422
繰延資産合計	(0,1) 391,358	(0,1) 385,191	△ 6,167
資産合計	(100,0) 265,564,141	(100,0) 305,943,625	40,379,484
一年以内に返済する長期借入金	2,648,000	2,876,000	228,000
一年以内に償還する放送信費	3,050,000	5,440,000	2,390,000
未払金	6,520,089	7,899,305	1,379,216
受取手形	35,448,877	43,064,950	7,616,073
その他の流動負債	1,318,467	1,540,641	222,174
流動負債合計	(18,4) 48,985,433	(19,9) 60,820,896	11,835,463
放送信費	45,570,000	46,130,000	560,000
長期借入金	16,072,000	17,884,000	1,812,000
退職手当引当金	14,850,000	15,350,000	500,000
固定負債合計	(28,8) 76,492,000	(25,9) 79,364,000	2,872,000
負債合計	(47,2) 125,477,433	(45,8) 140,184,896	14,707,463
資本	139,643,134	139,643,134	0
繰越資本	163,375	163,375	0
固定資産充当資本	139,479,759	139,479,759	0

積立金	繰越剰余金	当期事業収支差金	資本
7,956,069	443,574	△	7,512,495
7,956,069	443,574	△	7,512,495
7,512,495	25,672,021	33,184,516	△
(52,8)	(54,2)	25,672,021	資 本 合 計
140,086,708	165,758,728		負債 資本 合計
(100,0)	(100,0)	40,379,484	
265,564,141	305,943,625		

(注) ()内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

一張四

当年度末の資産総額は、前年度末の2,655億6,414万1千円に比べ408億7,948万4千円増加し、3,059億4,362万5千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和 58 年度 末		昭和 59 年度 末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
流動資産	44,039,690	16.6	52,607,509	17.2	8,567,818
固定資産	206,567,098	77.8	286,277,925	77.2	29,710,822
特 定 資 産	14,566,000	5.5	16,673,000	5.5	2,107,000
繰 延 資 産	391,358	0.1	385,191	0.1	△ 6,167
合 計	265,564,141	100.0	305,943,625	100.0	40,379,484

(b) 流動資產

当年度末の流動資産は、前年度末の 440 億 3,969 万円に比べ 85 億 6,781 万 9 千円増加し、526 億 750 万 9 千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位:千円)

増減	昭和59年度末	昭和58年度末	区分
322,753	11,772,178	11,449,425	現金及び預金
811,102	2,156,183	1,345,081	現金及び受領証券
8,365,069	28,840,376	20,475,307	有価証券
36,556	54,255	80,911	貯蔵品
△			

前払費用	7,275,083	5,288,337	△	1,985,728
未収金	2,317,675	3,480,574		1,162,899
その他の流動資産	1,086,228	1,014,606	△	71,622
合 計	44,089,680	52,807,509		8,567,819

注1 現金及び預金

(単位 千円)

要 項	摘 要	金 額	分 別	区 別
現金預金	銀行預金、郵便振替ほか	11,087,372	現金	現金
現金		84,806	現金	現金
現金		11,779,178	現金	現金

注2、受信料未収金

(單位 千元)

区 分	金 額	摘 要
受 信 料 未 収 金	11,801,183	当年度末の受信料未収額
未収受信料欠損引当金	△ 9,645,000	翌年度における収納不能見越額
合 計	2,156,183	

券証価有注3

(單位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
金 融 債 債	14,061,380	14,060,480	14,060,480	長期信用債券(注カ)
国 債 債	12,280,000	12,353,800	12,353,800	
電 信 電 話 債 券	2,461,555	2,426,096	2,426,096	
合 計	28,803,385	28,840,376	28,840,376	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

36

注4 貯蔵品

(単位 千円)

区分	金額	摘要
放送記念品	33,583	放送出演記念用タオルほか
ライルム	20,672	ニュース・番組製作用16ミリフィルム
合計	54,255	

上記貯蔵品の金額は、先入先出法により算出している。

注5 前払費用

(単位 千円)

区分	金額	摘要
翌年度番組関係費	4,303,069	翌年度放送テレビ番組の放送等番組製作経費
翌年度受信料収納費	668,527	受信料前受金に対応する収納事務費
長期借入金利息	190,821	長期借入金の上年度分利息
その他の前払費用	126,980	営業所等翌年度分賃借料ほか
合計	5,289,387	

注6 未収金

(単位 千円)

区分	金額	摘要
有価証券等利息	1,101,067	金融債等の当年度分利息
その他の未収金	2,379,517	国際放送関係交付金第4・四半期分ほか
合計	3,480,574	

注7 その他の流動資産

(単位 千円)

区分	金額	摘要
差入保証金	869,672	建物賃借保証金ほか
板金	144,834	諸立替板金
合計	1,014,606	

(イ) 固定資産

(単位 千円)

区分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	減価償却累計額	差引当年度末高
有形固定資産	412,199,681	62,007,808	33,680,016	440,527,473	239,613,972	200,913,501
建物	92,805,102	2,660,765	838,811	94,627,056	33,367,617	61,259,439
構築物	71,018,969	2,938,348	1,054,074	72,903,243	43,250,380	29,652,863
機械及び装置	185,968,294	25,050,727	8,341,429	211,677,592	152,381,658	59,296,934
放送用衛星	0	19,042,118	0	19,042,118	6,440,996	12,601,122
車両及び運搬具	4,371,804	470,289	368,940	4,473,153	3,230,281	1,182,422
器具	1,250,887	58,079	17,772	1,291,144	882,895	408,249
土地	20,987,850	308,005	48,017	21,247,838	—	21,247,838
放送衛星建設仮勘定	22,822,630	10,477,385	19,042,117	14,258,098	—	14,258,098
その他の建設仮勘定	2,974,705	1,001,882	2,969,356	1,007,241	—	1,007,241
無形固定資産	2,226,962	143,664	75,501	2,295,125	1,303,911	1,091,214
(有形・無形固定資産合計)	414,426,643	62,151,472	33,755,517	442,822,598	240,817,883	202,004,715
出資その他の資産	16,050,798	18,226,169	3,752	34,273,210	—	34,273,210
長期保有有価証券	14,850,000	18,117,021	0	32,967,021	—	32,967,021
出資	1,167,042	106,000	0	1,273,042	—	1,273,042
長期前払費用	33,751	4,148	3,752	34,147	—	34,147
合計	430,477,436	80,377,641	33,759,269	477,095,808	240,817,883	236,277,925

注1 有形固定資産及び無形固定資産の当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、40,004,843千円であり、その内容は次のとおりである。

新放送施設の整備(衛星放送設備の整備、テレビジョン音声多重放送設備の整備等)

12,673,654千円

テレビジョン、ラジオ放送網の整備(総合放送7局、教育放送8局、中波第1放送2局、F
M放送3局の開設、中波放送所4局の増力整備等)

10,518,794千円

放送設備の整備(地域放送充実のための機器の整備等)

13,340,753千円

研究設備等の整備(研究開発設備の整備、事務機器の整備等)

3,506,642千円

注2 当年度末のその他の建設仮勘定残高1,007,241千円の内容は、国際放送送信施設整備
370,323千円、送信装置整備等636,918千円である。

注3 当年度末の無形固定資産残高1,091,214千円の内容は、受電設備利用権等施設利用権
1,088,892千円、地上権32,322千円である。

(単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照 表計上額	摘 要
金 融 債 権	9,439,535	9,439,535	9,439,535	長期信用債券ほか
国 債	9,280,000	9,164,611	9,164,611	
政 府 保 証 債 権	5,900,000	5,829,000	5,829,000	公営企業債券ほか
電 信 電 話 債 権	4,800,000	4,762,250	4,762,250	
電 信 業 債 権	3,800,000	3,771,625	3,771,625	電力債券
合 計	39,199,535	32,967,021	32,967,021	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注5 出 資

(単位 千円)

出 資 先	前年度 末残高	当年度 増加額	当年度 減少額	当年度 末残高	一株の 金額	当年度 出 資 式 数
通 信 ・ 放 送 衛 星 機 構	1,127,542	0	0	1,127,542	—	—
関連事業に対する出資 (例NHK放送情報サービス)	39,500	106,000	0	144,500	—	—
	20,000	0	0	20,000	50,000円	400株

例NHK美術センター	8,000	0	0	8,000	500円	16,000株
例日本放送出版協会	6,500	0	0	6,500	50円	130,000株
例全日本テレビサービス(株)	5,000	0	0	5,000	500円	10,000株
例NHKテクノカルサービス	0	26,000	0	26,000	50,000円	520株
例キアテノンサービス(株)	0	2,000	0	2,000	50,000円	40株
例NHKエソスターライズ	0	55,000	0	55,000	50,000円	1,100株
例NHKコソビエーター	0	22,000	0	22,000	50,000円	440株
合 計	1,167,042	108,000	0	1,275,042		

上記出資は、放送法第9条の3に基づき郵政大臣の認可を受けて出資している。

(イ) 特 定 資 産

放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和58年度末	昭 和 59 年 度		年 度 末
		増	減	
放送債券償還積立資産	14,566,000	5,157,000	3,050,000	16,673,000

(ロ) 繰 延 資 産

翌年度以降にわたる費用となるもので、前年度末の3億8,135万8千円に比べ616万7千円減少し、3億8,519万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和58年度末	昭和59年度末	増	減
放送債券発行費	204,880	157,241	△	47,589
放送債券発行差金	186,528	227,950		41,422
合 計	391,358	385,191	△	6,167

38

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の1,254億7,743万3千円に比べ147億746万3千円増加し、1,401億8,489万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和58年度末		昭和59年度末		増 減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動負債	48,985,433	39.0	60,820,896	43.4	11,835,463
固定負債	76,492,000	61.0	79,364,000	56.6	2,872,000
合 計	125,477,433	100.0	140,184,896	100.0	14,707,463

ロ 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の489億8,543万3千円に比べ118億3,546万3千円増加し、608億2,089万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和58年度末	昭和59年度末	増 減
一年以内に返済する長期借入金	2,648,000	2,876,000	228,000
一年以上以内に償還する放送債券未払金	3,050,000	5,440,000	2,390,000
放送料前受金	6,520,089	7,399,305	1,379,216
受信料前受金	35,448,377	43,064,950	7,616,073
その他の流動負債	1,318,467	1,540,641	222,174
合 計	48,985,433	60,820,896	11,835,463

注1 未払金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
契約収納事務利息	1,384,851	3月分受信契約取次・受信料収納事務費
放送債券利息	461,946	放送債券の当年度分利息
その他の未払金	6,052,508	3月分電力料ほか
合 計	7,899,305	

注2 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受信料前受金	43,064,950	翌年度分受信料の収納額

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
前受り金	18,678	技術協力料ほか
預り金	45,778	基金委託保証金ほか
仮受金	1,476,190	源泉徴収所得税ほか
合 計	1,540,641	

(イ) 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の764億9,200万円に比べ28億7,200万円増加し、793億6,400万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和58年度末	昭和59年度末	増 減
放送債券	45,570,000	46,130,000	560,000
長期借入金	16,072,000	17,384,000	1,312,000
退職手当引当金	14,850,000	15,350,000	500,000
合 計	76,492,000	79,364,000	2,872,000

注1 放送債券

(単位 千円)

区 分	昭和58年度末	昭和59年度		
		発行額	償還額	粗替額
固定負債・放送債券	45,570,000	6,000,000	—	△5,440,000
流動負債・一年以上に償還する放送債券	3,050,000	—	3,050,000	5,440,000
合 計	48,620,000	6,000,000	3,050,000	51,570,000

注2 長期借入金

(単位 千円)

区 分	昭和58年度末	昭和59年度			
		借入額	返済額	組替額	年度末
固定負債・長期借入金	16,072,000	4,688,000	—	△2,876,000	17,884,000
流動負債・一年以内に返済する長期借入金	2,648,000	—	2,648,000	2,876,000	2,876,000
合 計	18,720,000	4,688,000	2,648,000	—	20,760,000

上記長期借入金の昭和58年度末残高20,760,000千円の借入先別金額は、第一勧業銀行12,041,000千円、富士銀行2,284,000千円、住友銀行2,284,000千円、三菱銀行1,453,000千円、三井銀行1,453,000千円、三和銀行830,000千円、日本長期信用銀行415,000千円である。

ウ 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の1,400億8,670万8千円に比べ256億7,202万1千円増加し、1,657億5,872万9千円となり、その内容は次のとおりである。

資本	1,396億4,813万4千円
(イ) 資本	1億6,387万5千円
承継資本	1億6,387万5千円
旧社団法人日本放送協会から承継した純資産	1,394億7,975万9千円
(ロ) 資本	30億8,857万7千円
固定資産充当資本	1,363億9,118万2千円
固定資産の再評価増益を資本に組み入れた額	4億4,357万4千円
過年度の当期事業収支差金及び積立金のうち、資本支出に充当し固定資産化されたものの累積額	4億4,357万4千円
(ハ) 積立金	4億4,357万4千円
繰越剰余金	4億4,357万4千円

過年度の当期事業収支差金のうち、固定資産充当資本組み入れ額を除いたものである。当年度末の繰越剰余金4億4,357万4千円は、前年度末の繰越剰余金79億5,606万9千円から前年度の当期事業収支差金△75億1,249万5千円を補てんした結果である。

(ウ) 当期事業収支差金 256億7,202万1千円
このうち、80億5,500万円は資本支出に充当し、176億1,702万1千円は翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(2) 損益計算書
(比較損益計算書)

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増 減
経常事業収入	(100.0) 287,166,544	(100.0) 336,113,722	48,647,178
受信料	283,974,858	332,591,161	48,616,303
交付金収入	1,310,322	1,264,644	45,678
副次収入	2,181,364	2,257,917	76,553
経常事業支出	(102.9) 286,983,901	(93.3) 313,568,529	17,664,628
国内放送費	81,938,185	85,681,633	3,743,448
国際放送費	1,879,515	2,301,282	421,767
契約対策費	33,131,751	34,565,116	1,433,365
受信料	1,112,855	1,242,846	129,991
広報費	2,084,294	1,531,925	502,369
調査研究費	3,479,182	3,547,674	68,492
給与	103,692,421	107,409,144	3,716,723
退職手当・厚生費	32,464,023	32,461,003	3,020
一般管理費	9,169,736	7,511,144	1,658,592
減価償却費	18,795,939	27,701,762	8,905,823
未収受信料欠損償却費	8,236,000	9,645,000	1,409,000
経常事業収支差金	(△2.9) 8,467,357	(6.7) 22,545,193	30,982,550
経常事業外収入	(1.8) 5,156,858	(1.8) 6,240,302	1,083,444
財務収入	4,696,975	5,441,596	744,621
雑収入	459,888	798,706	338,818

外 収 支	経 常 事 業 外 支 出	(1.4)	(1.5)	964,998
	財 務 費	4,107,215	5,072,213	964,998
経 常 収 入	経 常 事 業 外 収 入 支 差 金	(0.4) 1,049,643	(0.5) 1,168,089	118,446
	常 収 入 支 差 金	(△2.5) 7,417,714	(7.0) 23,683,282	31,100,996
資 本 支 出	資 本 支 出 充 当 金	—	8,055,000	—
	当 期 剩 余 金	—	15,628,282	—
特 別 収 入	特 別 収 入	(0.1) 478,762	(0.8) 2,701,426	2,222,664
	固 定 資 産 売 却 益	438,696	2,385,736	1,982,100
特 別 支 出	固 定 資 産 受 贈 益	2,020	24,890	22,870
	過 年 度 損 益 修 正 益	43,106	310,800	267,694
支 出	特 別 支 出	(0.2) 573,543	(0.2) 712,687	189,144
	固 定 資 産 売 却 損	419,368	559,914	140,546
当 期 事 業 収 支 差 金	固 定 資 産 除 却 損	154,176	152,773	△ 1,402
	当 期 事 業 収 支 差 金	(△2.6) 7,512,485	(7.6) 25,672,921	32,184,516
資 本 支 出 充 当 金	資 本 支 出 充 当 金	—	8,055,000	—
	事 業 収 支 剩 余 金	—	17,617,921	—

(注) ()内は、経常事業収入を100とした構成比率(%)である。

テ 経常事業収支
経常事業収入3,361億1,372万2千円に対し、経常事業支出は3,185億9,852万9千円であり、差し引き経常事業収支差金は225億1,519万3千円である。
なお、前年度決算額の経常事業収入2,874億6,654万4千円、経常事業支出2,969億3,390万1千円に比較すれば、経常事業収入は486億4,717万8千円、経常事業支出は176億6,462万8千円の増加である。

リ 経常事業収入
経常事業収入の増加は、主として受信料月額額の改定及び受信契約件数の増加等に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	増 減
受 信 料 入	288,974,858	332,591,161	43,616,303
交 付 金 収 入	1,310,322	1,264,644	△ 45,678
副 次 収 入	2,181,364	2,257,917	76,553
合 計	287,466,544	334,113,722	46,647,178

注1 受 信 料

(単位 千円)			
区 分	昭和 58 年 度	昭和 59 年 度	増 減
普 通 受 信 料	11,805,682	14,096,905	2,291,223
カ ラ ー 受 信 料	272,189,176	318,494,256	46,305,080
合 計	283,974,858	332,591,161	48,616,303

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭 和 58 年 度		昭 和 59 年 度	
	年 度 増 減	頭 加 末	年 度 増 減	頭 加 末
普 通 契 約	△ 2,189 178	2,011	△ 97	1,914
カラー契約	27,362 563	27,925	27,925 349	28,274
契約総数	29,551 385	29,936	29,986 252	30,188

注2 交付金収入

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増	減
国際放送関係交付金	1,005,533	1,255,533		250,000
選挙放送関係交付金	304,789	9,111	△	295,678
合 計	1,310,322	1,264,644	△	45,678

注3 副次収入

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増	減
放送番組の二次使用	491,413	368,464	△	122,949
放送番組テキストの出版	940,262	863,120	△	77,142
技術協力・特許実施許諾	362,341	464,364		102,023
NHKホール外部利用	264,176	251,338	△	12,838
受託研修等	123,172	310,631		187,459
合 計	2,181,364	2,257,917		76,553

(4) 経常事業支出

昭和59年度事業計画に基づき、経営全般にわたり極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増	減
国内放送	81,938,185	85,681,633		3,743,448
国際放送	1,879,515	2,301,282		421,767
契約収入	38,131,751	34,565,116		1,433,365
契約対策	1,112,855	1,242,846		129,991
受信料	2,034,294	1,531,325	△	502,369

調査研究費

調査研究費	3,479,182	3,547,674		68,492
給与	103,692,421	107,409,144		3,716,723
退職手当・厚生	32,464,023	32,461,003	△	3,020
一般管理費	9,169,736	7,511,144	△	1,658,592
減価償却費	18,795,939	27,701,762		8,905,823
未収受信料欠損償却費	8,236,000	9,645,000		1,409,000
合 計	295,933,901	312,598,529		17,664,628

注1 国内放送費

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増	減
番組組	54,263,617	57,970,211		3,706,594
技術運用	20,514,744	20,239,127	△	275,617
通信施設	7,159,824	7,472,295		312,471
合 計	81,938,185	85,681,633		3,743,448

注2 国際放送費

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増	減
番組組	1,061,223	1,121,556		60,333
技術運用	19,955	109,014		89,059
通信施設	798,337	1,070,712		272,375
合 計	1,879,515	2,301,282		421,767

注3 契約収入費

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増	減
契約収入	2,905,983	3,125,434		219,501
契約対策	22,871,083	24,690,561		1,819,478
契約収入推進費	7,354,735	6,749,121	△	605,614
合 計	33,131,751	34,565,116		1,433,365

42

注4 受信対策費

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増 減
受信改善費	290,559	329,366	38,807
受信対策推進費	822,296	918,480	91,184
合 計	1,112,855	1,242,846	129,991

注5 広報費

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増 減
視聴者意向収集費	801,515	827,969	26,444
広報推進費	1,282,779	708,966	△ 528,813
合 計	2,084,294	1,531,925	△ 502,369

注6 調査研究費

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増 減
番組調査研究費	802,607	836,373	33,766
技術研究費	2,876,575	2,711,301	34,726
合 計	3,479,182	3,547,674	68,492

注7 給与

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増 減
給与	103,692,421	107,409,144	3,716,723

上記昭和59年度給与の内容は、職員給与1,071億8,760万5千円、常勤役員報酬2億2,153万9千円である。

注8 退職手当・厚生費

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増 減
退職手当・厚生費	32,464,023	32,461,008	△ 3,020

上記昭和59年度退職手当・厚生費の内容は、厚生保健費167億268万4千円、退職手当157億5,886万9千円である。

注9 一般管理費

(単位 千円)

区 分	昭和58年度	昭和59年度	増 減
一般管理費	9,169,736	7,511,144	△ 1,658,592

上記昭和59年度一般管理費の内容は、施設管理費39億8,872万2千円、職員管理費その他35億2,242万2千円である。

注10 減価償却費

(単位 千円)

区 分	取得価額	当年度償却額	償却額累計	現在価額	償却率 %
有形固定資産	404,014,296	27,575,998	239,613,972	164,400,324	59.3
建物	94,627,556	1,951,664	38,367,617	61,259,939	35.3
構築物	72,908,288	4,201,806	43,250,580	29,657,653	59.8
機械及び装置	211,677,592	14,467,658	152,381,653	59,295,939	72.0
放送衛星	19,042,118	6,440,996	6,440,996	12,601,122	33.8
車両及び運搬具	4,472,653	452,649	3,390,231	1,182,422	73.6
器具	1,291,144	61,420	882,395	408,249	68.4
無形固定資産	2,262,803	125,769	1,203,911	1,058,892	53.2
施設利用権	2,262,803	125,769	1,203,911	1,058,892	53.2
合 計	406,277,099	27,701,762	240,817,883	166,459,216	59.3

上記年度償却額は、有形固定資産のうち建物・構築物は定額法、機械及び装置・放送衛星・車両及び運搬具・器具は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

イ 経常事業外収支

経常事業外収入は 62 億 4,030 万 2 千円であり、経常事業外支出は 50 億 7,221 万 3 千円であり、差し引き経常事業外収支差金は 11 億 6,808 万 9 千円である。その内容は次表のとおりである。

ロ 経常事業外収入

区 分	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	増 減
財 務 収 入	4,696,975	5,441,596	744,621
雑 収 入	459,883	798,706	338,823
合 計	5,156,858	6,240,302	1,083,444

注 財 務 収 入

区 分	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	増 減
受 取 利 息	4,696,975	5,439,416	742,441
受 取 配 当 金	0	2,180	2,180
合 計	4,696,975	5,441,596	744,621

ハ 経常事業外支出

区 分	昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度	増 減
財 務 費	4,107,215	5,072,213	964,998
支 払 利 息	3,882,288	4,785,830	903,542
放送債券発行償還経費	274,927	286,383	11,456

特別収支
固定資産売却益等の特別収入は 27 億 142 万 6 千円であり、固定資産売却損等の特別支出は 7 億 1,268 万 7 千円であり、その内容は次表のとおりである。

ロ 特別収入

区 分	金 額	摘 要
固 定 資 産 売 却 益	2,385,736	昭和58年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正益ほか
固 定 資 産 受 贈 益	24,890	
過 年 度 損 益 修 正 益	310,800	
合 計	2,701,426	

ハ 特別支出

区 分	金 額	摘 要
固 定 資 産 売 却 損	599,914	
固 定 資 産 除 却 損	162,773	
合 計	712,687	

エ 当期事業収支差金

経常事業収支差金 225 億 1,519 万 3 千円に経常事業外収支差金 11 億 6,808 万 9 千円を加えた経常収支差金は 236 億 8,328 万 2 千円である。これに、特別収入 27 億 142 万 6 千円を加え、特別支出 7 億 1,268 万 7 千円を差し引いた当期事業収支差金は 256 億 7,202 万 1 千円であり、これは資本支出充当 80 億 5,500 万円及び事業収支剰余金 176 億 1,702 万 1 千円である。なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

3 主たる設備の状況
当年度末における主たる設備の状況は次表のとおりである。

区 分	土 地		建 物		機 械 及 び 装 置	放 送 衛 星	その他の固定資産	帳簿価額合計
	面 積	金 額	面 積	金 額				
放 送 会 館	356,111㎡	10,709,068千円	522,151㎡	39,545,366千円	38,119,644千円	0千円	2,991,682千円	91,365,710千円
(うち、放送センター)	(82,650)	(5,079,536)	(198,458)	(19,327,347)	(15,916,297)	(0)	(710,519)	(41,038,689)
テレビジョン放送所	576,105	606,419	51,177	3,627,391	13,239,009	0	8,051,963	25,524,782
ラジオ放送所	2,136,512	6,213,277	41,748	5,097,519	6,429,118	0	3,852,396	21,592,310
テレビジョン共同受信施設	0	0	0	0	0	0	15,938,354	15,938,354
放 送 衛 星	0	0	0	0	0	12,601,122	0	12,601,122
そ の 他 の 施 設	2,241,505	3,719,074	268,053	12,989,663	1,508,168	0	408,979	18,625,884
合 計	5,310,233	21,247,838	884,129	61,259,939	59,295,939	12,601,122	31,243,324	185,648,162

注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化調査研究所、宿舍等である。

注2 その他の固定資産は構築物、車両及び運搬具、器具である。

4 収入支出の決算の状況

(1) 収入支出の決算

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

(2) 予算総則の適用

ア 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用..... 9億1,500万円

イ 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用.....

ロ 他項から流用する項及び金額

減価償却費

特別支出

他の項へ流用する項及び金額

国内放送費

一般管理費

財務費

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

イ 予算総則第5条第1項に基づく建設費予算の繰り越し..... 38億568万8千円

ロ 国際放送送信施設整備経費

放送衛星3号(BS-3)製作・打ち上げ経費..... 33億2,167万7千円

予算総則第6条に基づく予備費の使用..... 4億8,401万1千円

予算総則第6条に基づく予備費の使用..... 3億6,000万円

ロ 健康保険法の改正に伴う保険料(退職手当・厚生費)

非常災害による被害施設復旧対策経費(国内放送費)..... 2億400万円

予算総則第9条第2項に基づく繰り延べ額の増額..... 1億5,600万円

翌年度以降の財政安定のための繰越金..... 69億9,702万1千円

予 算 額 106億2,000万円

決 算 額 176億1,702万1千円

増 額 69億9,702万1千円

69億9,702万1千円

69億9,702万1千円

別 表

(事業収支)

収 入 支 出 決 算 表

昭和59年度

款	項	予 算 額					決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)+(4)
		当 初 額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2)			合 計 (1)+(2) (3)		
			第 4 条 流 用	第 6 条 予 備 費	増 減 額 計			
事業 収入	受 交 付 信 信 料	千円 338,608,882	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 335,410,450	千円 △ 1,801,568
	入 入 入 入 入	823,722,188	0	0	0	323,946,161	322,946,161	776,027
	入 入 入 入 入	1,267,994	0	0	0	1,267,994	1,264,644	3,350
	入 入 入 入 入	1,681,000	0	0	0	1,681,000	2,257,917	△ 576,917
	入 入 入 入 入	4,431,700	0	0	0	4,431,700	5,441,596	△ 1,009,896
	入 入 入 入 入	395,000	0	0	0	395,000	795,706	△ 403,706
	入 入 入 入 入	2,111,000	0	0	0	2,111,000	2,701,426	△ 590,426
	入 入 入 入 入	314,900,882	0	0	0	314,900,882	309,733,429	5,162,453
	入 入 入 入 入	86,783,904	△ 390,000	156,000	△ 234,000	86,549,904	85,681,633	868,271
	入 入 入 入 入	2,319,285	0	0	0	2,319,285	2,301,282	18,003
事業 支出	国 内 放 送 費	35,888,945	0	0	0	35,888,945	34,565,116	1,323,829
	国 内 放 送 費	1,346,480	0	0	0	1,346,480	1,242,946	103,534
	国 内 放 送 費	1,570,132	0	0	0	1,570,132	1,531,925	38,207
	国 内 放 送 費	3,637,027	0	0	0	3,637,027	3,547,674	89,353
	国 内 放 送 費	107,590,665	0	0	0	107,590,665	107,409,144	181,521
	国 内 放 送 費	32,324,385	0	204,000	204,000	32,528,385	32,461,003	67,382
	国 内 放 送 費	8,098,014	△ 257,000	0	△ 257,000	7,842,014	7,611,144	330,870
	国 内 放 送 費	26,900,000	802,000	0	802,000	27,702,000	27,701,762	238
	国 内 放 送 費	5,341,045	△ 268,000	0	△ 268,000	5,073,045	5,072,213	832
	国 内 放 送 費	600,000	113,000	0	113,000	713,000	712,687	313
事業収支差金	予 予 予 予 予	2,500,000	0	△ 360,000	△ 360,000	2,140,000	0	2,140,000
	予 予 予 予 予	18,708,000	0	0	0	18,708,000	25,672,021	△ 6,964,021

(事業収支差金の内訳)

資 本 支 出 充 当	8,088,000	0	0	8,088,000	8,085,000	33,000
翌年度以降の財政安定のための繰越金	10,620,000	0	0	10,620,000	17,617,021	6,997,021

(資本収支)

款 項	集 計 額			決 算 額 (4)	繰 越 額 (5)	予 算 残 額 (3)-(4)-(5)
	当 初 額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2)	合 計 (1)+(2) (3)			
資 本 収 入	事業収支差金受入れ	千円 54,983,000	千円 0	千円 51,076,321	千円 3,805,688	千円 110,991
	減価償却資金受入れ	8,088,000	0	8,085,000	0	33,000
	資産受入れ	26,900,000	0	27,701,762	0	801,762
	放送債券還積立資産戻入れ	848,000	0	1,581,559	0	733,559
	放送債券還積立資産戻入れ	3,050,000	0	3,050,000	0	0
	放 送 債 券 借 入 金	6,000,000	0	6,000,000	0	0
	長 期 借 入 金	10,107,000	0	4,688,000	3,805,688	1,613,312
	建 設 費 資 金	54,983,000	0	51,054,843	3,805,688	132,469
	出 資	44,000,000	0	40,094,843	3,805,688	99,469
	放送債券還積立資産戻入れ	105,000	0	105,000	0	0
資 本 支 出	放 送 債 券 借 入 金	5,157,000	0	5,157,000	0	0
	放 送 債 券 借 入 金	3,050,000	0	3,050,000	0	0
	長期借入金返還金	2,681,000	0	2,648,000	0	33,000
資本収支差金	0	0	0	21,478	0	21,478

前期繰越金 500,478 千円
 当年度発生額 17,638,489 千円(事業収支差金 25,672,021 千円から事業収支差金受入れ 8,055,000 千円を差し引いた翌年度以降の財政安定のための繰越金 17,617,021 千円と資本収支差金 21,478 千円との合計額)
 後期繰越金 18,138,972 千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は 17,617,021 千円である。)

〔高杉雄忠君登壇、拍手〕

○高杉雄忠君 ただいま議題となりました日本放送協会昭和五十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十九年度決算に係るものでありまして、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の五十九年度末における財産状況は、資産総額三千五百九十九億四千四百万円、負債総額千四百一億八千五百万円、資本総額千六百五十七億五千九百万円となっております。

また、当年度中の損益は、事業収入三千三百五十四億一千万円に対し、事業支出三千九百七十七億三千八百八十七万円で、差し引き事業収支差金は二百五十六億七千二百万円となっております。

このうち債務償還等に充てた資本支出充当額は八十億五千五百万円であり、この結果、事業収支剰余金は百七十六億一千七百円となっております。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源に充てるものとしております。

本件には、会計検査院の記述すべき意見はない旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、収支予算等が適正かつ効率的に執行されたかどうかを初め、今後の経営の見通し、事業運営の効率化施策、放送衛星の活用方策、国際放送の充実等の諸問題について、政府、会計検査院並びに協会当局に質疑を行い、慎重審議の結果、本件は全会一致をもってこれを是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決しました。

○議長(藤田正明君) 日程第五 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長松浦功君。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年十一月二十五日

地方行政委員長 松浦 功

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額することにより、昭和六十一年度分の地方交付税の総額を確保しようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、昭和六十一年度交付税及び譲与税配付金特別会計補正予算の歳入において、所得税及び法人税の減収によつて、一般会計から受け入れる地方交付税交付金の財源が四千五百二億四千万円減額修正されるに伴い、そ

の補てん財源として、資金運用部資金から四千五百二億四千万円を借り入れることとしてい

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について善処すべきである。

一 各年度の地方交付税の総額について、地方交付税の対象税目の拡大等を含め、その長期的安定的確保に努めること。

二 昭和五十九年度における地方交付税法の改正趣旨にかんがみ、財源不足に対する安易な借入れ措置は、厳にこれを慎むとともに、地方税収入の当初見積りは、的確に行うよう慎重を期すること。

三 国・地方間の税源配分について抜本的に見直し、地方税源の安定確保を講ずべきであり、当面、税制改正に当たつて地方財源が減少を来すことのないよう万全の措置を講ずること。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年十一月二十一日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「昭和七十五年度」を「昭和七十六年度」に改め、同条第一項中「昭和七十五年度」を「昭和七十六年度」に改め、同項

第二号中「五兆六千九百四十一億五千五百万円」を「六兆四千四百四十三億五千五百万円」に改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「昭和七十四年度まで」を「昭和七十五年度まで」に、「五兆六千九百四十一億五千五百万円」を「六兆四千四百四十三億五千五百万円」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 制	除 額
昭和六十六年度		三千六百三十四億円
昭和六十七年度		四千九百八十四億円
昭和六十八年度		五千三百九十四億円
昭和六十九年度		五千八百六十一億円
昭和七十年度		六千三百六十八億円
昭和七十一年度		六千八百八十一億円
昭和七十ニ年度		七千四百八十五億九千万円
昭和七十三年度		七千二百三十二億七千万円
昭和七十四年度		六千六百四十五億円
昭和七十五年度		六千三百九十五億五千五百万円

昭和六十一年十一月二十六日 参議院會議録第十号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔松浦功君登壇、拍手〕

○松浦功君 地方交付税法等の一部を改正する法律案について御報告いたします。

今回の一般会計補正予算においては、所得税及び法人税の減少見込み額が計上され、これらの税を基礎とする地方交付税財源も減額されることとなりまして、本法律案は、このような事態に対処するため、交付税及び譲与税配付金特別会計において四千五百億四千万円を借り入れて、昭和六十一年度分の地方交付税の総額を確保することを主な内容とするものでございます。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、特例措置のあり方、税制改革と地方財源の確保等の問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論を行いましたところ、本法律案に対し、日本社会党・護憲共同を代表して志苦委員、公明党・国民会議を代表して馬場委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して坂山委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して出口委員より賛成の意見が述べられました。

次いで採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、地方交付税の長期的安定確保等を求める附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十四分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 藤田 正明君
副議長 瀬谷 英行君

片上 公人君	勝木 健司君
平野 清君	刈田 貞子君
猪熊 重二君	及川 順郎君
橋本孝一郎君	木本平八郎君
青木 茂君	鶴岡 洋君
馬場 富君	矢原 秀男君
小西 博行君	坂山 映子君
藤野 賢二君	堀出 啓典君
太田 淳夫君	中野 明君
広中和歌子君	山田 勇君
井上 計君	林 健太郎君
出口 廣光君	中野 鉄造君
峯山 昭範君	和田 教美君
飯田 忠雄君	柳澤 鍊造君
三治 重信君	高平 公友君
林 寛子君	三木 忠雄君
原田 立君	高桑 栄松君
中西 珠子君	栗林 卓司君
田淵 哲也君	下条進一郎君
北 修二君	多田 省吾君
田代富士男君	黒柳 明君
高木健太郎君	伏見 康治君
藤井 恒男君	関 嘉彦君
田中 正巳君	徳永 正利君
西川 潔君	宮崎 秀樹君
本村 和喜君	下村 泰君
山田耕三郎君	松浦 孝治君
福田 幸弘君	前島英三郎君
水谷 力君	宮島 晃君

矢野俊比古君	吉川 博君	斎藤栄三郎君	土屋 義彦君
吉川 芳男君	吉村 真事君	山内 一郎君	西村 尚治君
竹山 裕君	曾根田郁夫君	初村滝一郎君	原文兵衛君
杉元 恒雄君	岡野 裕君	鳩山威一郎君	鈴木 省吾君
大浜 方栄君	江島 淳君	世耕 政隆君	山崎 竜男君
井上 孝君	遠藤 政夫君	星 長治君	松岡満壽男君
降矢 敬義君	堀江 正夫君	柳川 覺治君	秋山 肇君
増岡 康治君	真鍋 賢二君	野末 陳平君	鈴木 貞敏君
最上 進君	田沢 智治君	下稻葉耕吉君	斎藤 文夫君
亀長 友義君	成相 善十君	田 英夫君	宇都宮徳馬君
金丸 三郎君	後藤 正夫君	大塚清次郎君	木宮 和彦君
佐々木 満君	沢田 一精君	久世 公亮君	斎掛 哲男君
長谷川 信君	堀内 俊夫君	山本 正和君	松浦 功君
嶋崎 均君	熊谷太三郎君	福田 宏一君	仲川 幸男君
加藤 武徳君	植木 光教君	名尾 良孝君	高木 正明君
木村 睦男君	岩動 道行君	関口 恵造君	川原新次郎君
石本 茂君	服部 安司君	久保田真田君	松尾 官平君
長田 裕二君	井上 吉夫君	岩本 政光君	大河原太一郎君
梶木 又三君	小島 静馬君	大木 浩君	岡部 三郎君
藤井 孝男君	海江田鶴造君	梶原 清君	安恒 良一君
工藤万砂美君	志村 哲良君	岡田 広君	大島 友治君
野沢 太三君	永野 茂門君	林田悠紀夫君	林 道君
永田 良雄君	中曾根弘文君	坂元 親男君	福岡 知之君
高橋 清孝君	田辺 哲夫君	本岡 昭次君	斎藤 十朗君
石井 道子君	青木 幹雄君	志村 愛子君	古賀雷四郎君
寺内 弘子君	倉田 寛之君	中西 一郎君	安永 英雄君
上杉 光弘君	石井 一二君	一井 淳治君	千葉 景子君
佐藤榮佐久君	宮澤 弘君	田淵 勲二君	諫山 博君
大城 眞順君	向山 一人君	吉川 春子君	渡辺 四郎君
杉山 令華君	村上 正邦君	及川 一夫君	山口 哲夫君
森山 眞弓君	森田 重郎君	下田 京子君	近藤 忠孝君
浦田 勝君	井上 裕君	佐藤 昭夫君	梶原 敬義君
田代由紀男君	岩上 二郎君	糸久八重子君	稲村 稔夫君
谷川 寛三君	中村 太郎君	菅野 久光君	内藤 功君
前田 勲男君	岩崎 純三君	橋本 敦君	中村 哲君
山本 富雄君	坂野 重信君	鈴木 和美君	大森 昭君
伊江 朝雄君		松前 達郎君	高杉 勉忠君
宮田 輝君			

昭和六十一年十二月二十六日 参議院會議録第十号 議長の報告事項

一六三

沓脱タケ子君 大木 正吾君 久保 亘君 矢田部 理君 立木 洋君 神山 篤君 粕谷 照美君 小山 一平君 小笠原貞子君 村馬 孝且君 村沢 牧君 八百板 正君 秋山 長造君 上田耕一郎君		神谷信之助君 丸谷 金保君 浜本 万三君 志苦 裕君 山中 郁子君 野田 哲君 赤桐 操君 松本 英一君 吉岡 吉典君 青木 薪次君 上野 雄文君 小野 明君 市川 正一君 宮本 顯治君		議長の報告事項 去る十一日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。 予算委員 齋藤 文夫君 補欠 田中 正巳君 近藤 忠孝君 吉岡 吉典君 決算委員 田中 正巳君 補欠 中曾根弘文君 議院運営委員 中曾根弘文君 補欠 齋藤 文夫君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 日本国有鉄道改革に関する特別委員 高平 公友君 補欠 野末 陳平君 野末 陳平君 秋山 肇君 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任 を許可し、その補欠を指名した。 外交・総合安全保障に関する調査会委員 赤桐 操君 補欠 中村 哲君 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつ て議長は即日これを大蔵委員会に付託した。 昭和六十年歳入歳出の決算上の剰余金の処理 の特例に関する法律案(閣法第二〇号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決 した旨衆議院に通知した。 昭和六十一年度一般会計補正予算(第一号) 昭和六十一年度特別会計補正予算(特第一号) 昭和六十一年度政府関係機関補正予算(機第一 号) 同日国会において議決した次の予算を内閣に送付 し、その旨衆議院に通知した。 昭和六十一年度一般会計補正予算(第一号) 昭和六十一年度特別会計補正予算(特第一号) 昭和六十一年度政府関係機関補正予算(機第一 号)		昭和三十二年政府関係機関補正予算(機第一 号) 同日議長は、彭真中華人民共和国全国人民代表大 会常務委員会委員長より次の謝電を接受した。 中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会前 委員長葉劍英閣下が逝去された際にご弔電を戴 きましたことに對し謹んで衷心より感謝致しま す。 去る十二日議長において、次のとおり特別委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。 日本国有鉄道改革に関する特別委員 齋藤 哲男君 補欠 木宮 和彦君 山崎 竜男君 宮崎 秀樹君 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任 を許可し、その補欠を指名した。 外交・総合安全保障に関する調査会委員 中村 哲君 補欠 赤桐 操君 同日議員から次の質問主意書が提出された。アイ ヌ民族問題に関する質問主意書(猪熊重二君提出) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 昭和六一年版防衛白書に関する質問主意書(志 苦裕君提出) 去る十三日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。 大蔵委員 吉岡 吉典君 補欠 橋本 敦君 農林水産委員 橋本 敦君 補欠 吉岡 吉典君 商工委員 井上 計君 補欠 橋本孝一郎君 通信委員 橋本孝一郎君 補欠 井上 計君		同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 選挙制度に関する特別委員 上野 雄文君 補欠 及川 一夫君 安恒 良一君 山口 哲夫君 日本国有鉄道改革に関する特別委員 木宮 和彦君 補欠 鈴木 貞敏君 宮崎 秀樹君 山崎 竜男君 秋山 肇君 野末 陳平君 去る十四日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。 大蔵委員 橋本 敦君 補欠 吉岡 吉典君 農林水産委員 吉岡 吉典君 補欠 橋本 敦君 商工委員 橋本孝一郎君 補欠 井上 計君 通信委員 井上 計君 補欠 橋本孝一郎君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 選挙制度に関する特別委員 及川 一夫君 補欠 上野 雄文君 山口 哲夫君 安恒 良一君 日本国有鉄道改革に関する特別委員 鈴木 貞敏君 補欠 高平 公友君 野末 陳平君 秋山 肇君 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員木本平八郎君提出コメの安定供給と 食糧管理制度に関する再質問に対する答弁書	
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

昭和六十一年十一月二十六日 参議院會議録第十号 議長の報告事項

参議院議員木本平八郎君提出知床の国有林における自然保護等に関する再質問に対する答弁書
去る十五日衆議院から予備審査のため次の議案が
送付された。よつて議長は即日これを建設委員会
に付託した。

中水道の整備の促進に関する法律案(伏木和雄
君外二名提出)(衆第五号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
アイヌ民族問題に関する質問主意書(猪熊重二
君提出)

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

佐藤 三吾君

補欠

志苦 裕君

法務委員

辞任

関 嘉彦君

補欠

三治 重信君

大蔵委員

辞任

志苦 裕君

補欠

佐藤 三吾君

農林水産委員

辞任

三治 重信君

補欠

関 嘉彦君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

日本国有鉄道改革に関する特別委員

辞任

市川 正一君

補欠

諫山 博君

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

三治 重信君

補欠

関 嘉彦君

農林水産委員

辞任

関 嘉彦君

補欠

三治 重信君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。
選挙制度に関する特別委員

辞任

佐藤 三吾君

補欠

及川 一夫君

同日議員から次の質問主意書が提出された。
コメの小売販売許可制に関する質問主意書(木
本平八郎君提出)

同日内閣から、参議院議員志苦裕君提出昭和六
一年版防衛白書に関する質問については、検討する
必要があり、これに日時を要するため、十一月二
十九日まで回答する旨の国会法第七十五条第二
項後段の規定による通知書を受領した。

去る十九日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

長谷川 信君

補欠

遠藤 要君

建設委員

辞任

遠藤 要君

補欠

長谷川 信君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
コメの小売販売許可制に関する質問主意書(木
本平八郎君提出)

去る二十日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

飯田 忠雄君

補欠

高木健太郎君

法務委員

辞任

遠藤 要君

補欠

長谷川 信君

文教委員

辞任

高木健太郎君

補欠

飯田 忠雄君

建設委員

辞任

長谷川 信君

補欠

遠藤 要君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。
日本国有鉄道改革に関する特別委員

辞任

坂元 親男君

補欠

上杉 光弘君

同日委員において選任した理事は次のとおりで
ある。

理事 石井 一二君(堀内俊夫君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。
特定地域中小企業対策臨時措置法案(閣法第二
二号)審査報告書

中小企業信用保険法及び特定中小企業者事業転
換対策等臨時措置法の一部を改正する法律案
(閣法第三号)審査報告書

去る二十一日議長において、次のとおり特別委員
の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日本国有鉄道改革に関する特別委員

辞任

上杉 光弘君

補欠

坂元 親男君

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に
任命したので、電波法第九十九条の三第一項の
規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

(十二月二十四日任期満了に伴う再任)

堀田 勝二

山内 一夫

同日内閣から、左記の者を地方財政審議会委員に
任命したので、自治省設置法第七條第二項の規
定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

生田 正輝

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委
員に任命したので、犯罪者予防更生法第五條第
一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求
書を受領した。

(十二月二十四日任期満了の貞閑晴の後任)

金平 輝子

同日内閣から、左記の者を公安審査委員会委員に
任命したので、公安審査委員会設置法第五條第
一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求
書を受領した。

(十二月二十六日任期満了による再任)

堀田 勝二

山内 一夫

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

議長は即日これを地方行政委員会に付託した。
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法
第二一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員猪熊重二君提出アイヌ民族問題に関
する質問に対する答弁書

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委
員に任命したので、犯罪者予防更生法第五條第
一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求
書を受領した。

(十二月二十四日任期満了の貞閑晴の後任)

同日内閣から、左記の者を公安審査委員会委員に
任命したので、公安審査委員会設置法第五條第
一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求
書を受領した。

(十二月二十六日任期満了による再任)

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に
任命したので、電波法第九十九条の三第一項の
規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

(十二月二十四日任期満了に伴う再任)

同日内閣から、左記の者を地方財政審議会委員に
任命したので、自治省設置法第七條第二項の規
定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

(十月十一日死亡の武田隆夫の後任)

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員
の辞任を許可し、その補欠を指名した。

木下 和夫

内閣委員

辞任

高木健太郎君

補欠

高桑 栄松君

文教委員

辞任

高桑 栄松君

補欠

高木健太郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
日本国有鉄道改革に関する特別委員

辞任

久世 公亮君

補欠

寺内 弘子君

小野 清子君

補欠

真鍋 賢二君

松浦 孝治君

補欠

高平 公友君

宮崎 秀樹君

補欠

田代由紀男君

守住 有信君

補欠

木村 睦男君

青木 新次君

補欠

菅野 久光君

丸谷 金保君

補欠

龜山 篤君

田淵 勲二君

補欠

大木 正吾君

渡辺 四郎君

補欠

山口 哲夫君

神谷信之助君

補欠

小笠原貞子君

秋山 肇君

補欠

野末 陳平君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
産業・資源エネルギーに関する調査会委員

辞任

小笠原貞子君

補欠

諫山 博君

昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

永野 茂門君

補欠

平井 卓志君

地方行政委員

辞任

平井 卓志君

補欠

永野 茂門君

海江田鶴造君

補欠

木宮 和彦君

法務委員

辞任

下稻葉耕吉君

補欠

後藤 正夫君

外務委員

辞任

大鷹 淑子君

補欠

大塚清次郎君

後藤 正夫君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

補欠

大塚清次郎君

下稻葉耕吉君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

藤井 孝男君

の小売販売許可制に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

コメの安定供給と食糧管理制度に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年十月十七日

参議院議長 藤田 正明殿

本木平八郎

コメの安定供給と食糧管理制度に関する再質問主意書

九月二十六日提出のコメの安定供給と食糧管理制度に関する質問主意書に対する答弁書(内閣参質一〇七第一号)は、私の質問事項に対して答弁が的確さを欠き、又答弁漏れもあるので、以下再質問する。

一 コメの安定供給のためと称し、国際水準の十倍も高い消費者米価という犠牲を払つてまで食糧管理制度を維持する利点は何か。

二 西欧先進国では食糧の流通を統制せず、完全に自由化しているにもかかわらず、食糧の安定供給に不安を持っていないのに、日本だけが食糧管理制度を必要とする理由は何か。

三 答弁書の一について。答弁は「需給調整を行わなければ(中略)国民が必要とする米の安定的な確保が困難」としているが、需給調整のため毎年二兆円もの犠牲(消費者米価と国際米価の差)を払うのは、最も拙劣な方法であると思ふが、考えを伺いたい。

四 答弁書の四について。答弁書は、食糧制度は「現在、消費者がいついかなる時でもその欲しい量を安定した価格で購入することができる制度として有効に機能して」いるとしているが

「安定した価格」というのが国際価格の十倍も高い価格であるなら、食糧管理制度でなくとも国際市場からいついかなる時でもその欲しい量を購入できるので、食糧管理制度維持の意義付けにはならないのではないか。

また、仮にそのいついかなる時を非常事態とするなら、平時は自由化しておき、非常事態になつてから制度移行するのが統制経済のセオリーではないのか。政府の見解を問う。

五 答弁書はコメが投機の対象となりやすいという商品特性を挙げているが、投機がコメの需給に影響を及ぼすのは、閉鎖経済の中だけであつて、流通が国際市場に開放されていれば、特に日本は外貨資金が豊富なので、国際競争で国民が必要とするコメの確保には心配ないと思ふが、政府はこの方式にどういう不安を感じているのか。

六 答弁書の二について。答弁は、「世界の米の貿易量が極めて小さい」としているが、これは需要に見合つて自然調整されているからであると考え、どうか。仮に、日本が市場を開放すれば世界の貿易量はいくら増えると政府は予想しているのか。

また、現在でも世界のコメの供給余力は、タイ四〇〇万トン、アメリカ一九〇万トン、中国及びパキスタン各一〇〇万トンの合計八〇〇万トンあるといわれるので、供給余力としては充分であるが、どうか。

七 コメの備蓄費用は年間トントン当たり二万五千万円見当と考へるがどうか。仮に二万五千万円として、日本の消費量一千万トンの二年分、二千万トンを備蓄するとしても、備蓄費用は一年五千億円で、前述の国産のための犠牲二兆円の四分の一で済む。これで、コメの輸入自由化に伴う安定供給保障としては、充分と考へるがどうか。

八 答弁書は、稲作農業の生産性の向上を急いでいるとしているが、その結果は、逆に稲作田を

昭和六十一年十一月二十六日 参議院会議録第十号 質問主意書及び答弁書

減反し、穀物の自給率を年々低下させるといふ逆効果を招いている。これは答弁書でいう、「国内で生産可能な米は自給する」との基本方針が間違っているからではないか。

九 答弁書三の(1)について。答弁において、非常事態が長期化した場合には、国内農業生産体制を転換させることにより対応すると説明しているが、現在休耕し荒廃している田畑の生産力を回復するには二、三年を要し、緊急の場合の増産には間に合わないと思うがどうか。

十 仮に政府の説明のように、熱量効率の高い食料の増産が図れたとして、コメ換算何万トンの増産が可能か。またその増産量で国民の必要穀物量の何パーセントを自給できる予定か。

十一 非常事態が長期化した場合には、むしろ食糧の輸入に注力すべきだと考えるが、緊急輸入には、平常からの輸入元の確保、ソース及び輸入ルートの多角化が必要と考えるが、政府の見解はどうか。

十二 答弁書の三の(2)について。答弁書は、「米の輸入自由化が直ちに米以外の穀物の生産を促進するとは考えていない」としているが、それでは現在の食糧管理制度を続けて、どのように穀物の自給率を上げていくつもりか、明確に示されたい。

十三 仮に食糧管理制度を維持したまま自給率を上げることができたとすると、現在の輸入依存率六十八パーセントがゼロになると考えられず、需要量の半分以上は今後も輸入に頼らざるを得ないと思うがどうか。

十四 答弁書はコメの安定供給について、「国民の必要とする数量の米を必要ときに輸入し得る保障はない」としているが、それと同じことが穀物輸入にも言えると考え、この不安さを政府はどう解決するか。

もしこの不安定さを解決できなければ、コメの安定供給だけが確保できても国民の生活安定は達成できないと考えるがどうか。

質問主意書及び答弁書

十五 質問主意書三の(2)の趣旨は、次のとおりであり、再度的確に答弁願いたい。現在はコメの生産者価格が割高なため、他穀物を生産しても引き合わないが、コメの値段が安くなれば、国内的には他穀物の生産も採算がとれるようになり、休耕地が活性化され、穀物の自給率を高めると考えるがどうか。

十六 最後に現在の食糧管理制度は、コメ生産及び農業維持のため過去の犠牲で多大の犠牲(支出)を強いられる結果になっており、今ではかつて日本農業をスボイルしている面の方が大きくなっていると考えられるので、根本的に見直す必要があると思うが、政府の見解を示されたい。

以上十六項目の質問に対し、項目をまとめることなく一項目ずつ答弁されたい。

昭和六十一年十一月十四日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員木本平八郎君提出コメの安定供給と食糧管理制度に関する再質問に対する答弁書

参議院議員木本平八郎君提出コメの安定供給と食糧管理制度に関する再質問に対する答弁書

一について

我が国の米の価格は、生産者価格ベースと比較すると、外国産の米の五倍から十倍であるが、品質格差、為替レートの変動等から一概に比較することには問題があり、また、消費者価格ベースと比較すると、生産者価格ベースと比較する場合と同様の問題はあつたものの、米国における価格の二倍程度である。したがって、「国際水準の十倍も高い消費者米価」を前提として食糧管理制度について議論することは適切でない。

なお、食糧管理制度は、国民の主食である米を政府が責任をもつて管理することにより、生産者に対してはその再生産を確保し、また、消費者に対しては安定的にその供給責任を果たし、国民食糧の確保及び国民経済の安定を図るという重要な役割を果たしている。

二について

西欧先進国の主要消費穀類は麦類であるが、供給熱量の比率でみても日本における米の供給熱量比率(約三割)に比べて小さく、日本人の食生活における米のような主食としての位置付けにはない。また、麦類は、国際貿易量も多く歴史的に国際市場が確立しており、国際貿易商品としての生産がなされているのに対し、米は、その貿易量も小さく国際市場も確立していないことから、タイ、米国等を除き多くの国々では国内自給を基本に生産が行われており、安定的な国際市場を前提とすることはできない。

このため、我が国においては、必要な時に必要な量を確実に輸入することができないこと、我が国農業が水田稲作農業を基幹として営まれていること等を踏まえ、米については、国内自給の基本方針の下に、投機の対象とされやすいという商品特性等を踏まえて国民への安定供給を図っていくため、食糧管理制度により管理を行っているところである。

三について

御質問にある消費者米価と国際米価との差毎年二兆円というのは算出の根拠が明らかでないので詳述できないが、米は二についてにおいて述べたとおり国内自給を基本方針とすべき作物であり、需給調整のための国民の負担は、食糧管理特別会計への繰入額(昭和六十一年度予算二千九百六十億円)あるいは食糧管理費(昭和六十一年度予算五千九百六十二億円)でとらえるのが妥当であると考え、したがって、需給調整のために毎年二兆円もの犠牲を払っていることとを前提とした議論は適切でない。

とを前提とした議論は適切でない。

四について
世界の米の国際市場についてみると、貿易量は小さく輸出国の作況等により大きく左右されることがから、一億二千万人の人口を有する我が国が必要な時に必要な量を輸入できる実態にはない。

また、このような世界の米の貿易実態を踏まえ、仮に平時には輸入に依存することとし、非常事態に陥った時にのみ統制することとしても、その時には、国内生産を行うための水田の荒廃から短期間には生産力を回復できず、また、仮に、水田の生産力を回復できたとしても生産を行う農業者の確保は図り得ず、国内生産への対応は困難である。

したがって、平時から食糧管理制度の下で国内での米の生産力を維持しながら国民への米の安定的な供給を果たしていくことが必要である。

五について

四についてにおいて述べたように世界の米の貿易実態は一億二千万人の人口を有する我が国が必要な時に必要な量を輸入できるものではないが、あえて我が国の経済力によつて輸入するとすれば、そもそも世界全体の需給バランスを崩すばかりでなく、米の国際価格を高騰させ、発展途上国を中心とした輸入国の安定的な購入の途を閉ざすことにもなりかねず、国際摩擦を引き起こすおそれがある。

また、国内生産によらず輸入に依存することとすれば、貴重な国土資源である我が国の水田を有効に利用することなくその荒廃を招くこととなるし、貯水機能等国土保全や自然環境保全上の機能も失われることになる。更に、米に依存している地域の経済・社会に深刻な打撃を与えることとなる。

六について

米の国際貿易量が極めて小さいのは、そもそも

も米が歴史的に国際貿易商品として生産されているわけではなく、世界の米生産の九割を占めるアジアの米の大部分が自国民のために生産され、地場消費されるか、又は産地に近い地域で消費されるためである。また、我が国においては国内自給を基本方針としていっているところである。

なお、御指摘のタイ、米国等の米の供給余力については根拠が明らかではなく、また、各国の米の供給余力については、水田面積、かんがい施設の状態等から判断される必要があるが、これらを十分踏まえた国際機関等による確たる見通しがあるとは承知していない。

七について

米の備蓄費用については、現存する施設を用い、既に購入済みの米を備蓄する場合に、その金利及び保管料しか要しないことから、玄米トン当たり年間二万二千円と試算される。しかしながら、二千万トンの米を備蓄する場合に、新たに膨大な米の保管施設を整備する必要があり、更に、これを主食用としていつでも消費できる状態で保管することは不可能と考えられることから莫大な売買損失を生じるなど国民の負担は非常に大きくなる。

以上の点にかんがみれば、御指摘の考え方は、政策的に採用できないものである。

近年、穀物の自給率が低下したのは、高地傾、高入件費の我が国においては、畜産物消費の増大に伴って需要が増加している飼料用穀物の大部分を輸入に依存せざるを得ないこと等によるものである。

また、現在、水田利用再編対策として米の生産調整を実施しているが、これは消費の減少と生産力の向上により潜在的な需給ギャップが生じているからであり、同対策においては、米の需給均衡化を図るとともに、水田の持つ高い生産力を維持しつつ総合的な国内自給力の維持強化を図ること及び地域農業の再編成を図ることを目的としてきていており、生産調整が穀物自給率の低下を招くとは考えていない。

なお、稲作農業の生産性の向上は、単位面積当たり生産量の向上ばかりでなく、投下労働時間の短縮、物財費等経費の節減等の側面もあり、必ずしも生産調整面積の増加を招くとは考えられない。

また、そもそも生産性の向上を図っていくことは、産業として自立し得る稲作農業を確立する上でも必要なことである。

九について

現在実施している水田利用再編対策においては、水田の持つ高い生産力を維持しつつ、食料自給力の向上を図るという観点から、稲作から他作物への転換を促進してきていっているところであり、同対策上は休耕を認めてはおらず、これによつて水田が荒廃しているという事実はない。

十について

食料輸入が途絶するといった非常事態が長期化した場合には、水田には水稲を、その裏作には可能な限り麦を付けるなど耕地利用率を最大限に高めるとともに、畑においては甘しよ、馬鈴しよ等熱量効率の高い農産物の増産を図る等により、可能な限り必要な食料を確保するという対応にならざるを得ないと考えている。

このような対応を前提に試算を行えば、昭和二十年代後半の供給熱量水準である国民一人一日当たり二千キロカロリー程度を国内生産によつて賄うことができるかと想定している。

十一について

非常事態が長期化した場合の対応として想定しているのは、熱量効率の高い食料の増産を図るなど国内農業生産体制を転換させていくというものである。

今後とも食料の相当部分を海外に依存せざるを得ない我が国としては、主要輸出国との相互信頼関係の維持に努め、安定的な食料輸入の確保を図ることが重要であると考えているが、国際紛争等によりそもそも輸入による食料の確保ができないような事態が長期化することは想定し得ることであり、その場合には国内農業生産体制を転換させることにより対応していかなざるを得ないものと考えている。

米等我が国の風土に適した基本食料を中心とする日本型食生活の定着・促進を図るとともに、生産性の向上を図りつつ、米等の農産物については引き続き完全自給ないし極力国内で自給する体制を確保することを基本として、総合的な食料自給力の維持強化に努めていくこととしている。

十二について

食料の安定供給を確保することは、国政の基本ともいふべき重要課題であり、そのため、米土を有効利用し、生産性の向上を図りつつ、米等の農産物については引き続き完全自給ないし極力国内で自給する体制を確保することを基本として総合的な食料自給力の維持強化に努めていくこととしている。

十三について

しかしながら、国土資源に制約のある我が国では、飼料用穀物等については、今後とも大部分を輸入に依存せざるを得ないものと考えており、これらについては輸入の安定確保に努めていく考えである。

米以外の主な穀物については、世界の貿易量も大きく、また、輸入先の多角化、備蓄等により必要量の確保に努めており、更に、飼料穀物がその大部分を占めることから、不測の事態が生じた場合でも、その及ぼす影響を米の場合と同様に考えるのは適当でない。

十四について

他方、国民の主食であり、かつ、我が国農業の基幹作物である米については、国内で生産可能な米は自給するとの方針の下で、その安定供給を図ることが重要であると考えている。

なお、米の安定供給さえも確保できないこととなれば、国民の食料確保に対する不安は大きくなるものと考ええる。

十五について

米と他作物との収益性を、十アール当たりで比較すると一般に米の方が高い一方、一日（八時間）当たりで比較すると必ずしも他作物が不利でない状況となっており、必ずしも米価と穀物自給率が結び付いているとは考えていない。

十六について

食糧管理制度は、国民の主食である米を政府が責任をもつて管理し、その需給及び価格の調整と流通の規制を行うことによつて、生産者に対しては再生産を確保し、また、消費者に対しては家計の安定を図るという重要な役割を果たしており、このような制度の基本は維持する必要があるが、この制度の下での財政負担は国民の主食である米の安定供給に必要な経費とみることはできると考えている。

なお、本制度については、これまで事情の変化に即応して自主流通制度の創設（昭和四十四年）、予約限度数量制度の創設（昭和四十六年）等を行うとともに、昭和五十六年には過不足両様の事態を念頭に置いた制度にするという考え方の下に食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）の改正を行い、更に昭和六十年には流通段階における各種活動の活性化、合理化を図るための流通改善措置を講ずるなど、必要な見直しを行つてきており、今後とも国民各界各層の理解と協力が得られるよう事情の変化に即応して必要な運営面での改善を積極的に図つてまいりたい。

昭和六十一年十一月二十六日 参議院會議録第十号 質問主意書及び答弁書

知床の国有林における自然保護等に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年十月三十日

木本平八郎

参議院議長 藤田 正明殿

知床の国有林における自然保護等に関する再質問主意書

昭和六十一年十月二十四日付け内閣参質一〇七第五号答弁書に關し、答弁の表現が簡潔すぎて十分理解できない点があり、次のとおり再質問する。

一 答弁書の「二」について

(一) 『池子米軍家族住宅の建設については(中略)立地、環境等あらゆる面から検討し、決定したものである』となつてゐるが、この「検討」の対象には、一番最初の計画策定時における現地条件だけではなく、その後の市長リコールをはじめとする住民運動の経過などもすべて含まれてゐると解釈してよい。

(二) 『その実施に当たつては、今後とも、環境保全に十分配慮するとともに』となつてゐるが、十分配慮するのは環境保全だけか。私の質問の主旨は、むしろ今後の住宅建設の強行着工等、今後の本件計画の進め方如何によつては、米軍家族と住民の間にトラブルが発生し、果ては日米両国民の感情問題、安保条約ないしは日米共同防衛体制にまで影響を及ぼすのではないかと懸念であるが、この点も十分配慮されてゐると解釈してよい。

二 答弁書の「三」について

最近の政治は、内政、外交、国際関係に限らず問題が複雑にからみ合ひ、単独省庁の立場、判断では大局を誤るおそれ増大しつつあり、特に日本の場合には各省庁の縦割り行政の反省が求められるところであるが、池子米軍住宅問題についての答弁は内閣の大局的見地からの検討を加

えられてゐると理解してよろしいか伺いたい。

三 最後に池子の米軍住宅問題については、現在まで第三者の介入を排し、純粋な住民運動として、良識の範囲を守り、手続も民主主義のルールに則つて穩健に進められてきた。その主張内容については反対側の立場にある政府としては、種々異論もあるが、住民運動の形としては評価すべきものであり、今後かかるタイプの住民運動を誘導すべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

昭和六十一年十一月十四日
内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員木本平八郎君提出知床の国有林における自然保護等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出知床の国有林における自然保護等に関する再質問に対する答弁書

一及び三について

池子米軍家族住宅の建設については、横須賀地区における米軍家族住宅の不足を緩和するため、立地、環境等あらゆる面から検討し、決定したものである。

その後、リコール等の住民運動が行われてゐることは承知してゐるが、いずれにしても、その実施に当たつては、今後とも、地元を理解を得るよう努めてまいりたい。

二について
政府として検討し、答弁したものである。

アイヌ民族問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年十一月十二日

参議院議長 藤田 正明殿

猪熊 重二

アイヌ民族問題に関する質問主意書

アイヌ民族が国から無償下付を受けた土地及びその他の共有資産の保有に關し、現在、「北海道旧土人保護法」が適用されてゐるが、右法律は、現行憲法上問題があると思料する。

また、政府の国連事務総長に対する市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)第二十七条に關する報告(昭和五十五年十月)に「本規約に規定する意味での少数民族はわが国に存在しない」旨の記述があるが、右報告内容については疑義なしとしたい。

よつて、右の見解のもとに、以下の諸点について質問する。

一 「北海道旧土人保護法」について

1 右法律にいう「北海道旧土人」とは、何人を指称するの。アイヌ民族を指称するものと理解してよい。

2 右法律を適用するためには、当然に、「北海道旧土人」すなわちアイヌ民族とそれ以外の日本国民とを識別することが前提となるが、この識別の法的基準はどのようなものか。

3 アイヌ民族を「北海道旧土人」と呼称することとは、アイヌ民族を侮蔑的・差別的に取り扱うものであり、「人種により差別されない」という憲法第十四条の精神に照らして疑義あるものと思料するが、政府の見解はどうか。

4 アイヌ民族が土地を取得し、所有・占有して以來、すでに五十年以上(最長期間では八十年以上)経過してゐるにもかかわらず、なお、右のような土地所有権に対する制限を付することは、合理的な差別とは考えられず、法の下平等を定めた憲法第十四条の精神に照らして疑義あるものと思料するが、政府の

見解はどうか。

5 右法律第十条によるアイヌ民族の共有財産に対する北海道知事の管理・処分権に關し、

(イ) 法律制定当時の、右知事の権限の根拠(理由)はいかなるものか。

(ロ) 右の根拠(理由)は、現在においても妥当するものと思料してゐるのか。

(ハ) 現在、右制定当時の根拠(理由)以外に、右法条の妥当性を認めるに足る他の根拠(理由)が存在するの。

6 行政機関が、アイヌ民族の固有の共有財産を管理・処分する権限を保有することは、憲法第十四条の精神に照らし疑義あるものと思料するが政府の見解はどうか。

二 政府の国連に対する前記報告について

1 一般論として、アイヌ民族は日本民族と「種族的、宗教的又は言語的に異なる民族である」といわれるが、政府の見解はどうか。

2 政府が国連に対し、アイヌ民族がB規約第二十七条にいう「種族的、宗教的又は言語的少数民族」に該当しない趣旨の報告をした根拠を明らかにされたい。

3 仮に、政府の国連に対する右報告の根拠が、B規約草案を審議した国連第三委員会において採択された「同規約第二十七条にいう『少数民族』の意義に關する注釈(合意事項)」によるものであるとすれば、右注釈(合意事項)の国内法規としての適用根拠を明らかにされたい。

4 右報告に關連して、中曾根総理大臣の昭和六十一年十月六日の参議院予算委員会における「日本は単一民族という非常にいい誇るべき長所がある」旨の発言及び遠藤法務大臣の昭和六十一年十月二十三日の参議院法務委員会における「日本国には国籍を有する国民に少数民族はない」旨の発言の両発言は、いずれも、アイヌ民族が日本における少数民族ではないとしたものだが、政府として、現在に

おいても、右発言の趣旨を維持するものであるか否か。

5 中曽根総理大臣及び遠藤法務大臣の右発言について

(イ) 両発言は、アイヌ民族の意見を、何らかの形で、事前調査した上でなされたものなのかどうか。

(ロ) 多数者が少数者の存否を判断する場合、少数者の意向と全く無関係に、多数者の独自の判断に基づいて結論を導くという方法は、独善的判断方法と批判する見解があるが、政府の見解はどうか。

右質問する。

昭和六十一年十一月二十一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員猪熊重二君提出アイヌ民族問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員猪熊重二君提出アイヌ民族問題に関する質問に対する答弁書

一の1について

「北海道旧土人」とは、ウタリの人たちを指称するものである。

一の2について

現在、北海道旧土人保護法の適用に当たり、ウタリの人たちであるか否かを識別する必要は生じていない。

一の3について

「北海道旧土人」という呼称は、適切ではないと考えている。

一の4について

北海道旧土人保護法第二条第二項の規定は、同法第一条の規定により無償下付した土地について、無償下付の目的が達せられるよう必要な制約を定めたものであり、憲法第十四条には違反しないものと考えている。

一の5及び6について

北海道旧土人保護法第十条の規定は、ウタリの人たちの共有財産について、何らかの事情によりウタリの人たちの共同管理が困難な場合において、その保全のため北海道知事が代わつて管理することができるとした規定であり、適切な共同管理の方法がある場合に当該方法による管理を行う場合は当然開かれているところである。

二の1及び2について

市民的及び政治的権利に関する国際規約に關して昭和五十五年に提出した報告中の同規約第二十七条に係る部分は、同条全体の趣旨に照らし、同条に規定された権利を否定された少数民族は我が国に存在しないとの趣旨を記述したものである。

二の3について

御指摘の注釈は、条約の解釈に当たり、参考となる資料である。

二の4について

中曽根内閣総理大臣及び遠藤法務大臣の発言は、市民的及び政治的権利に関する国際規約第二十七条に規定する権利を否定された少数民族は、我が国に存在しないとの趣旨を述べたものである。

なお、日本民族は、長い歴史のなかで諸民族が混合一体化して形成されたものといわれており、アイヌ民族もその中の一つであつたと考えられていること及びその子孫の方々が現存していることは事実であることについては、昭和六十一年十一月十日の参議院予算委員会における中曽根内閣総理大臣の答弁において、述べているところである。

二の5について

発言の趣旨は、二の4についてにおいて述べたとおりであり、事前調査を必要とする事柄ではないと考えられる。

第七号中正誤

ベシ 段 行

誤

正

ニニセ 対象を

を

対象を

モ 一 安全経営

誤

安定経営

第八号中正誤

ベシ 段 行

誤

正

モ 三 九 守るところで

守るところで

昭和六十一年十一月二十六日 参議院会議録第十号

一七〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 平 105
電話 東京 五二四二(大代)

定価
一〇〇
円部